

162

5741

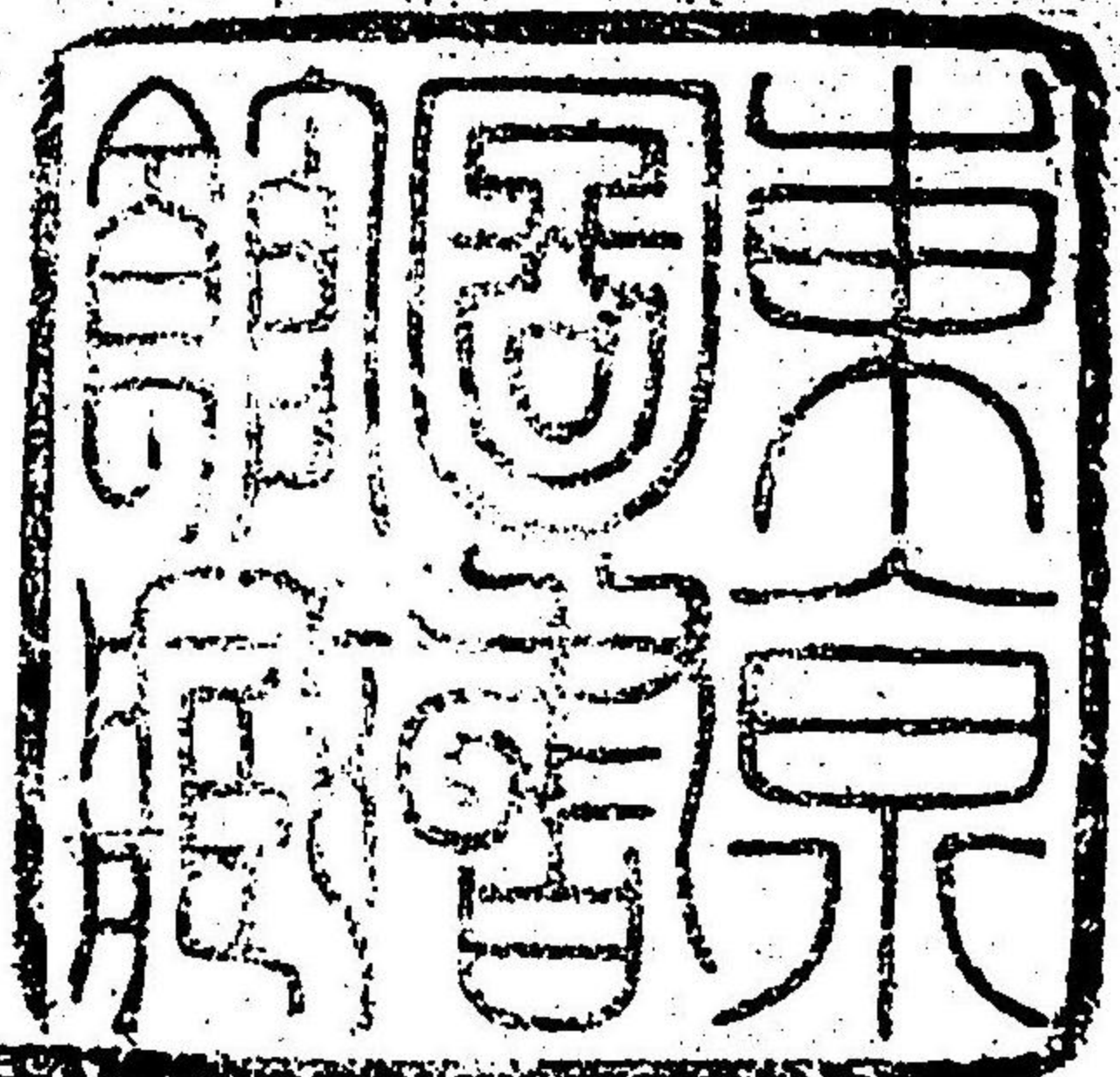
北村正武編述

滋賀縣會議員正傳

附滋賀縣選出貴冢兩院議員正傳

天怒閣藏

特 14
476







凡例

- 一 齋國の策は一家一村より成る今や地方自治の政を布れ立憲の基樹つの際に臨み其縣會に於て縣民を代表する議員其人の人となりを知す雲烟看過興り知ざるの愚を學ぶ者やある故に本書を編纂して其經歷と其性質特伎と燎爛たらまむ
- 一 本書の首として公平に至正よ尤も誤謬なからんを期す其海聞にして足らざるはらば后日に於て増補訂正せん
- 一 各議員の履歴は著書の探聞に係るあり有志者よりの寄送あり議員其人より得たるあり然れども確説直話を専らにそ問々誤謬を保せず讀者倭人の觀境を爲すと識る莫れ
- 一 著者本書を編纂の當初其文脈を一定にせんことを期せしが讀者の倦勞を慮り滑稽を交へ通讀の際倦むならんを勉めたり
- 一 傳記中精粗詳略大に權衡を失とるの嫌あるは固より著者の覺悟する處にして編纂上萬止むと止ざるの事情あれをなり
- 一 本書の校合は最初より某氏に一任し措きた處印刷後一閱し來れば文字の顛倒誤字脱字は

勿論傍訓さへ誤り多し故に更に印刷せんとせしむ其時機を失し爲めに損害の夥多あるを察し姑く其儘どいなしぬ他日刷正して其罪を謝すべし

著者 北村竹次郎識

●滋賀會議員正傳

附滋賀縣選出貴衆兩院議員正傳

脚原	豐君	吉川治郎左衛門君	……三〇
谷澤龍	藏君	井狩彌左衛門君	……三二
中邑庄五郎君	……三	井上敬之助君	……三五
櫻市次郎君	……九	谷村八右衛門君	……三六
木戸良貞君	……一	木村政延君	……三八
北川舜治君	……五	川伊與助君	……四二
柴林宗五郎君	……九	原重右衛門君	……四三
鵜飼退藏君	……二	小澤三右衛門君	……四五
西田哲太郎君	……四	澤田耕次郎君	……四七
岡田逸次郎君	……五	竹村太左衛門君	……四八
今川正直君	……八	西村市良右衛門君	……五〇

野崎忠左衛門君	豐田彦治郎君	出路忠平君	山中利右衛門君	小泉新助君	藤野嘉平君	中村長次郎君	安孫子長兵衛君	橫田吉良平君	北川吉良平君	中村一藏君	林好本君	西田庄助君	橫山安忍君
……五二	……五四	……五五	……五七	……六〇	……六三	……六五	……六六	……六九	……七一	……七二	……七四	……七八	……八〇
上田喜隆君	中居太平君	久保彌重郎君	伊夫枝資彌君	川瀨兵內君	高原一義君	淺見義隆君	下村義隆君	新井旭君	丹羽太八郎君	田中茂右衛門君	野崎源左衛門君	前川源次郎君	
……八三	……八五	……八六	……八八	……九〇	……九三	……一〇一	……一〇二	……一〇四	……一〇七	……一一〇	……一二二	……一二四	

川原林德明君	中田長茂君	西川重威君	川島宇一郎君
……一六	……一八	……二〇	……二三
林田騰九郎君	中小路與平治君	大東義徹君	江龍清雄君
……二六	……二七	……三〇	……三三
			下鄉傳平君
			……三七

滋賀郡膳所村大字中庄
 榊原 豊君



三百年の覇業は青年壯士の鉄拳の爲め。當時の人士の夢想よだも思ひざる。維新革命の時
 に在つて。勤王の志厚く専心國家の爲に。一身と犠牲に供し膳所藩中此人よろど。思はし
 人情浮遊なる世に處て。獨り廉傑の節を守り。かの周の代に於る伯夷叔齊其人にも譲ら
 ざる人は誰ぞ。これより明治廿五年三月の總選挙の際に。多數の名望四囲に集まりて當選
 せられたる。縣會議員榊原豊君なりとす君は天保六年乙生れ。膳所藩士中に於て鏘々たる
 者。夙に大志を懷ら國老村松某の逆政を憤り。藩政を革新せんと孤身天に代て誅せんと爲
 せしも。可惜天運來らざりしにや其事を不果。怨に咽んで鉄窓の下に呻吟するの逆境に。
 満腔の熱血の那邊に洩すべき。終日天を啣ち鉄窓を洩るも月影を
 詠めては。妻子兄弟の悲嘆を想起し。天飛ぶと羨望し。只管赦免の期を擧ぐ其秋。偶長

州の士京都に亂入せしを以て。膳所藩俊才に乏しきを告げ。以て一時免るを得たり。君適ち機失ふべからずと直に脱藩す。長州に至り有志と結合し。砲煙彈雨の中に固有の勇を鼓し。修羅闘争の間に身を投じ。轉戦功ありしが若干も無く大政奉還となり。王政復古の新天地に始めて自由の軀となるを得たり。後ち藩に歸りて山崎友親等と與に。膳所参事と爲り家祿奉還家政更革の衝に當る。尋て滋賀縣大参事を拜せしも。少しく思ふ所ありて其職を辭し商界に企業せんと横濱に至つて商店を開た。海外貿易の事業に就き。富國の策を講せんとせしに。寸善尺魔は人世の常。一朝火災の爲めに尽く其財本を鳥有と歸し。爲めに其素志を果さず於是東都に移り。農商務省に職を奉せしが。少時にして辭す。郷里膳所に歸りて爰に耕耘の業を専らとす。

明治廿四年滋賀縣廳移轉論の際。君撰ばれて膳所有志惣代となり。東上して當路の大臣と面接を請ひ。移廳の爲とべからざることを具陳し。縣下の利害を縷々演述して歸郷せられたり。元來君が家たる富裕にあらず然れども天資私利を捨て、公益と裨補せんのみ思ひ居れば。自ら財政上は困難と來せし理の然らしむる所。故に膳所有志者殊々君が東上の慰勞

として。金五拾圓を君に贈りしに。君固辭して之を不受。再三に及ぶも君が清廉ある。斷然辭退し指頭だも觸れず。有志者更に談合し再び金三拾圓を封じ。袴料として君に贈る。君敬度の好意辭とるに忍びず。終に之を受て直に金三拾圓を。膳所小學校に寄附せらる。茫々たる世上幾多の士ありと雖も。實に君の如く清廉潔白なるは。少しと云はんよりは寧ろ渺なり。欣慕とるに餘りありと稱とべきの好人物。轉だ感又堪す。

明治廿五年三月滋賀縣會議員惣擧あるに當り。君の衆望の篤る所となり擧られて議員に當選す。吁使ふべし吾滋賀縣會場裡に。此清廉ある。快活なる老將軍を加へ得て。一段の光彩を添へ。一層沈着有爲の氣風を倍し。議場爲めに一種の光輝ある。夙に識者の知る所あるべし。



滋賀郡大津町大字下堅田
谷澤龍藏君

眼を國家の消長如何に注ぎ。憂國慨世の精神勃々として。かの漢廷の諸老が泰平の夢に沈

醉したる際に當り。流涕長太息の治安策を上りて。洛陽の少年賈生其人を凌ぐ勇氣あるも。之を三寸の胸襟に罩たむ。漫りに表に顯わさず温厚篤實君子の風あり。笑ふて迎へば三歳の赤兒も。莞爾として膝下に昵み。一朝事あるに當つてハ三寸の舌頭。侃々諤々吐露する所。隻語と雖も間然とる所有る無し。吾滋賀縣會場裡に入傑ゆりと稱せられ。大津組合代言人の牛耳を採る者の誰たれ。當時滋賀縣會常置委員補欠員たる谷澤君龍藏氏と答ふるに。躊躇せざる可し。君嘉永五年六月を以て。若狹國遠敷郡西津村に生る。父ハ渡邊瀬平と云ひ舊小濱藩士たり。君ハ其第二子たりしが故ありて谷澤氏を襲ぐ。幼にして學を好む其始て小濱藩立學校に入りて漢籍を修むるや。夙に才學を以て稱せらる。瞬時として同校貢進生とあり同藩大參事某と與に上京の途に上り大ひに法律經濟の學を修む。明治四年敦賀縣設置の際。國ハ歸り同縣下に於て訴訟代言の事務と執る。同九年代言人規則を設定せらるるに及び。代言試験を経て代言人の免許を受くるや。直ちに事務所を設け其業を營む。同年敦賀縣廢せられ滋賀縣に合併せらるるに當り。本縣に轉じ依然其業を執掌す。同十三年代言人規則と改正せられ。組合を樹て而して其會長を設けらるるに及び。君擧ぐられて大津産

根代言社合會長とある。爾來改選毎に必ず再撰せらる。現に大津社合代言人會長たり。同廿一年十二月滋賀縣會議員に當選せらる。在職中廿二。廿三兩年度歳出歳入審査委員に當選と。同月君縣下七十万同胞の智識を交換せしめ相互の間に得る處ゆらしめんと。同志の士に謀り近江俱樂部なる社交的團體を組織と。同廿二年二月町村制施行に際し大津町制度商議員となり。同年四月大津町會議員に當撰す。同年五月郡會議員に被撰せられ。同年八月感する所有て政社を設け命名して政友會と稱と。推されて其幹事亦會長に被撰た。一時天下の輿論を喚起せしめたる條約改正に付。君心私かに吾國權の伸縮消長ハ關とるを以て非條約改正を主唱し同會の名義を以て書を元老院より其意見を上陳す。同年十一月近江私立衛生會評議員に當選す。同廿三年七月衆議院議員撰舉ハ際。福井滋賀の兩縣に於て有志の推す所とあり候補者と呼れて競争せられしが。天道是か非か。敗を取りて次點者となれり。同廿四年五月露國皇太子ニコラス殿下の大津へ御來遊あらせらるるや。兎漢津田三彌が爲先御輕傷遊ばされたり。是時に當て妖雲暗膽忽焉東洋の天を覆ひ。何日何時如何なる大怒濤の我日本海へ推し寄する事の有らんやと。上下官民の別なく大駭々大愕々たりしより爲

に大津町民は臨時町會を開き。之れが善後策を討究せんとす。君亦議員たるを以て此會に出席す。議員中大津組合代官人中山勘三なる人一個の建議を提出して曰く「今回の事變に依り若し政府に於て。大使を露京に派遣せらるゝ事あれば。之れと同時に我大津よりも。一名の物代を撰舉し。露國皇帝陛下へ謝意を表する爲に。隨行せしめん事を。政府に請願致したし」云々と述べたるに君此説を駁して曰く「曩も佛國に於て露國皇帝陛下が御遭難ありし際。別に給代も撰み彼の國に使したることを聞かず。然るに今回御見舞物代を派遣せる如きは其の政策姑息に失して。國權の消長に關する勢ならざる故に。如斯建議を容るべからず」云々と諄々として述べ了るや。甲賛乙駁幾多論議の局遂も君が意見を贊するもの過半以上を占む。君此事件に就て。中山勘三氏と興に弁護人となり。法廷に於て大ひに國法と國家との爲め。忌憚なく只其信する所に憑り。誠實に熱心に弁護を爲せし結果。其判決宜しきを得たるは。全く君の尽力する所あればなり。同年十二月滋賀縣會に於て常置委員に撰任さる。同廿五年二月福井縣に於て亦推されて衆議院議員候補者となり。藤田孫平氏と競争せしが。惜しむ哉僅々十七票の差にて敗を齎したり(曾て大坂控訴院に當撰訴訟を起せ

し)敗訴となり目下大審院に上告中(同年三月滋賀縣會議員總選舉の際再選し。翌月臨時縣會開かるゝや常置委員補欠員に當撰と。君の代言事務を執るや。敏捷活潑懇到周匠至らざる所なく。殊々訴廷にありて。權利義務を主張し有罪無罪を論するや議論明確。往々裁判官をして感せしむる者ありと。之れを以て君が略傳の終りとなす。左に君の近咏を轉寫し君の風流を知しむべし

秋 巢 鴨 觀 菊

數朶黃花氣自幽。 香風不媚露方稠。
不爲春日繁華觀。 獨冒嚴霜殿悲秋。



滋賀郡坂本村大字坂本 中邑庄五郎君

其意氣の爽快なる其運動の快活なる。三尺の秋水の淋漓たる鮮血を白雪に濺ぎ。時に南山白雪を踏んで。英雄千古の遺徳を晴さんとし。身の台麓に逸居するも。文弱の弊風と慨嘆

して。大ひは江湖の間に萬丈の氣焰を吐かんとす。或時の閑に乗じて山野を跋渉し。一銃を肩にして鬚面得々として快濶の氣充滿と。樹木を折り岩石を蹴飛ばし。一吠肝膽を塞わらしむるも。大喝一聲之を叱咤して。猛獸をして足後に挫若せまむる者は誰ぞ。滋賀縣會場裡に於て滑稽的直論家を以て。一方に雄視する者は其れ何人。之れ滋賀縣にて豪族の聞へ高さ。枕泉居士中村庄五郎君なり。

君の滋賀郡坂本村の舊家にして。台麓の酋長たり。君の笠臣諱祐義字宣郷靜山と號し亦枕泉と稱す。世々近江國滋賀郡坂本村宇泉に住す。父を中邑庄右衛門笠臣祐竟と呼ぶ。君は其第三子也。明治四年京師の碩儒澤渡精齋先生の書塾に入り。漢學を專修と。又劍客佐々木武先生の門に入り劍法柔術を修行す。同七年歸省し同十一年亦笈を負ふて東都に遊ぶ。再び澤渡精齋先生の門に入りて六經を研究と。又三島仲洲先生の門を叩きて文學を修む。同十三年一度は郷里に飯り。爾來坂本に幽居して天眞の英氣を養ひ。朝に崎嶇たる比叡山上に杖を曳き。山深ふして蒼翠滴んとするの間に轉た感慨を起し。夕に鱗浪層々たる湖畔に逍遙して塵氣を洗滌せんとと。猛虎強鷲懼るゝに足らず。君にして花の朝月の夕。

獨歩閑吟怒濤迸流愕くよ及ふ可けん。天地の自然活物なりと。情を天外に放まゝにそ。嗚呼忙中尙や閑ありとは英雄の本色。君の勤王の志厚く常に皇室を尊崇し。流行の黨派的運動を忌み。殊に外風の漸次我國に侵入することを嫌ひ。かの所謂神風黨的にして。若し國家の姦賊のらむ。何の猶豫も無く鉄拳を揮ふて。鮮血淋漓たるの生首を引抜き。寸断して足下は蹂躪し汚穢し了るは。君の平素滿腔に蓄積する所なり。明治廿一年縣會議員に當選せらる。君大ひに之を不名譽ありとし直に辭と。然れども其筋の勧誘に因り遂に承諾す。同廿三年解任し廿五年再び縣會議員に當選と。村中の強推する所已むなく其職を承く。身世勞々俗塵を厭ふ。閑に篋竹を拖に山行をなと。然れども未だ山林の願を結とす。山色人に於て則ち情あり。誦了つて君の素行に似たるを想ふ



滋賀郡伊香立村大字下龍花
櫻 市次郎 君

讀書万卷共身蠶魚となるも。宇宙多忙の間に何爲の者ぞ。博く學び博く識るも。活動世界

一〇
に處するの道を覺悟せずんば。果して能く經世の策を講じ得らるゝや否。凡々たる腐儒と化して。世人をして生た字典。本箱先生と稱号せしめ。空しく嘲笑内裡に葬られ。得々吾心を得る者と爲すや。信せず吾人の信せざるなり。誰か此種の人と成て。人生三萬六千日を徒食せん。今や衰耑たる吾日本も。立憲の塔に上り。萬物革新の路次に在り。此時に當りて旗鼓堂々。連れ立派ある手腕を弄して。一大活劇を演せんと欲せば。須らく天資獨得の才ならざる可らざる。實に之れ敏捷ある英才に憑らすして他あらん。滋賀縣會議員に。榎市次郎と呼ぶ傑士あり。天稟の敏明。自然の銳才。事を處する最も明漸。物を判する悉く果斷。博識にして且つ經倫に裕あり。故よ才子の名を恣にと。豈に偶然の語ならん。ソフチクレンス云ふあり。醫者は往事を推して來事を知ると。榎市次郎君の賢者にあらざるも。能く未來に注意を運ぶの人なり。安政元年六月を以て君の生る。其家は農と以て正業とす。君幼より書窓に螢雪の勞を積む。敢て空文を之れ事とせず。君能く悉く書を信ずれば書無きに如すの意を悟ればなり。明治九年一月滋賀郡第十四區下龍華村副戸長を拜命す。尋で十年十二月戸長と爲り學務委員を兼務と。君只管訛弊を鏟革し直聲大ひに振ふ。

全十七年十月聯合村會議長に當撰す。全十八年七月滋賀郡下在地村外七ヶ村戸長役場の書役を申付らる。全十九年五月全郡聯合町村會議員に當撰。全廿二年三月伊香立村制度商議員となり。全年四月全村會議員に同年六月全村長に選舉さる。全月全村に於る所得稅調查委員撰舉人及全郡所得稅調查委員補欠員に被選す。全廿五年三月縣會議員總撰舉あるや。衆望の君の人となりを尊び。多數の投票を以て。議員の職に就く。冀はくは榎氏よ。君か不撓の心を以て。縣會場裡に。一段の光彩を添へられんとを。余輩不肖記者刮目して其期を待つ。

滋賀郡木戸村大字荒川
木戸良貞君

膝を五斗米の爲に屈し其節を枉るは。丈夫の潔しとせざる所なれ共。かの稟駝を驅りて。針孔より出てしむるてふ言を口にし。擾亂的手段を以て豪傑を氣取り。社會の上は咆哮して無掌の人心を亂すものより見れば。よしや或る論者の間に於て。碌々爲す無きの無腸漢

温厚着實官海の間に有りて。小心翼々事務を明審し治政の上に力
 と尽す。之を公益の上より云へば。前者に勝るこそ幾層倍なるを知らず。木戸良貞君の如
 きは明治初年より。身を官海の間々委ね。銳意其職を守り熱心其事務を勉め。治政を助
 けし事少々にあらざるを知る。よく述べ来れば吾人が冒頭よ。一言を君の履歴に先だち述し
 る。蓋し冗言にあらじと思ふ

君弘化元年正月に生れ。性温厚にして困窮を好む。今少し冗長の嫌みだにあらねど。君が
 仕官中の履歴を概舉せば。明治四年八月始めて滋賀郡第六番組總代兼戸長を被申付。翌五
 年四月同第十六區戸長被申付。同年八月戸長兼滋賀郡地券取調用掛被申付。同年十月依願
 同掛被免。同六年三月依願滋賀郡第十六區戸長被免。同八年七月同區々長被申付。同年九
 月第九番中學區取締兼勤被申付。翌九年八月醫務取締兼勤被申付。同十二年六月滋賀郡書
 記に被任。其月依願本官を被免。同年十月本縣十等屬に被任勤業課被申付。同十四年九等
 屬に被任。同十五年十二月八等屬に昇進。降て同十九年五月蒲生郡書記に被任十一等官相
 當月給を被給與。同年八月判任八等に被叙。同廿二年四月判任官六級俸を被給。同年同月

非職を命せられ廿五年三月の縣會議員總撰舉の際し。滋賀郡より撰ばれて縣會議員とな
 る。君の傳記又他に有る無し。されば君は民間に奔走して云々など云ふとい無きも。多年
 官に職を奉じたる身なれば。事務を取るに當て少しも滯滞することなく。敏捷の聞へあり
 て上下の好評を受けしことは。吾人茲に喋々せざるなり。君が在官中。籠手田縣令。中井
 縣令より慰勞金並。貧民救助の賞巻を得。加ふるに君が非職を命せられし際蒲生郡撰
 縣會議員及各町村長其他名望家より郡治上に就て表頌狀を贈り。又日野製糸會社よりも感
 謝狀を贈りたり。今其寫を左に轉載す

我が敬愛スル木戸良貞君ハ明治十九年四月始メ本部ニ赴任セラレテ以テ來拮据經營
 專ラ郡治ノ整ハシムコトヲ勉メ聰明ノ資性ヲ以テ親切ニ事務ヲ執リ終始渝ハルコトナク切
 治績ノ擧ランコトヲ是レ謀リ奉職茲ニ六年ノ久シキ能ク其ノ任ヲ全フセラレタルハ某等
 ノ深ク感謝ノ措ク能ハザル所ナリ而メ此間治績ノ仰ギ見ルベキモノ一ニシテ足ラズト雖
 モ今其ノ顯著ナルモノヲ舉グレバ道路改脩ノ如キ養蠶製絲ノ如キ其ノ設計ノ方獎勵ノ途
 頗ル宜シキヲ得テ遂ニ今日ノ進歩ヲ呈シ前途益盛況ニ赴クノ傾向アルハ實ニ君ガ行政上
 ニ尽シタル一美事トシテ某等ノ最モ感謝スル所ナリト雖モ亦以テ君ガ補翼執掌ノ功績大ニ與ツテ力
 適シ能ク其ノ良果ヲ收メタルモノナリト雖モ亦以テ君ガ補翼執掌ノ功績大ニ與ツテ力
 リト云フベシ故ニ某等ハ只君ガ長シ本郡ニ奉職セラレシ切望セシ官特ニ君ニ非
 不幸ニモ二豎ノ爲ニ束縛セラレ爲メニ自ラ職ヲ辭センコト官ニ請フニ當リ官特ニ君ニ非
 職ノ恩命ヲ以テセラレ今ヤ某等惜別ノ情禁ズル能ハズ於是乎本郡同志ノ士相計リ聊カ君

一四
ガ在職中ノ功勞ヲ慰スル爲メ懷中時計一個ヲ贈寄シ以テ永切ニ君ノ功績ヲ表ス希クハ君
某等ノ微衷ヲ容レ快ク嘉納セラシメト時下寒氣凜冽幸ニ自重アレ某等再拜

明治二十四年十二月

中小路與平治
西川重威
外四十名

木戸良貞殿

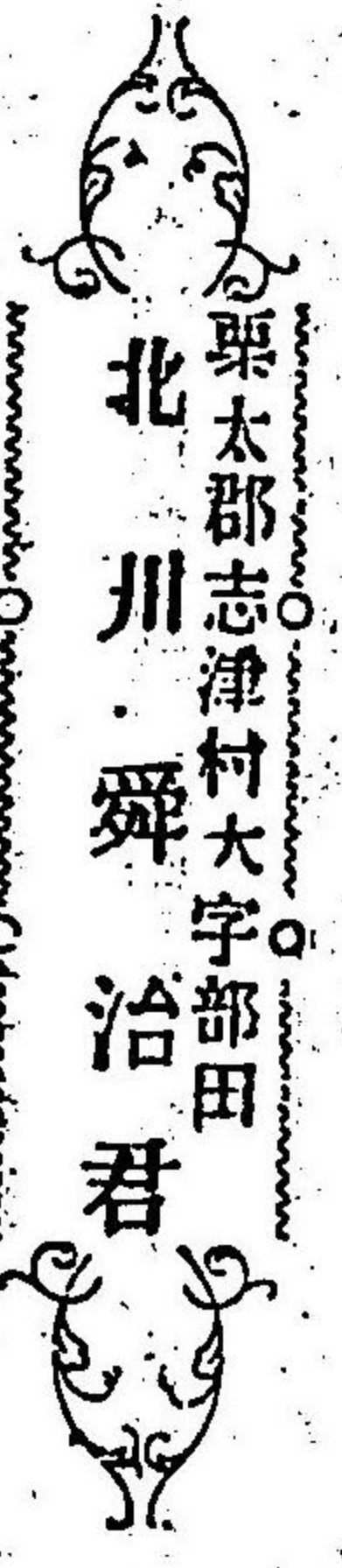
明治二十二年弊社ハ蒲生郡日野町大字大窪ノ共有金ヲ基礎トシ創設スルノ商議成熟セリ
蓋シ其ノ目的タル無用ノ金ヲ轉シテ地方有益ノ事業ヲ興サントスルニ在リ然ルニ同字一
部ノ人民ハ不可言ノ企望ヲ懷キ突然苦情ヲ醸成シ弊社ノ設立ヲ障礙スル術致セラザル所
ナシ當時君ハ本部役所上席書記トシテ部長ヲ補佐シ且課長トシテ事務ニ執掌セラレ治績
顯著就中興産事業ニ於テハ平素尤モ力ヲ尽カレ所々前件ノ故障ニ付テハ本部長ハ
勿論君ニ於テ深ク配慮セラレ彼ノ故障者ニ懇篤ノ説諭ヲ給ハリ終ニ屈服甘從セシメラレ
幸ニ弊社ノ設立ヲ視ルニ至レリ當時君ガ非常ノ御盡力ハ弊社ノ紀ヲ忘レザル所ニ候然
ルニ頃日君肝臟病ニ罹リ非職ノ命ヲ賜リ休養セラレニ至ル弊社此ノ報ニ接スルヤ時歎
ニ堪ヘズ速ニ全癒且復職アラントテ深ク祈リ上ル所ニ候此品太ダ不賤ニ候得共日野結城
縞ト稱シ我日野町特産ノ製品ニ付進呈仕候御叱留被下者幸甚ニ候以上
明治二十四年十二月五日

滋賀縣蒲生郡日野町大字大窪
日野製糸會社々長

小谷朝永

木戸良貞殿

之れを以て氏が素行の如何を知るに足るべし



彼の維新革命の際に。滔々たる天下の志士の尊王攘夷の説を専らよじ。外人を惡むふと蛇
蝎視したる者ありしと雖も君は他と見と異にし夙に大勢の赴くとあるを察し。大に開港の
説を唱へて江湖に間に説き。郷に歸つては郷塾を開きて栗野幾多の少年をして。其學識を
發達せしめ。栗太の一隅に閑居して隱然一方に雄視し。老成なる學者として村翁郷童の間
にさへも。其名と知られたるなり。實は北川舜治君ありとぞ君名の舜治。靜里と號す。天保
十三年五月を以て生る。其家世々豪農を以て郷黨の尊敬する所とある。君が祖父狂逸翁學
を好み。天文。地理。及び韻學を精く。且つ經史を極め徂徠學を主とす。其他國史野乘よ

り佛典醫籍を涉獵し。頗る博覽と極む。君年甫めて五歲常に膝下に在りて古來英雄豪傑の事跡を聞き之れを暗記せり。是より修身齊家の要を聞き常々戒て曰く「人は一身一家を治むるを要とす平居節儉を守り質素を爲すの一身一家を治むるの基なり若し之を反せば必ず身を亡し家と破るものなり」君幼稚と雖も此言猶耳朶に存と之を生涯の箴符とす。六歳にして大學の句讀を受け十歳にして四書。小學。孝經を誦誦す。既にして狂逸翁病あり師を他に求め讀書習字を學ぶ。十三歳より野洲郡吉身村森定助に従ひ漢學を修むると凡そ三閱年時に年十七歳一日慨然嘆じて曰く家郷に在つて學ばば井蛙の見を免れず夫れ玉磨かざれば光あし人亦た然り盤根錯節に遇ふて始て人の人たるを得べしと笈を負ふて京師に赴き山本沈三郎氏に就き經史及本草學を修む。又伊藤德圃氏に従ひ經史を受く専ら其祖先仁齋。東涯の遺書を講習磨寫し尋て神讓助氏に就き文章詩賦を學ぶ其間に十三經。資治通鑑。十七史を涉獵し其要語を摘録し積んで卷冊を爲す。君其學を爲すや自修獨得を以て主とし刻苦勵精常に寸陰と惜む。一日友人某來りて新井白石著の采覽異言を示す。君此書を反覆誦讀し稍海外各國の事情を知る。後山村昌永氏の著したる増譯采覽異言を見て大に喜び之

を録寫し又箕作氏の著述せる坤輿圖識始めて世に出づるや乃ち之れを寫し。始めて西洋各國の形勢文物制度の境に東洋に超へたるを悟り大に洋籍を講究せんとす。然れども譯書世に少なく時運未だ至らず。當時學者皆漢學を崇何し西洋各國は野蠻の夷狄なりと。人嘲笑せざるのなし故に之れを私かにと。時に英國より博物新編我邦に舶載す。一讀して益々西洋文學の精良あるに驚き又鴉片始末を讀んで清人の英人に抗撃せられ強弱相敵せざるは。兵器軍艦の西洋に及ばざるを悟り。竊に我邦に此患の波及せんとを恐る時に天下の志士攘夷論を唱へ萬口一聲之を排撃せんとするの勢あり。君以謂らく我邦太平の日久く人未だ干才を見ず。此を以て役も當れば一敗地に塗ん。國家の大計を愆る者の攘夷論に若くはなし。今日の海外各國の昔日の蠻夷と同視す可からずと。一日詩を賦して其志を述ぶ其詩に曰く

照臨不問海西東。日月放光天地公。

蟬噪蛙鳴何所恃。漫言神國有神風。

元治甲子年京師騷擾亂將に起らんとす。乃ち郷里に歸り生徒を集めて教授をなし傍ら近邑の友人と往來し咏詩を以て娛樂とす。明治七年に至る其間家に在て専ら文學に従事し時

に内外史略數卷を著はす此書は我歷朝の沿革と支那朝鮮及び西洋各國の開國紀原より後代の事跡沿革を對照編述せし史略あり。明治十年明治新史十卷を著し明治維新以來の國政時事及び文物制度の沿革を敘述し同十七年日本藩翰史三十卷を著し三百餘藩の創業より廢藩置縣に至るまでの事跡を編述す又其間に日本文學沿革誌十卷及び外交沿革誌四卷を起草す。其他未定稿なるもの百余卷。誌文稿數卷あり。明治八年滋賀縣屬に任せられ歴史地誌編輯及學務等の事務を執筆す。同十二年始て縣會を開かるゝや其事務掛と爲り書記を勤務す。同十五年冬職を辞して家に歸んとす。偶々栗太野洲郡書記に轉任す。時に縣令籠手田安定氏より多年奉職の廉を以て金七拾圓を賜ひ慰勞金として金貳拾圓を賜はる。同十九年冬栗太郡草津村に私塾を開き名づけて修文館と云ふ生徒二百餘名を薰陶せしも廿一年に至りて閉塾す。明治廿四年六月栗太野洲郡徵兵參事員に當選。同廿五年三月縣會議員惣改選の際議員に當選す。同年四月栗太郡志津村會議員に被選る左に錄するは君の吟咏なり

近江咏古十律之内

石 山

香閣秋清月上時。佳人把筆倚書帷。得他山色江聲助。寫此風情水性詞。才識富瞻諳古事。文章機軸出新奇。寓言六十餘篇意。只有南華老叟知。

栗 津

蘇山草木越山雪。崛起陸梁驅萬蹄。已掃京華追弱鳥。忽驚關左出長鯨。別離何惜虞兮泣。叱咤不行駭也嘶。空吊英雄埋骨地。荒郊松暗鬼燐迷。



栗太郡粟山村大字六地蔵
柴林宗五郎君

繁雜なる敏活ある社會に有つては。吾人之處するに才智なるもれも必須あるを認識す。才と別あり機に臨み變ふ臨する。之れを敏才と云ふ。一と聞いて十を悟り現在を見て未來を推知す。之を英才と云ふべき乎。其行ふや理に達せず其爲とや道に逆も。過急焦眉の場合に有つて巧よ之を纏繞するを頓才といふ。表面より人争へば裏面より之を搔き。他の

間隙を窺ふて之に乗じ。糺糊の中に勝算を占むる者。之れを指して猾才と云ふ。敏才英才は才の上品なるものにして。頓才は中品なるものなり。猾才たる才の尤も下品なるものにして。丈夫の愧る所のものなり。柴林宗五郎君も亦才子の一人なりと思ふ。君が明治廿五年三月縣會議員総選舉の時に當り。多數の候補者郡起せしを齒牙にだもせず已れ曾て候補者たることを明示せず。知て知らぬ選舉競争を對岸の火災視して。暗に裏に運動を爲しつ當撰せられたり。公明正大の運動は費多くして効少なさを知りてか。流石蓄財的主義の御方ありと吾人の感に堪へず。吾人は柴林君の其何種に属する才を有せらるややは知らず。お一ア語あり。人皆或は善たり。或は悪たり。其極端に在る者は蓋し鮮なし。然れども皆大小輕重の間に在りと。君は天保十四年居村に生る。郡中屈指の豪農たり。明治の初めより戸長。學務委員。村會議員。聯合村會議員。縣會議員。郡徴兵參事員。所得稅調查委員。滋賀縣米改質組合取締所第二部出張所幹事等。専ら公共の職務に執掌せざるはなさあり。殊に勸業上に熱心にして。爲に賞與を受くるはと少なからざるあり。君の熱心にして勸業の上に力を致す。國利民福を増進とる蓋し鮮少なからざるを保と。君に勸む分明の語を用ひず。語り得て分明出ると轉だ難し。



節を枉げて官海の下遊び。時世に媚び鼻息を窺ふ。男子の耻づる所あり。幾多の經史を涉獵し古今の事跡を研るも。表に高慢の色を現はさず。三寸の腦裏萬卷の書を置みて。身を實業界に寄せ。殖産勸業の爲に善後策を講じ。富國強兵國家の文明を切望し。實に滋賀縣會場裡に此人ありと。持咤ざるは滋賀縣常置委員鶴飼退藏君なり。君は嘉永六年十一月を以て居村に生れ。先考鶴飼藤右衛門氏が一粒種の令息なり。資性沈毅にして篤實なる君子の風を備へ。万般の事務に當つて敏捷老練の聞へあり。齡九歳にして澤泉榮壽翁の門に入り普通學を修め。神童を以て稱せらる。志學に達せざるに碌々居村に逸居するを厭ひ。笈を負ふて京師に遊び岩垣月洲翁に就いて。古今の經書典籍を修め。大に支那學の上に得る所あり。弱冠に至つて塾を辭して通學す。爾後心を學術に注ぎ筌雪の勞を積むで大

成を期せんと。孜孜勉めて寢食を忘るゝに至る。明治五年地租改正の擧あるや。區民の代表者となり地價調査に従事し効績少あからず。明治十二年三月始めて地方に縣會を開設するや。栗太郎より撰ばれて議員とある。大ひは地方行政の上に計る所ありし也。天君に永く此椅子を借さず。翌十三年六月半数改撰の籤に當りて退職す。十四年二月再び縣會議員に撰ばれ。翌年十二月之を辞せり。同十七年五月更に縣會議員に擧げられ。十八年五月勸業諮問會員を命せられ。君が滿腔の力を殖産勸業の上に尽し。十九年二月縣會常務委員に當撰せらる。同年十二月栗太郎野洲兩郡聯合衛生會委員に當撰と。爾來萬般の事務に當り。二十年二月栗太郎草津村外百十ヶ村聯合。及草津村外百八十四ヶ村聯合村會議員に當撰す。同年五月地方衛生會員を命せられたり。君の熟練なる腕前と。沈着なる風姿は幾多縣民の希望を蒐め。百般の事業一として滞滯を來たすこと無く。胸裡蔵むる所の學識を活用して。一事一物明漸に處理ふしたる結果。二十年十一月縣會副議長と爲る。同年十二月滋賀縣米質改良組規約設定委員となり。此より同組合の爲に力を尽し。委員會に於て會長に推選せらる。同年同月縣會議員任滿り。廿一年一月又縣會議員に擧げられ。同年三月常

置委員に撰むる。同年六月勸業諮問會員滿期につき免せられしが。同年七月更に勸業諮問會員を命せらる。廿二年五月郡徴兵參事員に當撰と。同年八月茶業中央會委員に當撰す。爾後縣會常置委員在職中あるを以て之を辞し。尋で滋賀縣茶業聯合會議員に當撰と今尙繼續す。廿三年三月常置委員滿期なりしが。同年同月又常置委員となる。廿四年六月縣徴兵參事員に當撰と。同年同月故あり郡徴兵參事員を辞す。同年八月商業學校商議委員を依頼さる。同年同月地方衛生會委員を命せらる。廿五年二月滋賀縣會解散となり。翌三月總撰擧の際更に縣會議員に擧げらる。同年四月常置委員に當撰す。同月徴兵參事員に當撰し。同月地方衛生會委員を命せらる。君の概歴先づ之れを以て終りとす。幾十の榮職の如何に君が栗太の一偶に在るも。恰も薔薇花は雜草の中にありて。自から其清香を四方に薫らすと一般にして。君が識才沈重頼むべたの人たること。吾人が喋々するの愚なるを知る者なり

栗太郡大寶村大字
西田哲太郎君

出ては放言大呼してルーソーの議論を唱へ。滿天下の一事一物は悉く乃公の意の如しと横行闊歩し。入つては長者の言と用ひず。先祖の遺風を喜ばず。或は公益の爲め或は交際の爲なりと。祖先の家産を空無に歸せしめ。漫語して云ふ鶴の老松の梢にあらせし。滔々たる天下我を用ゆる人なきを奈何せん。と破窓述懐を洩し天に啣ち抱え訴ふるものは仮へ進取の氣象あるも少許の學才あるも。些少だも社會の上は益を興へず。渠は姑息漢と人に嘲らるゝも厭はず。謙量無ければ無死様。凡て我身を省み社會に我は利益を興へると能はざる身の。せめては些少の害も懸けまじと覺悟し。從來の物と保持して毫末も祖先の名を汚さるに於ては前者に倍し得失幾許あるの。西田哲太郎君れ如き。敢て傳記の上は大書とへきこと述のなきも。亦世に惡評せらる如きとは。吾人少しも耳にせざるなり。君の安政六年二月を以て居村に生る。家弟を良太郎と稱し小田氏を冒す。目下裁判所書記たり。

家の農にして代々庄屋役を勤む。明治十四年七月栗太野洲郡役所用掛を命せらる。同年同書記に進み。後ら幾許もなくして官制改正の爲め廢官となり。更に雇を命せらる。同廿年四月辭職す。同年五月栗太郡二町村外十三ヶ村戸長を拜命す。同廿二年四月町村制實施のとき。同村々會議員に當撰したり。尋て同村長に推撰せらる。廿五年三月総撰擧の際。君謂へらく多年の希望今日に有り。機失ふべからずと東奔西走せられしと聞きしが。果して其結果首尾能く當撰の榮を握られたり。吾人の此報に接し此人にして此行あり。吁縣會場裡の是亦一才子なるるなど而して今後に於る君の舉止を嘖ふ

野洲郡守山村大字吉身
岡田逸次郎君

徳川の末路に當りて。滔々たる天下泰平の夢に心醉したる時よ於て。忽然として來りし米艦は閃電の如く。諸相を頭腦に一大驚慌と來し。井伊大老爲先に一大英斷を下せしより。安政の末萬延文久の間。世論囂々或は尊王と唱へ攘夷を論じ。志士の愛憤の疑て雨となり

雲となり。又は仇幕を説き開國を口にするなど。人心慌々として又如何ともする能はず。或の櫻田門外の白雪に紅血を濺ぎ。木主を搦へて焰然たる烽火天外と衝く。此多事なる時に於て同志の士と志を協せ。西に奔り東に馳せ或時の普化僧となりて。四方を徘徊し一心國に報ひんとを務め。短身能く三尺の劍を握て勇奮猛進。挺然逆臣輩を壓オシせんと欲したるの人。乃ち彼の擾亂破壊の時代の跡を納めしめ。今日の日本の昔日の日本にあらず。十九世紀の文明に俗とるある。時務建設的の時代に有つては。郷閭に返りて縣下幾萬の代議士と爲て。滋賀縣會場裡の牛耳と執るものを誰とあなす。吾人の岡田逸治郎君其人なりと云ふに躊躇せざるあり

君は歸雲堂と稱し別に想外と號す。天保十年十二月と以て居村に生る。夙に森頼徳翁の門に入りて漢學を修む。又性頗武術を好み。嘉永七年の春年齢漸く十七を迎ふるの時私かに郷關を脱して江戸に遊ぶ。肥前大村の人兒島昌豊氏の門に入りて武を修す。偶々攘夷開港の議論争盛にして。醒風陰々白白だも天を掩ふの危機の際し。同志と共に京坂の間に奔走を。赤心國家の爲に尽す所多かりしが。文久の末故ありて家務に従事す。慶應三年宮津

藩中庄屋總代兼守田宿傳馬所取扱役を勤む。明治元年藩主入京差留中。命を奉じ單身出て之を迎へんとするに當て。大垣並に名古屋督府陳營大監察が。嚴重の尋問を蒙るも明に藩の方向を陳じ。三洲に於て藩主に逢ひ仕待して無事入京あらせらる。右慰勞として目録を賜り。明治二年正月驛遞役所より守山驛傳所取締役申付らる。同役勤務中苗字を許され扶持方二人分下し置かる。明治元年春東北進發の官軍日々宿泊し。日夜非常の勤勞ありし故を以て。同二年七月宮津藩評して士格を進めらる。三年四月宮津藩準七等取扱申付らる。四年六月領分郷長申付らる。十月第一區戸長兼勤。五年二月大津縣へ土地引渡を相濟み。是より専ら農業に従事して中仙道吉身村より。同郡赤野井港に建てる通船新河を開き。運漕會社を設け君之が社長たり。大津御廻町に倉庫を置き専ら乗船貨物の便を斗り。殖産共同の事業に利益を與へられしと渺なかつす。明治八年野洲郡第三區長申付らる。同十月滋賀縣十五等出仕に補し。地租改正事務掛申付らる。野洲栗太神崎愛知犬上各郡の改良検査を爲し。村數九十四ヶ村の事務を了つて九年一月出仕を免じ。慰勞として金員を下賜せらる。十一年四月第八十二番小學區より百一番小學區迄の。學區取締兼醫務取締を申付ら

れ。十三年二月滋賀郡松本村より東部。栗太野洲兩郡受持勸業世話役命せられし。病氣の爲職に堪へずして辭す。同年四月縣會議員に當撰す。十四年一月常置委員に推され。其職に在ると昨廿四年十一月迄。指を屈すれば星霜十有一を経たり。同年同月縣會議長に撰任せらる現時尙然り。又本年に至つて滋賀縣商業學校長を委託さる。君の既往に於る履歴たるや概ね此の如し。

野洲郡速野村大字今濱
今川正直君

心だに誠の道にのまないさば。祈らずとも神やまもらむ。とい俚俗に膾炙せる歌あるを知る。宣なる哉誠に反し正道に反するものなり。如何に幾多の學才幾多の技藝と備ふるも。一筆一動百般の事業と對して。些少の好結果を齎さざるは乃ち理の然らしむる所にし。之に反せず正直以て事と當り。誠心一意幾多の務を屬みなば。仮へ如何なる難局に身を投ずるも。如何なる大業に従事するも。彼の僥倖とのみ目的と爲す投機者流と其趣を異にし。其

大成を期し好果を結ぶの論と待すして瞭手たり。今川正直君の如きは實に其名に背かず。徹頭徹尾正直保守して浮世の激浪に身を漂はし。我縣會場裡中亦と得難死一個の正直漢ありと聞く。君は文久二年九月を以て居村に生れ。資性磊落少しだも虚飾を旨とせず。若くは嘗て履歴を君に需をしに。君の敢て虚文を用ひて四ツ切半紙を手として。只其概略を摘出せられしのみ。又其末尾「らく」の文字を入れられしを。亦君が惡々たる性根の一斑を窺ふに足る。君幼にして俊才の聞へあり。舊曆所藩儒黒田久元翁、高田義直氏に就て漢學を修め明治十四年以來専ら公共の事業に従事と法律研究會を起しての法律を研究し又た野栗郡役所合併に付き大に其非を鳴らして分離に尽力す明治十六年六月野洲郡新庄村外七ヶ村勸業委員拜命。翌年二月學務委員拜命。十八年七月野洲郡五條村外八ヶ村戸長拜命。同年六月勸業委員及學務委員を辭す十九年十二月又戸長を辭す。廿三年縣會議員に舉られ。縣下の爲めに尽す處少からず。本年三月の総撰舉に際し再選せられたるはよれ吾人が冒頭に記せし如く。祈らざるに神の守れるものと云ふも敢て過言にあらざるなり。吾人は此正直なる磊落不羈なる代表者に依而。其被代表者の利益亦鮮少にあらざるを思ひ。

茲に欣喜雀躍拊舞して君の縣會場懇に愜然頭角を顯しつゝ、適れ名士と賞讃されんと祈る。但し摩尼は万物を爾して匱乏を救ひ無量劫を経て躰度利生應驗化導究りなしとかや故に記者摩尼をも君の爲めに念じつゝ、然あらんを……

野洲郡中洲村大字吉川
吉川 治郎左衛門君

ラウエートル嘗て曰く。行爲。儀容。言語。歩行。是等は汝が品行を綴る所の文字ありと。シセロ云ふ顔の精神の門なり肖像ありと。宣なる哉古人英雄豪傑に盪吹面なく亂暴狼籍の聖賢なき。一起一動一言隻句の苟くもとべからず。名望ある人の慎む所たり。鯨飲馬食の下等人種の所爲たり。胡坐して片肌を脱ぐ者も下等人種なり。唇舌にして蓮葉なる應答を爲すも下等人種なり。終日歩み終日奔り解疑として惴々焉たるは下等人種なり。誰か膝を下げ涕洟を垂え。坐すれば胡坐し。人に對して一揖せず。歩するに一定の行を以てせざるの痴漢を視て。大聖人は是ぞ大豪傑と云ふ人あらん。セチカは仮に大才は狂氣を帯る者なりと謂ひしにもせよ。

野洲郡に名士あり。吉川を姓とし。其名を次郎左衛門君と稱す。君は天資輕敏。一目有爲の相貌を備ふるを認む。明治元年より昔日に至る迄。終始一貫戸長の職と。學務委員とを兼務せられ外に勸業委員をも申付られたり。村會の開設せらるゝや。又た其議員となり。公益に力を致そを以て其名を村民に稱せらる。併して聯合組合會議員の職も在ても尙や興望と擔ひれたり。

近時一社を立て興農會社と号し躬ら其社長の重任に當り計畫豫考に俾らすして隆城と駭々たるの評あり豈に君れ爲めに拊舞せざらんと做るも得んや。而して君の縣會場裡に於る。能く辨じ真く難じ。時に藥師寺と變じ駒澤と化と但左右の相逢ある已にして。「君と或人驚風と云ふ。嗚呼其妥當あらざる百鳥を服するの徳なきを奈何せん。又た曰く然らば鷓鴣か。否。百鳥望んで避くるの威に乏し。若し強て鳥に比せば鴨川の千鳥なり。其理由に於ては讀者の判斷を煩はさん

野洲郡北里村大字江頭
井狩彌左衛門君

國家の文明は何に録て進むべき。朝に人材起ちて政務を執り。野に愛國の志士熱情を吐き。一國の政治機關を運轉せしむるより他に要素なきや。否々無きを斷言せざるなり吾人の彼の枯木寒崖に倚て宇宙を大悟したる禪家よりい。家に巨萬の財を蓄へ公共の事業を助る。殖産勸業の道に財力を抛つの人あり。飯令へ目に一丁字なきも。富國の一大要素たるを疑はず。故に前者に比して幾倍の上り位すべきや論ずし。東奔西走政治の上を力を尽すも。常に赤貧を世に訴ふるは小兒の所業にあらずして何ぞ。是れや則ち吾人が時世に従ふて洩すの言なり。維新の革命の如き勤王志士の鉄拳は。火の如く熾んに水の如く溢れ來つて泰平三百年の幕府を倒し。新日本を生誕せしめたる如き當時に有つては。勇氣勃々三尺の秋水を揮ふて萬草を薙斷つ英氣豪膽必須ありしや勿論なり。然りと雖も今日の社會は諸事建設的の時代にして。青天に霹靂を要する如き無暴粗野ある行爲に依頼して。處世の道を求

光んと欲するハ蓋し具眼の士の採らざる所あるべし。富國強兵は文明の基本にして。殖産勸業の道は國を富ますの本なるを知らずや。見よ身を湖東の一隅に置くも。常に眼を殖産勸業の上に注ぎ。明治十七年に於ては現る農家の衰頹を憂ひ。有志と謀り金員を投じ。麥菜種等の共進會を開き。同地方農業振興の策を計り。又同廿二年には野洲郡比留田村の草生地。七町歩余の土地が開拓の困難より。其儘に打棄あるを銳意躬先して開拓せしめ。一望蒼然たる桑園と化したり。又明治十九年勸業委員奉職中米穀の資質粗雜あるを悲み。各有志に謀り郡規約を仮定し。收米を檢査して良否の証票を與へ。愚夫と雖も一見容易に識別なし得るの法を設け。千辛万苦二年の星霜を経て。當縣に滋賀縣米質改良組合の事を挙げたる等。其他共同事業も力を尽し。冗費を節して殖産勸業兩事業の爲めよ。巨万の財を擲ち平然と去て意介せず。専念力を富國に尽す其誠意なるい。野洲郡撰出縣會議員井狩彌左衛門君なり

君の弘化元年十月に生る。資性温厚篤實にして。加ふるも父母に仕へて孝なり。今君の過去の履歴を概舉せば。明治八年八月同郡第五區長を被命し。同月本縣十五等出仕に補せら

る。同年九月願に依り職を免され。十年七月同郡第五區副長を被命る。十二年十月勸業世話役を申付られ。十三年二月依願免職となり。十七年二月勸業諮問會員を被命れ。十七年五月縣會議員補欠員に當撰す。十八年七月同じく補欠員に當撰す。十九年四月同郡七十八ヶ村聯合村會議員に當撰せり。同年六月勸業委員を拜命し。十九年十月同第四。五。六小學區聯合村會議員に當撰と。十九年十月同村會議員に推選せらる。廿年二月同郡守山村外七十三ヶ村聯合村會議員に被命れ。廿年五月同郡北部農事試驗場監督を命せらる。廿年六月栗太野洲聯合衛生會議員を被命る。廿年十一月栗太野洲兩郡所得稅調查委員に擧られ。廿一年一月縣會議員に當撰す。廿二年二月栗太郡草津村外百八十四ヶ町村會議員に當撰す。廿四年三月栗太野洲兩郡徴兵參事員に擧げられ。廿四年六月亦栗太野洲兩郡所得稅調查委員を被命る。廿五年三月の總撰擧に際し野洲郡より當撰せり。以上の既往に於る君が傳記の一段となす。又民間に在つては大津第百十五國立銀行の取締役。太湖汽船會社の取締役。八幡銀行の取締役。其他八幡セメント會社の副社長。江頭農業銀行の頭取等。流石勸業殖産に熱心せらるゝ丈ありて。共同事業を扶助せらるゝ事多く。亦レカゴ世界大博覽會

委員。滋賀縣米質改良組合取締所第三部出張所幹事等。實に野洲郡の一隅に此の勸業家の生せしこそ。之を小よして滋賀縣下の爲め。尤にしては日本富國の一大要素にして。吾人は抔舞。吾滋賀縣下に益此の種の士が輩出せんことを希望して止せらざるなり

甲賀郡石部村大字石部
井上敬之助君

閑暇を偷みて筍を石部の地に曳きたらんには。昔日東海道五十三中の一驛として。何となく昔忍ぶの涙を泚がるゝなり。其驛内に入らんとするに先だち。吾人が眸裏に横たはるものあり。只見る山低く丘の如きの處。多くの工夫を使役して盛に石灰を製造する一個の巨屋之あり。吁昔時は繁榮にして今日の寂莫たる一驛に於て。この盛んなる工業あるを見る。甲賀の一隅たる石部も豈に盛ならずや。感嘆少焉にして吾人の思想に此盛業を行ふ其動則ち持主は如何なる人種に屬するかを憶へり。其風采は如何果して有爲の士あるべし其容貌の如何威わつて犯すべらざるの人なるべし。必私かに敬慕し頻りに聲歎に接せん事

を願ひ其門を叩き其人を見れむ。妙齡未だ三十に至らず。眉目麗やなる一個の年少紳士ありき。此年少紳士ころ當時滋賀縣會議員井上敬之助君其人なり。今君の履歴の一斑なりと云ふと聞くよ。

君は郡中れ素封家にして慶應元年三月を以て家に生る。幼にして小學校を卒業し。京坂に遊學す。后ち歸省して父の家を嗣ぐ。世々商家たり。現時君が所有する石灰山の寛政二年其祖先の開始にて。爾來今日に至る迄一日と其販賣高を倍益し。一ケ年間殆ど百万俵に垂んとす。明治二十年同山創業百年記念式を舉行せしに。當時の知事井弘君を始め郡長縣會議員郡吏戸長其他紳士豪商等を招待し盛なる祝宴を催せしと。亦以て其隆盛なるを知るに足る。同廿五年三月縣會議員總選舉の際推されて候補者となり。競争の末遂に當選の榮を擲られたり

甲賀郡北山村大字三太寺
谷村八右衛門君

甲賀の一隅にかゝる人ありと。絶叫歡呼せる程よは知らざるも。世に立つて碌々無用漢なりと。一言の下に叱咤すべし人物にあらざるなり。其戸長在職中よ於て此の如しの事業を爲して。地方自治の上に於て公共の事業の爲に。云々の功業を垂れしと云ふと無きも。小必翼々事務の處理に眼を注ぎ。滿意細やかに其職を勵まれしとい。其在職中功勞を賞する爲め賞與金を賜はりしと。三回に及べるを見て知るべきなり。殖産工業の上に非常なる偉功を奏せられしとはなきも。共同の事業よ對し金員を寄附し。數回の賞與を得られしより見れば。又殖産勸業の上に於て益あるも害なきの人なり。吾人の仮令幾多の學才を有せらるも。前後を省えず場裡に雄弁を闘ひし。反て時勢を知らずして空論を吐き。一國の大勢を動もすれば害する如き議員よりも。谷村君の如き幾許か其右よ出つものあらんと思ふ君の安政六年正月を以て當時の家に生る。世々農を以て業とす。著者列傳を編纂するに當り。其履歴を案するに明治十二年八月通義學校保護役となり。同年十二月之と辞す。同十四年七月甲賀郡三太寺村戸長となり。同十六年八月滿期解職。同十七年四月更に同村戸長に任せられ甲賀郡第五十五小學校學務委員兼勤。同十八年七月戸長役場區域改正の際進んで

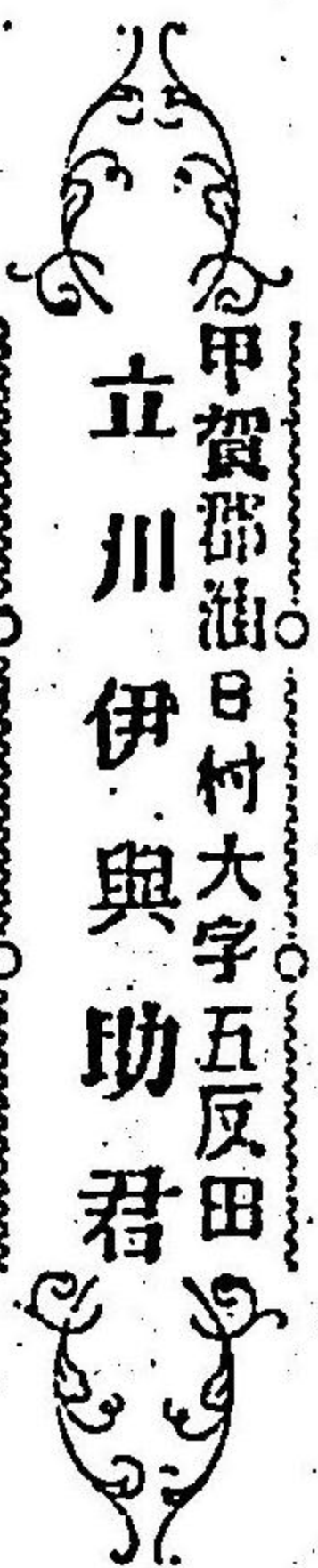
甲賀郡三犬寺村外四ヶ村戸長に任ぜらる。同廿二年五月町村制實施の際推されて北柳村會
議員に當選す。同年六月同村長に選任さる。同廿五年三月縣會議員總選舉に際し當選の榮
を荷られたり。君は温厚篤實にして少しく因循の臭味無きにしもあらずと雖も風無きに涙
を起し喧々たる粗野の風無し故に谷村氏たる價値は其れ此處に在るかど云ふ

甲賀郡南柳村大字杉谷
木村政延君

維新の革命ありしより我國の歴史に。一大段落を措きしよどの世人の知る所あり。十九
世紀の文明の非常なる力を以て。駭々たる勢力を以て我國に輸入し來り。吾人をして徒年
黙視せしめず。奮勉以て海外諸國を凌ぎ。亞細亞の東端より日本國あると知らしめんや精神
は。勃々として胸裏に滿ち居るは。吾人も同感あるべしと思ふ。然れども海外萬國を雄
視せんとい。至難の業にして一朝一夕のとにあらず。必らずや子々孫々に至るまでも。十
分其遺業を継ぎ二十世紀に於て。赫々たる光輝は大平洋の波間に輝かす可死なり。彼を

思ひ此を考ふれば。吾人の如何なる要素を以てすべき。未來に於て非凡なる人材を扶桑洲
に滿たしたんに。少年子弟の教育こそ一日も懈るべからざる事を知る。木村君の如き風
に教育の上に眼を注ぎ。身を山間僻地に置きて一意力を教育に致し。以て未來の英傑を養
成せんとを勉めらる。木村君も實に一の愛國家として十分價値ありと吾人の信す。君其
先は宇多源氏佐々木氏に出と。箕作落城の後木村石見守成時なる人來りて杉谷に住と。木
村家の杉谷村の祖先あり。後ち家系に依りて。泉洲岸和田城主岡部内膳正が客位たり。君
幼時父を喪ひ。九歳にして家を嗣ぐ。明治二年十一月君命により岸和田に到り。英式練兵
の樂隊附となり傍ら藩學校督學濱田靜氏に隨ひ支那學を修む。同四年廢藩の際郷里杉谷に
歸り専ら農事と勉む。滋賀縣師範學校創設のとき。君縣下に於る十二名の撰拔生れ一人に
加はりて同校に入學。同九年六月業を卒へ。三等準訓導に任ぜられ甲賀郡杉谷學校在勤被
命。同十三年十二月轉じて同郡龍法師村至德學校在勤となる。同十六年八月滋賀縣六等訓
導に任ぜらる。同十七年七月教育上勤勞不尠に付。文部省より五等賞として玉篇硯箱を賜
ふ。之を以て君が教育上熱心なりし一斑を窺ふに足る。同十九年二月五等訓導に進めらる。

同年十月甲賀郡長田中知邦氏より同郡小學校生徒實力試験委員を被命。(蓋し同年五月文部省令して小學校の學科及其程度を改めたるに依る) 同年十一月同郡杉谷小學校長に任せらる。茲に特筆大書して君が爲め社會に向つて告白せんと欲するのは。君が同廿一年四月杉谷小學校長を免せられたると是あり。其原因を尋ぬるに同年一月廿五日甲賀郡縣會議員選舉の際。當時郡長伊藤徹氏は私怨を以て。當選議員を陥れんと故ら字畫の誤りを稱へ。多數の投票を無効に販せまめしを憤り。身束縛的教職にあるを不厭。大に其不可なるを詰論し起て四方に奔走遊説せしに基くと。以來同郡に於て何等の撰舉會にも。吏黨の干渉を爲そ能ざるに至れり。之れ甲賀郡民の獨立心に富めるの致と處なれども。抑も君の一身を犠牲に供したる其義心亦與て力ありと謂ふべし。同年七月杉谷村に一の製糸場を設く甲賀製糸場と云ふ。君常に蠶糸の振はざるを憂ひ同志某々と共に。山梨縣人名取雅樹氏に謀り。五十八採の蒸氣器械を設立す。今の甲賀製糸會社之なり。同廿二年四月南杣村會議員に當選し。尋て同村長に推撰就職せらる。同廿五年三月縣會議員改選のとき衆望により當撰の榮を得られたるは縣下の爲め雀躍拊舞して止まざるなり。而して君春秋三十有五歳



甲賀郡油日村大字五反田
立川 伊與助君

三寸の舌を弄して吐露する所の侃諤の論。デモツセンス。パトリック・ヘンリーをして、足後に嗤若せしむる程の雄弁にいつらざるも。言語清朝にして一抑一揚其宜しきを得。滿腔の赤心より滴り來る一言一句は。思はず我縣會場裡に。臆に霞みたて天空。高く光輝を放ちたる北斗の如く。肅然として其風采を慕ひする者は何人ぞ。其風采秀年温雅にして。或時は政治界に奔馳し。或時は殖産的事業に全力を抛けて。富國の策を講ずるものは。甲賀郡撰出縣會議員立川伊與助君ありとぞ。

君は安政四年八月に於て。武藏の大都東叡山の麓風景絶佳翠深く。不忍^{ほろり}花池水に漂ふて。漣波細りに揺ぐの邊に於て生る。慶應四成長の春西都より高知縣人長岡謙吉氏に従ひ支那學を修め。又神山鳳陽の門に遊學す明治三年復東京に出づ同六年五月島根縣人雨森精翁に隨ひ出雲に遊び同年十月同縣下に於て小學教員とあり子弟の薰陶宜しきを得同八

年該縣選拔生となり教員傳習學校に入り業と卒へ同縣下第廿三中學區古志及小田二本部巡
 回教師被申付。十年一月職を辞し西京に出で三月更らに京都府師範學校試験を受々七等副
 導に準じ下京第十校に在勤。同年七月辭職し立川氏を襲ふ十二年一月本縣第二番中學區甲
 賀郡學區事務局に於て和田村清節學校保護役被申付。同年七月本縣廳に於て甲賀郡和田村
 五反田村高峯村戸長拜命。同十四年八月清節學校學務委員兼務被申付。同十五年六月滿期
 解任。十七年五月本縣會甲賀郡議員補欠員に撰ばれ始めて議場に立り。十八年二月改撰に
 際し再選せられ同年四月甲賀郡神村外四十五ヶ村聯合村會議員に被選。同六月甲賀郡石
 部村外百廿三ヶ村聯合村會議員に被選出。此他各村聯合村會議員たるも前後三回十九年一
 月甲賀郡選出縣會議員補欠員に當選。翌廿年三月又同郡議員に當選。廿一年二月和田村外
 六ヶ村戸長拜命准判任官六等給二等給。翌年三月新油日村組織主擔を被命。同四月郡徵兵
 參事員に被選。同月油日村會議員に被選。同年六月油日村々長に被撰任。廿三年三月縣會
 議員に被選。同年九月村長并村會議員の職を解く。尙ほ同月油日村長に當撰す。降て本年
 三月縣會議員総改撰に於て再び當撰し四月常置委員となりしを以て。村長を辭せんとする

も村會に於て認定せられず。依然其職に在り尙や三月油日村會議員に當撰されし等は。全
 く氏の名望高さに依らずんばあらず。曾て明治十二年六月横濱に開設せし製茶共進會に出
 品して。一等褒狀并に金百山の賞を受々。同十月本縣に於ても此の爲に褒狀を拜受し。十
 四年六月於東京第二回内國勸業博覽會に紅茶を出品し有功一等賞牌を受け。尙や本縣より
 褒狀を拜受と。十六年七月第二回神戸製茶共進會に出品し五等賞狀并銀杯一箇を受く。其
 他公共事業に關する褒狀及び官衙建築寄附の爲め受々し褒賞狀少からず。以上の履歷を讀
 者必らずや君が性狀の一斑を知り得たるあるべし。吾人は君が益々固有の特質を奮起し。
 三寸の舌頭を弄して夾快なる弁舌は不用不撓の精神を發揮し今后増々萬丈の氣焰を吐かれ
 んとを望む。

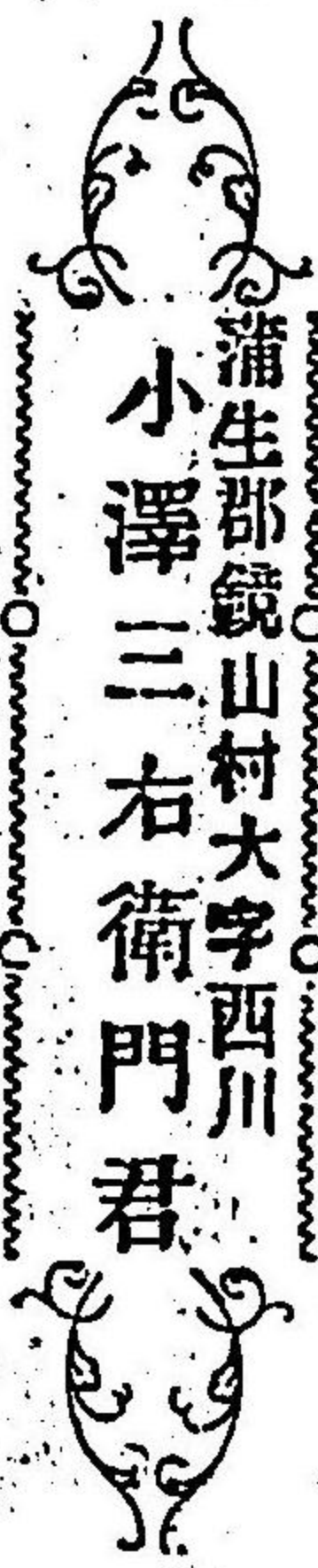


甲賀郡土山村大字南土山
 大原重右衛門君

居に曰く「根本固而根葉茂。泉源壯而流派長」其本亂れて末治るものあらず。基礎の忽且に

に伏し難きは能く人の知了する所たり。仮に朝に立て政務を料理せると爲るも。野に在て自由平等を經綸するも。其誠心精意に缺くる所あらんか。萬一の僥倖夢想たも及むず。精神一到何事かあらざらん。大原重右衛門君は實業家として。政略家として邁れ興望あるの人たり。一度手と下さんと欲せるや。先づ本末を測量し。成否を考察し。確認せる所あれば之を行ひ。慮る所あらんか斷然爲す無し。物に當つて躊躇せず。果斷銳意。殖産に土木事業よ。又た縣市の上於ても。私財と擲ち大ひに尽す所あり其治蹟たる十指を屈せるも尙や餘りあらん。君が衆に推れて。縣會議員となるや。其職權内に於て議論論争一言たりも苟もせず。一語ハ一語より精確よ。一句は一句より明漸あり。君を評する者は天晴有爲の議員と云ふ。蓋し過言にあらざるを信す。

君明治十七年二月村會議員に當撰せしも商業上の都合に依り直ちに辭職し。同十九年五月甲賀郡茶業組合土山村委員に當撰之亦直ちに辭と。同年九月南土山村外四ヶ村戸長に任せられしが翌年五月依願免職。同月甲賀郡書記に任せられ引續き同月滋賀縣收稅處に任じ判任九等に叙せられ十二月依願本官を免せらる。廿一年二月縣會議員に當撰以降同廿五年一月迄勤續し同月議會解散となるや。同廿五年總撰舉の際再選せらる。同年四月臨時縣會開設のとき常置委員補欠員又被撰。之より先同廿一年七月本縣勸業諮問會員と囑托され。同廿三年通常縣會にて該費目削除に付き罷職。同年三月土山村茶業組合委員を托せられ續いて甲賀郡委員の互撰に際し同郡茶業組組合長となり。爾來同廿五年三月まで在任。全月改撰に當り再撰し。且つ茶業中央會議及び本縣茶業聯合會議々員たり。君曾て茶業改良に尽力せし功勞を慰むるため。中央會議所より齎したる處の謝狀等幾千なるを知らず又以て君が名望の爲る所以あり



蒲生郡鏡山村大字西川
小澤三右衛門君

野草の嘯々たる秋也。其根を燒のされば。春雨暖烟萎々の緑色を現はさず。社會に於ても。亦斯の如し。其完全を冀ひ。其善良を欲すれば。一旦從然の組織を破壊し。業に已に腐敗たる空氣を。を一掃せざる可からず。今や文運日に開け人智日に進む。大丈夫此

時に際し。徒らに雉兔を友とし。藪蕘を侶とし。閭里に老ゆべらんや。前途多望にして行路猶ほ遙らある。小澤三右衛門君は。年齢漸々二十有六。梅奮將に統びんとして。雪裡に幽香を放ち來るが如く。柳芽笑のんとして。春風之に戯るゝに似たり。而して能く重職たる縣會議員。推撰せらるゝは。君が資性豪放曠達。華よして勝たるの。致す所にあらずして他あり。五十二頭願中其壯ある者を問へば。蓋し君を措て他に村田君あるのみ。君の慶應三年五月を以て生る。若冠よして小學校を卒業し。普通學も通ず。后ち八幡なる碩儒熊谷祐吉郎氏の門に遊び。漢籍史經を專修す。君の家は造酒業を以て代々名あり。君は幼より戸主となり。家務を料理と商業上の駈引は。君の尤も得意と做る所たり。嘗て滋賀縣酒造組合蒲生郡幹事となり。亦た滋賀縣地價修正委員に撰ばる。廿四年四月岩崎本縣知事なり。君が家の醸造に懸る。清酒を評し特に二等賞を贈れり。其社交上に於ては。蒲生郡俱樂部の幹事たり。廿四年縣會議員に當撰す。本年三月縣會議員總撰舉を執行せらるゝや。君奮て其候補に加はり。勉めて勝を制せんとせしが。不幸にして望みを果さず。全年七月の補欠撰舉に於て當撰せられたり。君は尙ほ春秋に富む。故に其半世の履歴以上の如きも。最も價値ある後半世の履歴の果して如何。吾人の君に希望を。最も活潑に最も爽快に。世上幾多の人をして刮目せんと可き。龜鑑を造られんとを……青年職員の進退を樂しけれ。

蒲生郡桐原村大字中小森
澤田耕次郎君

明治廿五年三月よ於る。總撰舉の秋に際し。蒲生郡代表者として。衆望を擔ひつゝ。撰舉されたる澤田耕次郎君は。實に吾滋賀縣新議員の一人なり。吾人は君の精神と君の伎倆とに憑て。議場の初陣に。幾何なる得色を放ち。若干の光彩を輝しつゝ。其職を尽さるゝや。其抱懐せる經綸の大策の如何。宜しく撰舉人に満足と與へ得らるゝより以上。縣治に大功を奏し。君に贈るに頌徳表を以てするの蹟ありや。議員たる人は學識才能に乏しからず。否其經驗に於ても十分なる疑はざる所。然りと雖も君が議場に臨んでより。未だ日淺く技能の程を窺ふも便なきも。君が新職員としての價値の蓋し舊議員と敢て大經庭

なし

君は嘉永三年九月を以て生れ。世々豪農たり。君父の箕箒を襲き家政を治むに當て能く下を憐み艱苦を與ふ。故に尊大ならずして意自ら宏落の風あり。明治九年三月蒲生郡中小森村副戸長拜命。同十二年六月解職。同年八月同村及土田村八木村戸長役場の書役被申付。同十五年八月辭職。同年九月右三ヶ村戸長拜命。同十八年四月辭職。同年七月中小森村外八ヶ村戸長役場書役被申付。同廿二年五月町村制實施の際。桐原村會議員當撰す。尋て村長に推撰せらる。同廿五年三月縣會議員總撰擧のとき競争の末多數を以て當撰せられたり。君の傳記たる之を以て終りとなし吾人は茲に筆を擱く。

蒲生郡朝日村大字鑄物師
竹村太左衛門君

世間不遇の人。頻に其運命を拙さを慷慨し。恨を天地と訴とる者多しと雖も。是れ必竟其當人の罪にして決して時勢の不公平なるにあらず。蓋し自ら進て取るを思はず。斷じて行

ふを知らざるに出てなり。故に能く其心身を縁磨し才力の運轉自在なる人にして。斷じて其志を遂んと欲するとき。決して岩穴に朽死するの歎ある事なし。併し世類の人と雖も悠々一室に閑眠して。而して能く其目的を達せ得べきにあらざれば。勉めて彼の自揚の手段を利用せざる可ならず。故に曰く「眠る獅子の用をなさず吠る犬は却て功あり」とはハルピング氏の言なり。本年の新議員に。竹村太左衛門氏なる人あり。敢て自揚の手段を須ひたるよわらざるも。才力の運轉自在にして。能く衆望を集攬去得て。爰に名譽ある任を擔ひ。議場に滿腔の經綸を講せんと。出で來れるなり。君の威嚴ある風采を秀麗なる美眸とは。胸中幾多の才識を凝むるの標目を顯し。其畫策の如何を鶴首して拜聽せん事を擧ぐ者あり。君が進取の氣象に富める。語らざるも人各確認し居らるゝあるべし。

君の安政五年五月を以て家に生る。明治五年五月初木縣下野國芳賀郡谷田貝町の支店に到て商業に従事し。同十一年六月初木縣芳賀郡谷田貝町。石島村。下大會村。長島村。境村。程島村。副戸長拜命。同廿二年六月區域改正により解職せられて郷里に皈り。同十五年十月滋賀縣蒲生郡鑄物師村戸長役場書役被申付。同十七年四月退職。同十六年三月初木縣芳

賀郡谷田貝町外五ヶ村戸長學務委員拜命。翌月其職を辭す。同十七年四月滋賀縣蒲生郡鑄物師村戸長及學務委員拜命。同十八年六月役場區域改正に付解任。同廿二年六月同郡所得稅調査委員に當撰。同廿五年三月縣會議員總撰擧のとき推されて議員となれり。

蒲生郡日野町大字大窪
西村市長右衛門君

日野町十傑の一人として稱へられ。三寸の舌鋒は龍と嘯さ虎と猛り。蘇張の雄弁を揮つて説出すや。熱心なる赤情は幾多人士の爲に。政治の上に公共事業の上に。一身を犠牲として日野町の爲に。力を致せざるは如何に記載したる。君の履歷を一覽し了らば吾人が冗言を贅せずして業も既に知らるゝならん。資性活潑にして堅忍不拔難ぶ當つて挫折せず。盤根錯節を排いて豪放磊落白事を處と。我縣會場裡に於る又はれ一個の靈鷲兒。君は安政二年三月を以て現住地に生る。幼にして穎敏學を好み神童の聞へ高く。夙に諸名家の門を叩きて和漢の學を研修し。登雪の間少しだも倦むあかりたど君が公共事業に力を

致とや。既に冒頭に述ぶるが如しと雖も。今君が概傳に先だち其一斑を擧ぐれむ。君明治九年に日野大窪町副戸長在職中。日野町及同郡鎌掛村外十二ヶ村所有の共有山林に對し。日野町は該山林に立入權のなだものとして。共有者間に於て軋轢を生じ。衆議區々一定せず彼此其權利を争ふを見。君大に此事を憂慮し當時の戸長小谷朝永氏等と共に。奔走尽力調和の勞を採りしも。竟に其極瓦解し斡旋の勞も徒泡に歸したり。同郡村井及日野河原の兩村より訴訟を提起せられ。第一審裁判所にて敗訴となりたれば。日野町人民の其敗訴の結果に落膽し。今の施す術なく各自貳百圓を以て立入權を拋棄せんと。衆議一決せん有様なりしが。君の之を耳にとると共に其不可なるを説た。大坂上等裁判所へ上告せり。君の熱心なる天にや通じけん神や納れけむ勝訴の本音を齎し得たり。茲に至て鎌掛村外十ヶ村に於ても。示談と申込と。三万圓を以て共有山林立入權を拋棄するととなれり。恁く田滑に局を結びしは全く氏の力與て餘りありと云ふべきあり(因に云此三万圓の殘高六千八百圓を以て。當時の日野製糸會社を設立せしものなりと)

君は明治七年十月蒲生郡日野大窪町副戸長を拜命し。同十二年七月郡區改正の際より同町

戸長を拜命と。爾後其職に在りしが家事の都合に依り辞職せらる。若干時も無く再び推れて。同町の書役も擧られ。同十八年七月町村役場聯合に付き解職と。同廿二年町村制施行の際に當り日野町助役も就任し。同廿四年再び家事の都合に依り辭職す。同廿一年所得稅法施行に際し。蒲生郡所得稅調查委員に當撰す。同廿二年抽籤に依り滿斯解職となる。而して明治廿五年三月縣會議員総撰擧の事あるや。蒲生郡より擧げられて議員となれり。吁君が天眞爛熳たる活潑にして氣概ある氣象と。惡河もたゞならざるの雄弁を以て我縣會場裡に。益其焰を吐かんれとを希望す

蒲生郡鎌掛村
野崎忠左衛門君

世を擧げて浮躁輕薄なる今日より太だしきいながらん。而して其間獨り其節を守つて黃白の爲に名利の爲に。之を左右し之と曲げざるの徒の實は崇むべきの限りならずや。其性温良恭儉にして君子の風あり。其徳郡中に噴々として輝ぎ。着實ある事務家として村民の上

に位し。多數の賛同と満足を得し。かの所謂言忠信行篤敬されば靈陌の郡と雖も行はれ。言忠信行篤敬みらざれば洲里と雖も行われず矧んや其他に於てをや君の如く言忠信行篤敬にして。其郡中に多數の名望を得らる。亦敢て怪しむに足らざるあり加之君が男兒の尤も尊ぶ所の節操を守るの一事に至て。吾人は實に君の爲に賞讃せざるを得ざるなり。今試に君が履歴の一斑を略記すれば

明治七年三月郵便御用取扱役拜命。同八年一月七等郵便取扱役となり。同十年八月辭職す。同十二年三月蒲生郡鎌掛村副戸長拜命。同年十月累進して同村外四ヶ村戸長となる。故ありて同年十一月其職を辭す。同十三年五月更に同村外三ヶ村戸長を拜命す。同十四年五月辭職と。同十七年十二月中同郡第十六勸業役會議員に當撰就職と。同十八年三月同村外十二ヶ村勸業委員に就職。同年七月退職。同年四月蒲生郡八幡町外二百五ヶ町村聯合町村會議員も當選。同月蒲生郡上組勸業總代に就職。同年七月同郡鎌掛村外四ヶ村戸長に任せらる。同十九年十一月准判任六等に叙し四等給を給はる。同廿二年四月鎌掛村長に推選せらる。同廿四年四月辭職す。同廿三年三月滋賀縣會議員に當撰。同月蒲生郡徴兵參事員に當

撰す。同廿五年三月縣會議員總選舉の際郡民の企望を容れ。其候補者たることを承諾せらる。然りと雖も毫も競争の色を顯さずして。當撰せられたり。又以て君の徳望のある所以なり。君戸長在職中職務上の功勞に付。慰勞金を受しと數回。公共事業に對し。金員を寄附し木枿賞狀を受しと。多々ありと云ふ。若も亦一個の殖産家の一人として愧るの点なきなり。

神崎郡八條村大字山路
豐田彦治郎君

蒼茫たる碧空。際涯なく燦然たる星宿。數多にして其何十あるを知らず。併して星の中にて星と稱すべき。動かぬと碧石の如きは。北極に一個あるのみ。宇宙廣し。人間又た多し。併して人間中の人間幾許かある。星の中なる北極星たる可き。人間中の英傑ハ果して那邊に隱匿しゆある歟。神崎郡の北斗星豐田彦治郎君は。喜怒哀樂の情を現はさず。能く事々堪へ物に忍び。起居と雖も禮節あり。故に村内の名譽蹟々として垣を洩れ。全郡の推す所とあり。今や縣會議員の椅子を占むるに到れり。

君は弘化四年十月を以て彦根に産る。父と大久保松斬と稱ひ世々井伊公に仕ふ君其二男なり。幼にして豐田氏を嗣ぐ。明治十四年山路村戸長及學務委員拜命。同十八年神崎郡勸業委員被申付。近江麻布組合會委員に當選。同廿年能登川村外八ヶ村會議員に當選。町村實制后再選せられ今に留任せり。同廿二年十一月縣會議員に當選。后ち其職を辞す。同廿五年三月縣會議員總選舉のとき當選就職す。家は麻布製造を以て業とす。同業共進會。品評會等に二三の賞與を君く。君ハ商業的不撓主義にして。武士の家に生れて斯く迄商機に長けるは稀に見る所なり。君も又た當世才子あるかな。

神崎郡栗見村大字新宮
出路忠平君

由來嬌鳥春花を慕ひ。春花嬌鳥の暮ふを識す。葉唄子曰く。蝶は葉種の味知らず。葉種の味知らず。伎倆あるを知る者に本伎倆なく。敢爲勇進の手腕。爲さざらんぞ欲する。埋没するを得べけんや。古來英雄と自負するの士が行跡を見るに。英雄らしき行爲あり。

るを認めず。凡庸ぼんようれ如きの人反て大功を奏し。大名を簾れんの下もとに博はくする少すくからずとせず。故に曰く大賢は愚なるが如しと。然れども難者なんしや有て。賢者豈に愚あらんやと云は、記者の答へん。君誠すや寒極かんごくまれを凍こを覺へず。熱極ねつごくまれは傷やを感せざるを。事物に於ての反とるも。理に於ての一理而已のり。出路君の賢者にあらず。矧しんや大賢に於てをや。爾さるも凡庸ぼんようの徒と。英雄を飾かざるの属ぞくに属ぞくす。敢爲あやの氣。勇進の膽に於ては蓋し縣會議員數ありと雖も君の右に出る者の晨星の如くならん。其性温厚篤實にして沈着丁寧なり。人と爲り絶質にして狷介けんけい已を持する嚴。虚無く傲ごう無く心を推おして惠あまを布しき爲なに直聲大ひに振ふ。併ひして君は之を知しるものゝ如く。未だ以て徳とせず。如斯かくのごとくにして誰か慕あこはざらん。赤子の慈母に於るよりも尙や一層と云ふも。失言ありと何人か咎め得んや。必ず拍手賛成の意を表せらるべし。

君の明治元年六月神崎郡宮西村に在て庄屋の役を奉じ寡欲清心事當と失せず舉あげられし。心こころを彈はして職掌と。同四年八月其職を解とかる。但し官制革新ありしを以てなり。同九年四月更に同村戸長を拜命し。専ら簡易かんいと崇たつび。寛柔かんじゆうを尙たつふ。性本澹泊紛華を苦厭くえんす。奇蹟異

功なきにあらず。同十二年三月願に依て官を免せられしが。同十七年二月同郡川南村外十一ヶ村勸業委員を拜命す。翌十八年九月再び辭職を申出で解職とあり。是より先き同年の七月同郡福堂村外五ヶ村聯合村會議員に當選せり。一閱年を経て廿年五月村會議員と辭す。同廿二年五月同郡栗見村助役に推選せらる。同廿五年三月縣會議員總撰舉ありし際。衆望の歸する處。君は當撰の榮を擔おはれたり。嗚呼壯たけなきならずや。而して君の家たる農を以て業とし。夙に綿種改良に精勵し。専ら力を尽す。君又三極栽培を爲して世に公益を興へんとす。其勸業上に於たる熱心も斯の如し。君が神崎郡に名聲ある蓋し遠因ある可からず。之を記し了おめて覺へず。積善の家いへに此餘慶を悟り得たり。敢て徒辭とにあらず。



湖東の中央に位し。人毎に商機さいごん銳敏にして。家毎に巨萬の財を蓄へたる。江洲商人の主眼骨髄地こつすいとも云ふべし。吾人その蒲。愛。神の三郡なるまを信じて疑うはず。而して江洲

商人に種あり。資産家に類別あり。文明的今日に在て最も卑しむべき。人れ跨下に入り人の鼻息を窺ひ。對聞者流の營利を甘んずる者。或り商業上の寸隙他商の空隙を認めて。猾才狐智を送ふところの徒。兩者ともに大ひに吾人が嫌忌する所のものなり。又た渠れ資産家と稱するも巨萬の財を蔵に積み。節儉を口實となし吝嗇以て一意眼を蓄財の上に注ぎ。眼中富國の意なく又た勸業の心なく。只金錢の増殖を喜ぶ守銭奴なり。吾人の大ひに擯斥する所たり。吾人の日本の商人が資産家として。此の如きの人多きを憂ふ。否江洲商人中亦無きにしもほらすと思ふや久し。然り而して山中君利右衛門氏其人の如きなり。前者の比よあふざる萬々。其商業上に特技を現して利益を護らるゝや。正々堂々一の隱險なく猶や矧んや卑屈に流れざる如き。商機を敏察し時運を默考し。敏捷の才智を以て公明なる利を採り愛國の情迫り愛國の熱涙溢れて爰に海防費を献金し以て報國の義を尽し。殖産の爲めに不毛の地を開拓して桑園と化せしめ。勸業上に就ては彼の一大製糸場を設立せし等其主たる物たり。其他郷黨の爲に財を散じ惠みを頒ちしと。前後四十余件金高六千六百余圓と上る。亦是れ決して些少の額にあるざるを知らん。而して資性温良恭儉人を卑しめず。慈

善の志厚くして恤貧の舉動多しと。吁江湖幾多の人士。君を如何に思ひたりや知らず。只吾人の君の如きこり。眞の資性家として國家に益あるの人たるを揚言するも躊躇せず。江洲商人ありと他に誇稱して。敢而耻ぢざるものなりと吾人は斷言と。

君は安政三年四月を以て犬上郡彦根と生る。父ハ川合次郎と云ひ代々其藩士たり。君は幼少にして姻戚たる神崎郡宮莊村山中利右衛門氏に養はれ。名を利三郎と改む。彦根藩儒外村省吾氏の門に入り漢學を研究と。長するに及んで商機英敏ある義父利右衛門氏の薰陶其宜しきを得。能く筭算を繼承し益盛大を極む。明治七年籍を京都府に移し。三條通高倉西へ入菱屋町なる支店に居る。同十四年京都府會議員に當撰と。同十六年故ありて籍を宮莊村に復之義父の名を襲ひ利右衛門と改む。同年宮莊村戸長兼學務委員を拜命し。同十八年其職を辭と。以來蠶業隆盛なる地方を巡廻して其實況を觀察し大ひに得る處あり。後郷に歸り原野を開墾し桑樹を培養し銳意熱心蠶業の進歩を經營せらる。其功顯著なり。同廿年彦根城北西馬場町に一個の製糸場を設立せらる。名づけて山中製糸所と云ふ。君の此製糸所を彦根に設置せられし所以なり。彦根町の廢藩以后日々に衰頽するを憂ひ幾分之れが挽回

をなさんどの衷情ちゆうじやうに外ならず現に職工數百名を使役しつゝあるなり其隆盛ある他の製糸所の比にあらず。同年滋賀縣會議員に措撰され尋て所得稅調査委員に當撰す。同廿一年海防費として金五千山と奉獻せられしを賞し。從七位に叙せられ銀製黃授褒賞を賜りたり。實に君が終世の榮譽と謂ふべきか。同廿三年第三回内國勸業博覽會へ生絲と出品して三等有功牌を得拜授せられ。明治廿五年三月縣會議員總撰舉の際推されて議員となる。君有て江洲更一の光彩を添ゆ

神崎郡旭村大字山本
小泉新助君

沉香も焚たらす屁へも放はらす。俗に之を寝おす起おすのノツペラボウと云ふ。人の生せいを此世に享たる。徒らにノツペラボウと譏それて棺くわんの蓋かたを閉とぢん歎い。芳よしを千載せんざいに残のこすなくんば。臭くさを百世ひゃくせいに流ながすべしとい。少しく過激かきげきの言ことたりと雖なも。消極しょうきやくの語ことばたりと雖なも。沉香も焚たらす屁へも放はらす。ノツペラボウの遺い器きと爲なる以もて乃公なりこうの意い足たりれりと云いふや否いな。一寸いちじゆんの虫むしも尙なほ

五分ごぶんの魂たまあり。五尺ごせきの男兒なんに何なんぞ分ぶん相さう應おうの魂たま莫ならん。魂たまあるの男兒なんに徒と食じ默もく坐ざして終世しゆうせいの目的てきひやく斯かく如かく而已ごと得と々とたる歎い。豈いかで昆蟲こんちゆうと雖なも望のぞみ勿ならん。矧いや人間にんげんと於おてぞや。

神崎郡に資産家多し。明治廿五年三月に於て。新議員として撰出されたる小泉新助君も又た全郡屈指の資産家なり。併して世間よは噴ふ々とたる商業家なり。君の如き名聲なせいある資産ある人。一事ひとことを起おさんとして。遂つげるなきを信ます。遂つげらるゝの地位たゐを有もて。而して一事ひとことの爲ためとなさ。胸算むねあ未なだ熱あせざるゝ因よとるか。天運てんうん蓋かし來きらざるにも憑たるべしとい云へ。些ちしく迷まふなき能よはず。否いな々と疑ぎを挾かんで今尙いまは解とれざる氷点ひやうてんとす。

君は古往今來其長日月に於て。公共の爲めに運動せしを耳みよせず。其他勸業殖産萬般ばんぱんに關し未だ曾て。功は愚おろか幹旋かんせん計畫けい畫かくの勞らうを負おふたるを聽きく無なき。村長にも戸長にも況いはんや村會議員むらみんぎにだも身みを委あたるを傳聞でんぶんせず。資産家としては錚々たるも。俗に所謂「お金持ち」に止とまり居村の道路修繕しゆせんにさへ寄附金せしとを人語ひとごとらず。巷説ちやうせつの傳つたへ云いふ。君は平素勤儉へいそきんけんにして少許せうしよだも浪費らふぎせず貯蓄ちよじくを之これとすと。素もとと之れ齊東野人之言せいとうのびやく。信まを措とくよ足たりざるも。浮草うきくさと一般根いぱんこんなしとにてもあらざるべし。爾しかり乍しばら記者きしやの君の平素勤儉なるの。其

子孫をして世界未曾有の一大事業を起さしめ。未來に於て日本の光輝を海外に普及せしめんと冀望せらるゝの至と所なるべしと思考す。小泉君の如き名聲あるの士よして。徒らに守銭奴と田夫野人に嗤笑せられ。影口云ひるゝを快しとせん。开の君が商機を敏捷にして。經濟の道に精しきを以て推測せし「人の口には戸が立てられぬ」名士の毀譽褒貶は又た蒼蠅哉

君の祖先は武助と稱し后ち西入て號す。一廉の武士たり志が感ずる處ゆつて農に歸し亦商を兼ね辛酸艱苦の星霜を積み漸く其財を得たり。君の實に其十代目にして能く祖先の遺業を繼承し京阪に支店を設け専心一途商業に従事せられ。商機英敏の譽高く。明治廿年の頃君が祖先たる武助君西入居十の百五十回忌と營み親戚故舊を會し維時を談じ其遺徳を敬慕せり。君平素勤儉にして奢侈に流れず能く其財を治む。然れども吝ならず。公共の事業に對し金員を抛つ幾千金あるを知らず。就中君が日本赤十字社の趣旨を翼賛去年々壹百山の大金を寄附するが如きを見て君の人となりを知るに足る。明治廿五年三月縣會議員総撰舉の際推されて議員に當選せらる之れを以て君が略傳の終りとなす。

愛知郡稻枝村大字稻里
藤野嘉平君

グーラー氏曰く。世の不幸な遇ふ者は。大半は其已れの目的とする所を充分に。認知せざるが故に往々其目的不相應の手段を。用ゐるに由てなりけり。堂塔を達つるの目的を抱きながら。草薙を結ぶの心得を以て爲る時。決して竣功する能はざるべし。故に余は其目的とする所を判然認知する人を尊敬するなりと。噫終世の目的は蓋し何人も。少々いあらざるべし。総理大臣ども一黨の總理ども。或は商業界の大權を握り。一擡千金の富に樂さんと欲せ。美術の幽玄を顯りして。公衆の讚讃を一身に蝟集せん。其目的の異なるは。恰も其面の如くなるべしと雖も異らざる目的と云へる快樂点なり。併してグーラー氏の所謂。已れの目的を充分に認知せざるの人多く。半途にして墜落したるの徒。十中七八に過ぐ。其徒の加はる毎に。世に不幸の民を生じ。不平不満の聲や湧く。實に目的の樹て易し。目的を認知するは難中の至難なるものか。愛知郡撰出の縣會議員。藤野嘉平君の蓋し

ゲーテ氏に尊敬せらるべきの一人なり。

君は嘉永六年七月に生る。滋賀縣議員中老練株あり。其性質朴にして獨立の氣象あり。昨廿四年通常縣會の際。硬軟兩派となり軋轢殊に甚しに當り。君獨り中立温良にして。敢て黨派に加盟せず。其議論や始終一日の如し。明治八年學校上衍取扱役を被命。同十二年以來勸業委員を勤む。同十四年戸長を兼務と。其職に在る五閏年。同十九年滋賀縣米質改良組合取締役に當選す。同廿二年其職を罷む。同廿二年稻枝村會議員に當選し。名譽村長に推選さる。同廿四年職を辞す。前後縣會議員たる三回。同廿五年三月總撰舉の際再選す。君夙に殖産勸業に熱心し。曾て愛知川村に植物園を開き。亦神崎郡の人西村和兵衛。山脇作五郎の二氏と謀り。擴農社を設置し。牧畜を爲し。其肥料を以て桑苗を植うる等。専ら殖産上に盡す處頗る大なり。同廿二年縣知事井弘氏より。銀盃銀銚子等を賜ふ。同年同知事より木盃を下賜せらる。咸き勸業上よ就てなりと。亦以て君が功を賞するに足る。其他勸業品評會。及共進會に賞與を得たると。枚舉に遑ならず矣。

愛知郡愛知川村
中村長次郎君

或人謂ふ整々堂々たる社會の表面に立つに。滑稽諧謔スツケイイマヤク其物程實に無益なるもの無しと。吾人の然らず滑稽ある物を利用せば之も勝る利益のあるありと迄も。云ふ者にはあらざれ亦社會に於て。器械的應用物として欠く可からずと思ふ。若もかの双方軋轢の間に立ちて。滑稽に其局を結び冗長厭倦の時に當て。愉快の中に其業を終へしむるもの。又滑稽にあらずして何ぞや。呼滑稽も又一の快言語なり。我滋賀縣會場裡中此快言語を弄ぶの職員無しせず。則ち君と中村庄五郎君之れあり。然れども君も常に沈黙にして。敢て多言を發せず故に議場に於るも何や然り。偶君の言を發せるや愉快にも。大開的の大聲と以て說出す所。時に諧謔を加へて人をして倦まざらしむ。故に陰谷臆たる如死議場も爲に活氣を添ふる多きものと疑ふ。是れ吾人が私言にのみならず。頃日或る人全に語つて曰。磯邊。藤田の両氏は総撰に漏れたり。若し長次郎君庄五郎氏無かりせば。議場の眼氣を覺と能とざる

なりと。此言又當らずと雖も遠からざるの語と云ふべき。果し如斯き。快男兒の過故は於ける實歴は如何。則ち下の如し。

君は明治初年學校の設置を請願す。同八年以來戸長及學務委員。聯合村會議員となり。同廿二年町村制實施の際愛知川村長に推選さる。翌廿三年縣會議員と當撰す。君謂らく一身兩職を帯ぶるときは執れも其責任を全ふする不能とて。村長の職を辭せり。同廿五年三月縣會議員改撰の際。再撰の榮を得られたり。亦曾て養蠶傳習所を設置し。傳習生を募り之れを養成せる等。孜孜として公共の爲めに力を盡さる。吾人の實蹟とる處あり。而して君の生年嘉永六年九月なりと云ふ。未來に記す可き經歷には。必ず尙不幾段の光彩と添へる。一讀后世の人をして。感嘆せしむるの章句あるべし。記者幸ひにして其折を得ば。再び筆を採り欣々。硯を瘞せんとを期す。

愛知郡秦川村大字岩倉
安孫子長兵衛君

大坂府下に。文樂坐と稱する一種の劇場あり。其演藝と爲すは人形にして。口われき語らず。太夫なる者ありて其云ふ所の言を云ふ。動かんと欲れを脊後に立附人。足を動かさし。跡を運ぶ其状恰も人間の如し。然れども看客人形を賞た人形の働くに感じ。一も脊後の人の勞を知らざるもの如く。一句も人形遣ひに賞辭を與へず。彼の人は言く出來ませぬ。賞賛なくとも一圖に其賞賛は人形にのみ有て他に於し。人形の榮思ふべし。人形遣ひの損察すべし。嘗て滋賀縣會議場に縣廳を彦根へ移すの議現るや。時の議員磯部龜吉あるもの。人形となつて劇を演じたり。爲めに四民をして騒然たらしめ。縣會の空しく殺氣の潮に舞らるゝの不幸に遇ひ。徒らに有志者をして眉を蹙せしめたりしが。移廳論は新年と迎ふると與に。春の雪と解け奔走の勞も磯部殿の演藝も。人形遣ひの考慮も水泡と歸せんとせり。然れども人形遣ひの連中は。此儘にして止む可からざるの事情の有るありて。千思万考慮を焦し。爰に安孫子長兵衛氏の名を以て。近江新報寄書欄内へ。再び移廳論を荷ひ出したる。或者曰く此卿稿は改進黨の名士島田三郎。尾崎行雄二氏の手なり。其卿稿料は實に數十金ありしと。實に然るか。若し之を疑惑の中に事實とせば君も又た硯

體般と一般。人形芝居を演せられたるの一人なりと評するも。豈に失言ならんや。吾輩記者は此家語と信せざるは素より。君が滋賀縣會議員中。屈指の漢學家たるを識る。此位ひの論文の蓋し朝飯前のお茶漬なふた開の末章に附記せる一絶の斐然として麗妙あるを誦しても知らるべし。君何ぞ人形道ひの人形とある如き人物ならん。疑ひしくは其概得に就て覺る所あるべし。君を知る者誰か此言を爲ん。

君の安政六年二月を以て當時の家に生る。世々農家たり。幼にして學を好み平素師を家に聘し苦楚勉勵と。長するに及んで四方に遊學し大に得る處あり。后ち家に歸り農事を督と。幾くもなく村會議員に擧げられ。尋て學務委員とある。明治十八年君が居村の學事進歩せざりしを憂ひ師を聘し嚴倉私塾を開き自ら之れを學督し村童に教授を爲す。其功偉たり。君兼に卒先し公共的の事業は金員を寄附し賞典を受たりと數回。同廿五年三月縣會議員總撰擧の際推されて議員とある。曾て理財の道に長じ亦好んで詩を善くと近詠一首を左に轉載す。

江。窓。感。懷

七十二峰爽氣清。 琶湖活潑漲空橫。

扶桑第一精靈地。 故使天民輝大名。

愛知郡西椋村大字曾根
横田 耕君

四十二章經に云く。佛言く天地を觀ての非常を念ひ。山川を觀ての無常を念ひ。萬物の形體豐熾を觀ては非常を念ふ。熱心此の如くなれば此の道を得る疾しと。事は異なるも。一事一物逢遭する毎に。専心考察を下さば。何れの道にか達せざるの理あらん。商に於ても。農に於ても。其政治上に於ける。復雜する事業に就ても。豈に然らずと云ふを得んや。横田耕君の五十有餘の議員中に於て。考察思慮に富むの人ありと。其常置委員の任を負ひ。公共の爲りに尽力せらる。偶然にあらす。撰擧其人を得たりと云ふべきか。然れども格別の功名無き。活事無き爲を。活事業あらざるが爲め歎。常置委員の尤も鄭重ならざる可からず。天地を觀ての非常を念ひ。山川を觀ては無常を念ふの。熱心を知る

横田君は思慮に富み。併して熱心なるの人と聞く。君も又た縣會に缺く可からざるの人物か。

君の幼名を龜二郎と稱し。稍長するに及んで。素志を起て。國手たらんと期し。爰を資家て東都に遊學せしむ。希望を達するを得ず。空しく漂泊して。自的に迷ふ其後ち故郷つて天台宗眞盛派本山。西教寺の徒弟とあり。資金募集方派出員を命せられ。各地に遊説せしむ。斯如閑職に甘んぜず。只管青雲の志を逞ふし。其機を待つ久し。而して明治廿三年。君は豫々の望みを達し得て。西小椋村の村長に擧げらる。更に又た縣會議員に當選せらるを得たり。廿五年三月の總選舉にも。再撰せられ又た常置委員に推撰せられたり。君の雄弁を以て名あり。故に講場は臨んで是非を争ふや。滔々數千言水の低きに赴くが如く。一の滯滯なく諄々として説きたる。他に比なし。實に横田君なる哉横田君の得意此處に又た存す。

犬上郡日夏村大字コ夏
北川吉良平君

ホエー、トレ、氏曰ふ。簡約なる演説は。譬へて貨物を満たしたる葛籠の如し。其内に在る所。其外に現れる所より多し。簡短なる演説も。譬は半ば填充したる葛籠の如し。之もさが故に少しも。肝離る下手の長談論を好まぬ。然れども餘りに簡短なるも欲せざるあり。或人簡短なるを。花の蔭を開くんとして綻れざるの情に比す。或り其趣無きに惑もあらず。爾るも如何せん花に香と愛とを。艶色を愛するとあり。開かざる蕾。於是て無用に歸す。北川君の辨舌たる。夏夕の清風の如く。爽快にして心耳に徹し。聽者をして感嘆措く能はざらむ。君の幼より漢學を修め。其學に達す故に今昔の歴史に能く通じ。興廢榮枯の事理に通ず。併して尙ほ辨論の利器を所有す。俚俗に云ふ鬼に鉄棒とは蓋し如斯きを指すなるべし。

君は文久三年十月の吉原に生誕す。性忍堪の力あり。明治廿二年日夏村の村會議員とあり。

村治に熱心の噂あり。今に其職に在り。明治廿五年三月彼の総撰舉の際。縣會議員に擧に當る。其榮想ふべし。實に滋賀縣會新撰議員中硬骨漢の聞へ高し。愛すべしの大丈夫。夙に亦た勸業の前途に意を注ぎ。養蠶傳習所を設立し。村内の有志者を募集し。其法を傳習せしむ。村民其恵に浴とる者多々。其功偉ありと賞とべし。吾滋賀縣は養蠶の家多きも未だ學理を識らず。故に往々不慮の災に陥り。失敗を躬ら招くの輩無しとせず。實に惜むべき件也とぞ。君の其無學の徒として。徒らに桑葉ぬれば。則ち蠶兒は生長し。繭となり生糸とあり。市場に於て金となると思考せしめず。病室の温度。鼠害等學理の示す所を繼篤に師を備ふて教授せしめたり。君の徳望ある果して是等に基固とるならぬ。

大上郡福滿村大字西今
中村一藏君

快樂の爲めに惑はされ。利得の爲めに迷はされ。功名の爲めに誘はれ。權勢の爲めに威はれ。説論の爲めに動はれて。惡を知る事を爲すべからず。斯くある時の。常に愉快に暮す

べし。其故の善心。則ち祝日に同じらればなり。之れリチャードの言なるが。金言と謂ふべし。君は移廳派の議員にして。縣廳の中央なるべし。滋賀縣の中央は彦根なり。宜しく速かに彦根の好地に縣廳を建築とべし。天に發ゆる五層の大廈辭とるに足らず。縣下公益の爲めなれば。幾千金と寄附爲すも可なり。移廳の爲めは居村の。賑ひを來るを目的と爲るあらず。有志者の勸誘ありしを爲めは賛成せしにもあらず。實に縣廳を中央へ移し。自利他利の略と書せしに外ならんや。君の熱心念ふべし。故に權勢の爲めに威はれ。利得の爲めに迷はれて。自説を變じ節を用とる如き。無節操にあらざるの大丈夫たるを知るべし。君嘗て湖南日報を補助し金貳百五拾圓を其社に送る。其膽大にして事に躊躇せざる。又た愛すべきの快男兒ならずや。

君の性たる其本源を探り。善とを認むれば之を贊し。可と覺れば毫も辭とる無く。善を傾けて。義捐許附或は補助とぞ云ふ。然れども一步を誤れば銀一文と雖も出さず。且つ辭退して曰や。生些か感あつて之を謝絶すと。而して他を言はず。其辨舌の如きは。明晰流暢にして。平素侃々諤々の議論を吐露と。縣會議場に在ては。理事者として常に閉口せしめり。

反對者をして兜を脱がしむ

昨廿四年通常縣會の際硬派を組織せよ一人にして。東軍（彦根を指す）の參謀長たり。君年十二にして彦根藩儒外村省吾氏の塾に入り笹雪の功を積み十五才にして東都に遊び法律經濟の學を研究し。明治廿三年郷に歸り。直ちに縣會議員に推擧さる。明治廿五年三月縣會議員總撰擧に當り衆望より又推されて議員となる。而えて君春秋二十有歲

犬上郡彦根町大字外馬場
林好本君

チャールズ。ランム氏。始を職を辭して大ひに喜び。書を其友に寄せて曰く「今や我身は。大空に飛揚するが如き。余は更に五十年の壽を保つを得ん。人の幸福は何事をも爲さるに在り。余は決して再び。彼の煩勢に當らざる可き」と既にして二年の閑日月を經過するに及び。心身漸く無事に苦しみ。始めて閑散は其形を羨む可くして其實。甚だ厭ふべきを知り。先の煩勢も暗に愉快と與ふる也けり。と嘆息せり。君は當時野に棲息するも。其經

歴の大半は朝に仕へ。餘とか爾とか。一種の結核を蒙りて。榮華の夢に春秋を。送迎せられたるの身なりき。爾るも一朝ケヂくと呼ぶ。彼の非職の御沙汰を頂戴してより。從來の繁務を棄て。チャールズ。ランム氏其人の藝語を學び。大言壯語傲る所ありしと。其無事よ苦しみしが將た。閑散に英氣を養はれしが。推測の限りにあらざるも。蓋し經濟上に。幾分の影響なきにしもあらざるべし。鴨浜庵主人戯れて云ふ。評譚餘を押へさせよ。と豈に記者の餘と稱せらるゝの。上流社界に向つて。從閑よも筆鋒を差向へ申さた。後む可きは賞し。毀つ可きは譏る。是れ記者の至公たりと誇稱する所。傍觀人の興り知らざるの点とす。

君嘉永六年十一月十五日を以て彦根尾末町に生る。父は林六右衛門好問氏同藩目付役勘定奉行佐野奉行城中番頭等に歴任さる君の其第四男にして家嚴の家を繼ぐ幼名を他氏郎と呼び後太四郎又六殖門と稱し明治十二年六月今の名を改む慶應三年正月より明治二年六月まで彦根藩弘道館へ入學し同月より同四年十月まで同藩中學校に修業一等生たり。同年十一月より東都に遊學し重野厚之丞（當時安齋と呼ぶ）の門に入り英漢學を修め六年二月より

大坂府或ハ本縣に教師たり。八年六月地方官會議東京に開ク當時傍聽ハ區戸長を限りしも區戸長缺員有之節ハ區戸長外の者と雖も傍聽差許すとの指令ありしを以て君も亦傍聽出願せしに聞届の指令に接し上京傍聽せしが實に本會を以て我國議會の嚆矢とて同會開期中七月一日濱の離宮へ被爲召延遊館へ參館議員への勅語太政大臣の演說あり本戸議長議員等を御前に進め交々管下の形狀ハ人民の狀況。山河の形勝の談話せし然らるゝ等を拜觀經りて別席ニ召され酒肴を賜ひ館内。禁苑等を拜觀す。同年七月新に元老院を設け言論と道を開かれしを以て君等の先年身代限法施行以來其弊害太だし死ものあるに至りしより其弊害を除去する方法を設けざるべからず宜しく身代限言渡を受けし者は民權の全部或は幾分を行ふとを禁するの制を設けられんとを希望する旨の建議書を提出す。九年司法省甲第一号代言人規則發布に際し該試験を受けしに及第して七月司法省より滋賀縣に於て代言免許狀を受たしが吾縣下に於ては君を以て代言人の鼻祖とす。九年十二月本縣七等警部に被任第四課被申付。十年一月官等改正ニ依り十等警部に被任。同年七月九等警部に被任。十二年六月六等警部ニ被任。十二年七月大上郡水谷村磯部龜吉損害要償事件ニ付テ部理代人と爲

て大坂上等裁判所へ出頭被申付（以下如斯出張數回略之）十三年七月任五等警部。十四年三月兼本局付屬被申付。翌十四年七月兼任五等屬。十五年二月兼任四等屬。同年四月月俸四拾五圓下賜。同年八月兼任三等屬。十六年一月職務勵精に付慰勞金四拾五圓被給與。同年二月任徳島縣警部長。十六年四月叙從七位。十七年八月自今月俸七拾圓下賜。十九年八月叙奏任四等賜下級俸。同年十一月叙正七位。同年十二月本年檢疫事務格別勉勵候に付爲其賞金七拾圓下賜。廿一年十二月中級俸下賜。廿三年三月大日本帝國憲法發布紀念章授與。同年十月非職被命。本年三月縣會議員總選舉に際し當撰。同年四月彦根町長に推撰され。又た縣會副議長に當撰されし如きは記者感服の外なし只た疑ふ君果して硬手——中手——軟手——を。乞ふ君が抱持する主義を發表せられんとを。只た恐る口善惡なき田舎童が君ニ對し緣故的軟派の偏を作らんとを。見るべし君の傑作たる左の一篇を

愛竹之說

予常愛竹也甚矣。立幹勁直、而有節。風雨之暴、不得拔。積雪之壓、不能折。雨歇、雪晴、則勃然挺起。温乎不動矣。枝葉繁茂而有度。左右双出。枝又生葉。本約末廣。倚其蔭。可以避暑以

防寒矣。春夏不競華麗。秋冬不共凋枯。特卓絕於群輩而蒼々於四時」矣其勃然温乎也猶豪傑
際事變百敗不屈千蹟不撓竟能成其事業者也」其本末有度可以倚其蔭猶英明之士博涉世故
而知其要務之先後經倫之秩序以能使斯民安其堵者也」其容姿温雅風采端肅卓然直立而不
華不枯四時不變也猶君子温而嚴威而不猛接物臨事不敢變其操而恒其德者也予故常甚愛竹
也矣

犬上郡千本村大字西沼波
西田庄助君

往昔隨相如「臣ハ此珠と共に碎けん」と絶叫せし事あり。其剛毅にして至誠なる。誰の
其勇其膽に感せざらん。西田庄助君ハ嘗て曰く「國家公益の爲めに家財を盡さるも辭
せず」と其愛國心に富む。其報國の志に篤き。想ふ可し察すべし。君ハ安政六年正月を以
て。當時の家に生る。素封家の聞へ高し。曾て彦根藩の御用を命せられ。金千兩を献納せ
しを以て。爲先に名字帯刀を許され。後又永代十五扶持を賜はる。君幼より會津藩に生

長りし。故のつて彦根藩へ移る。其會藩に在るや士中漢學を以て辨々の聞へ高き。
深見東岳氏ハ膝下に教と享る。垂警書を讀み。志を篤くし意を刻む。専心一途漢籍を修む
る數年。大いに其學に達す。温性良恭儉讓朴直にして商機に長じ。大坂及肥後の熊本等
に支店を有す

明治十五年以來學務委員。勸業委員。水利土功議員及其議長。教育會議員其議長。聯合村
會議長。所得稅調查委員。米質改良組合規約設定委員。村長等に當撰或ハ任せらるゝと枚
舉に違わらず。明治廿年四月海防費として金千圓献納せしを賞せられ。銀製實授褒章を下
賜せられ尙や同年滋賀縣廳新築に際し金員を寄附したるに依り當時の知事申井弘氏より木
杯一組を賜ふ。其他大坂及本縣知事より下賜せられたる木杯賞狀の類積んで山を爲すに至
れり。明治廿三年參尾の野に於て陸海軍大演習を催はされ。天皇陛下臨幸在し四月三
日名古屋城内に開かせ玉ひたる夜會へ招待の恩命を蒙り。且つ大演習陪觀を許されたるハ
君が終世の榮譽と謂ふべきあり。明治廿五年三月本縣會議員総撰舉に際し。推されて淡海
一致會の候補者となり。競争の末遂に當選の榮を荷られたり。而して君教育上に熱心し。

平素自ら學校を視察し優等生には賞品を與へ獎勵其宜しきを得たり。全地方西田君の名聲高く。徳望篤きは故無きまわらず

犬上郡久徳村大字久徳
横山安忍君

聴かざるに聞く。之を聴と云ひ。見ざるに視る之を明と云ふ。戰ひて勝つは智者まわらず。戰はずして勝つ是れ智者あり。紳士擬す者も悉く紳士あらん。紳士擬さざる者。之を天眞敬すべきの紳士とも云ふべきか。俚俗に云ふ醫者の醫者臭は尊からず。學者の學者臭さは俗に近しと。寔は紳士擬して尙ほ且の紳士臭さは醜の醜。下品の極下とも云ふべし歟。人横山君を目して云々と有るを聞く。何ぞ其間違ひの太だし横山君は乃ち安忍氏の威望あるあり。他の關せざる所。其令聞を去る四回に及びし如き。天倫に悖りしにあらず。七去の誡を。唯聖訓に基かれたるのみ。俚語に所謂「云ふ丈け野暮」の範圍内に埋没し了らん。

君は安政五年三月を以て當時の家に生る。性温厚篤實事を處するに懇到周匠至らざる處あり。故に村民の君に見ゆるや恰も赤子の慈母に於けるが如き。是遍よ君の徳望ある所以あり。其幼なるの時小菅孝藏氏に就き漢學を修め田中芹坡氏の門に遊びて詩文學を修め朝誦夜讀其道を能くと文氣雄膽詩情又濃にして才あり吟咏稿と累ねて二千余首に及ぶと。長ずるに及んで東都に遊び松田秀雄氏に従ひ法學を修む。明治十二年七月久徳村書設被申付。同十三年八月同村戸長拜命。同十四年八月郷導學校學務委員を兼務と。同十五年七月滿期退職。同十五年八月犬上郡多賀神社教會本部出納課幹事を囑托せらる。同十七年一月更に久徳村戸長に任せられ學務委員を兼務す。同年十月依願兩職を免せらる。同年十一月多賀教會副會長を委囑せらる。同十八年七月久徳村外六ヶ村會議員に當選す。同年一月犬上郡縣會議員補欠員に當撰と。同十九年三月犬上郡町村聯合會議員に當撰。同年十月多賀村外十一ヶ村聯合村會議員に當撰。其後村會議員改撰の都度再選せらる。同十九年十月縣會議員に上任と。同廿年二月滿期退職。同月犬上郡會議長とある。同月多賀村外四ヶ村戸長に任せらる。同廿二年三月解任同年四月町村制度實施に付久徳村會議員に當撰。同年六月

同村長に推擧さる。同年十月多賀村久徳村組合會議員に當擧。同廿四年一月久徳村千本村組合會議員に當擧。同廿五年二月淡海一教會幹事に選任せらる。同廿五年三月縣會議員總撰擧の際淡海一教會より推されて候補者となり當擧の榮を護られたり。其他公務上の功勞を賞する爲め慰勞金を受つしと數回。公共の事業に對し金員を寄附し木杯及賞狀等を得られしと。枚擧するに遑めらず。専ら公利公益を鑑み。自家經濟の道を講ずるに銳なり。然れども胸中綿々餘裕あつて。閑風月を弄せらるゝ時あり。其賦詩數首を寄せられたれば其一二を轉載す

湖上 月

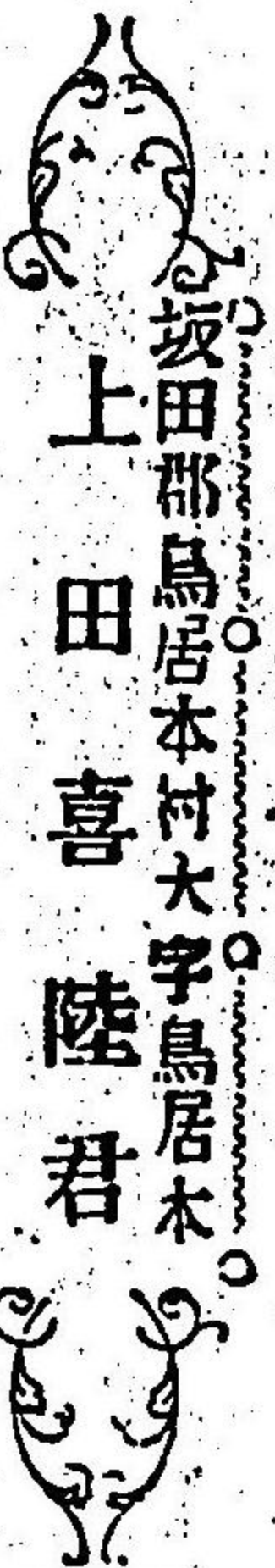
一輪湖上月 萬頃水連空

ノノ漁舟影 金波漱澗中

日本武尊東征圖

剪伐草叢能奏功 遂平妖賊凜威風

請看東海熱田驛 萬古巍然八劍宮



坂田郡鳥居本村大字鳥居本 上田喜陸君

香の薫を以て自ら燒け。翠の羽を以て自ら傷る。志士の世に處る。寧ろ玉と爲て碎くる。其を爲て全を恥づ。寧ろ蘭桂と爲て摧くるも。庸文と爲て存するを厭ふ。生を貪り逸遊に飽死。悠々自得天年を全ふるも。寸の功無く。微に勤なくして。何の面目有と社會に對するを得ん。如斯き人の昆蟲にだも劣るとも。豈に勝ると云ふを得んや。人として昆蟲の行爲を學び。生を平ふんと冀ごふ。噫。悲愧恥死する所。莫らんと欲するも。得んや。死すとも汚名の朽る可し。悲愧以て其罪を贖ふに足らず。上田君は吾縣會の常置委員なり。其職を奉じて倦む無く。其任に在りて勞を吝まず。孜孜勉めたりと云ふ可し。自ら招きて燒る人も。香と呼ばれて薫を四方に。傳へんと傲るの人なり。而して君は吾滋賀縣會議員中。軟派の牛耳を執る者。君性豪毅沈着。怒濤前に來り。泰山後に崩る人も。自若たるなり。阪田東淺井の郡分合事件に付き。器々攻撃を受くるも。至會一致を以て常置委員不信

任投票を受け。辞職勸告矢の如く来るも。糞落着に落着きたるを見て知るべし。其度胸や吾敵さぐら感服の至りありと。硬派連をして一掃を興せしめたるは。之れ君の天眞か君弘化五年正月に生る。明治十二年四月始めて。縣會の開くるや。舉げられて議員となり。十四年一月常置委員に當選。爾來改撰。滿期の退任の都度。當撰展ばわり。廿年大津にさし浪新聞の起るや。君株主の一人にて取締とあり。解社に至るまで尽力されたり。廿二年五月脇坂行三氏等と共に發起とあり。阪田東淺井伊香西淺井四郡有志を集めて。近江東北俱樂部なる政社的團體を組織し。幹事に撰まれ。廿三年三月の解團まで幹旋し。尙ほ廿二年十月。阪田郡町村長の組織に係る。一七會の幹事長となりし等。記すべきもの少からず。君の現時縣會常置委員の外。村會を始め有るとわらゆる議員を兼ね。則ち議員の一手専賣者たり。又た公共事業の熱心なるは。賞品。賞狀。三寶上に山を築くを見て知るべく。君阪令軟派と雖も。一方は新機軸を現はさるゝ程の腕前。阪田郡第一流の人物なるに相違あり

坂田郡法性寺村大字長澤
中居太平君

多情花に泣く佳人も。或も亦た。乾燥勃率の流と變するあり。人の情たる。四時動くざる無し。昨の非今の是となり。花の艶を好み。嵐山に三芳野に。瓢を肩にして。吟咏寸時の美を賞せしの人。時に或は。月の清楚にして透明なる。其幽玄淡白なる嗜好と變じ。涼樓靜檻に茗を啜り。單坐默考。只管社會の現象に感を動かし。觀念夜の沈むを。覺らざる人。變する莫きにゆるず。酒呑み下戸とあり。雀海中に入て蛤となる。奇と云ひい奇なり。妙と叫ばし妙ならん。妙と云ふも奇と叫ぶも。又た敢て奇妙と做るに足らず。改進黨の人忽ち紙幣の爲り。官權主義と豹變を。民黨は粗暴あり。曰く過激なりと。何ぞ其奇怪不可思議を唱ふるや。是をしも奇と云はずして。他あらん

君ハ万延元年四月を以て生る。明治十一年八月阪田郡長澤村副戸長拜命。同十三年一月同郡息長學校學務委員拜命。同十五年十一月同村戸長兼第五拾五小學區學務委員拜命。同十

八年七月同村外五ヶ村戸長拜命。同十九年十一月依願免戸長。同廿三年十月法性村助役兼
當撰。同廿五年一月同村長に當撰。同年三月縣會議員総撰舉の際當撰す。未だ講場での御
手の内を拜見致されれば御申越の御經歷のみと書くの如し。

坂田郡春照村大字高番
久保彌重郎君

勇の性より生じ。強は弱より成る。小敵に逢て。敢て進まず大敵を視て。毫も恐れざるも
のり。常に謹厚を以て稱せられたる。光武其人なり。百萬の軍を率ひ。戦へば必ず勝
ち。攻むれば必ず取らる。趙を破り。齊を亡ぼし。遂に強楚を倒して威名を天下に轟かした
る者は。恐少年の嘲笑を受て。其胯下を潜りし韓信なり。愚を粧ふ者に賢者あり。紳士
擬す者に痴漢あり。豈に皮相の見を以て。輕々人評を下すと得べけん。三年交際されば。
其人の心を知り難しと。宜る哉。信る哉。久保君の傳を筆せんとして。偶此感胸を衝
く。

君ハ文久元年四月を以て其家に生る。父を彌三郎と稱ひ。世々農家たり。君ハ其長子なり。
容貌端正且つ嚴肅にして。犯すべからず。明治七年阪田郡碩備岡織部氏に従ひ。漢學を修
む。同八年十一月高番村に設立の。中學教法傳習所に入る。同九年五月廢校となりて退學
す。同十年四月同郡。成器學校助教となる。君謂く。小節に安んずべしと云ふ非すと。
同年十二月職を辭す。同十一年一月笈を負ふて。岐阜縣に到り。今井鏡鏡氏に就き。漢學
を修む。同十二年一月犬上郡。彦根松本私塾に入り。算術を學ぶ傍ら。渡邊弘人（今の第
三高等中學教諭）西村愛之助の兩氏の門に遊び漢學を講究す。同十三年五月退塾す。同十
四年一月京都に遊び。善義塾に入り。佐々木貞助氏を師として。漢學を修む。同十五年七
月退塾す。同十八年七月春照村外六ヶ村戸長役場書役被申付。同十九年十一月同村外六ヶ
村戸長に任ぜらる。在職中同廿年一月より廿一年十二月迄。春照登記所登記官吏と兼務す。
同廿二年三月町村制實施により廢官となる。同年四月同村會議員に當撰。同廿五年三月退
職。同年八月同村大字高番區長に當撰。同廿四年十二月辭職。同年八月坂田東淺井兩郡町
村組合會議員に當撰。同廿五年三月退任。同年四月坂田東淺井兩郡組合會議員に再選。同

廿三年三月同村常設委員に當撰。同廿四年三月辭職。同廿四年三月滋賀縣議會取締組合
會議員に當撰。同年四月地價修正請願委員に當撰。同廿五年二月滿期改撰の際再選。同年
一月坂田郡獨立を帝國議會併に内務大臣へ請願の爲め。東上委員に撰舉せらる。同年三月
坂田大原春照兩村組合會議員に當撰。同年七月春照村長に當撰。同廿五年三月同村會議員
に當撰。同月縣會議員總撰舉の際又た當撰せられたり。

坂田郡伊吹村大字伊吹
伊夫伎資彌君

眼にもろくの不淨を見て。心に諸の不淨を見ず。耳に諸の不淨を聞て。心にもろくの
不淨を聞ず。鼻に諸の不淨をかいで。心にもろくの不淨をかかず。口に諸の不淨をいふ
て。心にもろくの不淨をいはず。身に諸の不淨とふれて。心にもろくの不淨を思ひ
ず。中心にもろくの不淨を念ひずして。天清淨。地清淨。内外清淨。六根清淨。潔白
無疵。清廉質直にして。卓落不羈なる者は少し。伊夫伎君は蓋し。當ふすと雖も遠のらぬ。

性を備へざる人なるべし。試みに左の篇を熟讀玩味せよ。

君嘉永四年二月家に生る始め出雲と稱す。代々坂田郡拾三郷惣社伊吹神社の祠官にして門
閥の聞へ隣里に冠たり。文久三年九月神祇管領長上侍從卜部朝臣より左の辭令を賜へる。

近江國坂田郡拾三郷惣社伊吹神社神主伊吹出雲正菅原具吉着風折烏帽子符衣任先例專守
社職格式可抽太平精祈者神道裁許狀如件

文久三年九月七日

神祇管領長上侍從卜部朝臣國

明治四年十月今の名に改む。同五年六月伊吹神社祠掌拜命。同七年九月教導職試補拜命。
同九年二月訓導拜命。同十年六月滋賀縣神道分局會計係被申付。同十一年十二月辭職。同
十年十月競智學校保護役の囑托を請く。同十二年七月辭職。同十一年十一月伊吹神社祠官
拜命。同社祭典式の改正に力を尽され社務所を新築せしめ郷社祝祭を爲し。同十六年十月
辭職。同十二年四月權少講義拜命。同十七年七月累進して少講義拜命。同年八月太政官令
して神佛教導職を廢す。同十八年神官教管長より少講義拜命。同年十一月權中講義に累進
す。同二十年六月廿日辭職せり。爾來君は公共の爲めに力を盡さる。明治二十年同村會議

員に當撰。同年坂田東淺井郡聯合會議員に當撰。同年十一月所得稅調查委員補欠員に當撰。同廿一年八月坂田東淺井郡衛生會員に推選。同廿一年九月米質改良組合取締所第九郡出張所幹事に當選。同廿二年七月辭職。同年六月伊吹村會議員に當選。同廿二年七月推選せらる。同廿五年四月辭職。同廿三年三月滋賀縣會議員に當選。同年四月所得稅調查委員補欠員に再選。同廿五年三月縣會議員總撰舉の際再選の榮を荷る。明治十一年亡久邇宮殿下より神官在職中神道事務局神宮教會合併神殿建設に付其功勞を表彰するが爲。中啓堂を賜る。同十五年神道公議所設置に付笏壹握を賜る。君の經歷概ね斯如常に勸業上に熱心し勸業振起策を講じ地方を奨励する等其功亦偉大なりとす

坂田郡春照村大字南方
川瀬兵内君

坂田郡に豪農の名を以て人に許されたるは川瀬兵内君なり。現時縣會議員中勸業家として縣下に知られしは君と井狩彌左衛門氏のみ。其性質磊落にして毫も天保氣質を見ず。記者

本書を編纂するに當り君に乞ふに略傳を寄送せられんとを以てす。君曰く僕ハ田舎ハ一農夫の如き記とあらんやと。遂に君の友人某氏記者の懇請を察し其傳を寄せて曰く。氏初め名を兵吉と稱し后ち今の名に改む天保十三年九月を以て其家を生る（中略）氏十七歳の春其家を嗣ぎ家務執掌の任に當る。而して常に名望は其身邊に開繞集す。其大半は公共の事業に身を委ね。尤も殖産興業の志厚し。故に農民商估を奨励誘導して。私財を惜まず。其功績寔に偉なり。氏夙より藩命を奉じ勸業掛或ハ郡惣代となる。其間難村仕法姉川筋水除等も尽力する等其功亦抄しとせず。維新後坂田郡第十五區長となり。益々公共の爲先に尽す所あり。明治十年第一回内國勸業博覽會御用掛或ハ勸業世話役兼勤を被命。同十二年郡區改正のときも當り。氏亦坂田郡書記に任せらる。后ち幾も無くして本官を辭す。再び勸業世話役を被申付。第二回博覽會御用掛を被命。同十四年十一月坂田郡撰出。縣會議員補欠撰舉に際し。當撰せられて在職すると七ヶ年間。其間長濱警察署建築事務取扱を被命。或ハ關西府縣聯合共進會審査委員。及大坂府蘭生系共進會審査委員。各郡設共進會。組合共進會。品評會。種苗交換會委員。或ハ審査員の囑托を受け各地に出張すると被

舉に違わらず。併して倦む無く飽く無し。又村會員町村組合會議員に當撰せらる。爾來改撰期に於て再撰を免れたる事あり。十八年以來太湖漁船會社取締又相談役となる。長濱共同運搬會社々長とあり。前後再撰今に勤績せり。或は勸業委員となり。勸業諮問會員となり。蠶糸業取締所頭取となる爾來在任四年躬繁務に耐へ難しとて同廿一年九月辭任せるも。同廿三年一月再任現に頭取の職に居れり。而して町村制度實施の當時。神照村會の推撰に應じ名譽職助役。及常設委員となる同廿五年三月縣會議員臨時總撰舉の時に當て。氏は中立温良を守り。粗糲輕躁に涉らず。公明正大寸毫終末たも私しせず。現時撰舉の熱度沸騰し候補者は割據し同胞の鬩ぎて虛榮浮華を爭奪するの蒼蠅を厭ひ。對岸の火を見る如く。恬として顧みず。徒手傍觀興り知らざりしにも拘らず。氏の經驗に富みた。老練の手腕は郡中其右に出ずる者なしと。人々之を敬慕し遂に推撰するに至れり。幸ひなる哉。當撰の榮を擔ひゆ。本年の縣會議場よりたる如きは。縣下の爲を吾人の欣々并舞して止まざるなり（以上某氏報道原文の儘）著者自由狂丁曰く兵内君川瀬氏は更に本年奈良縣に開設せし。關西二十二州聯合共進會。出品審査委員を命せられたり。又た關西蠶糸組合會

委員に當撰され。其事務を執る。其身は雜多なる職を委任せられて。毫も辭退せず。悉く承諾して其任に當る如き。其勇其膽力。吾輩何ぞ。欣慕せざらんと欲するも。得べけんや。縣會議員中名望家多し。爾るも氏の如き繁忙なるの人は無き。其手腕の凡ならず。其氣宇の無量あるを察知すべし。肝英傑なる哉。讀讀の語あり。唯愚考を併記し筆を擲す。

東邊井郡大郷村大字新居
高 原 一 義 君

世に一種の符諫あり。頑固老翁と指して曰く。「天保人間」と。而して此輕辭の社會を橫流して。愚弄の意。嘲笑の旨を含蓄しつ。論客も之を口にし。新聞記者も之を筆にと。天保人間豈に悉く。頑固因循の徒のみならん。現内閣の樞要地に在る諸公を見よ。又天保年度御降誕の若様。腰間に秋水を帯び。商人農夫を蛆虫奴と罵詈訛。斬捨て御免の時代に於る殘物にわらずや。天保人間尊敬せざるを得んや。何ぞ愚弄嘲笑の意味を交へたる。

滋賀縣會議員高原氏の。硬骨の開へ有て。尙ほ齟々の譽あり。其主義の自由的進歩を抱懐

し。適れ伎倆あるの人なり。而して其生年ハ。天保十四年十月に生る。故に端無を君も「天保人間」の輕辭を蒙りしとあり。天保人間の語も。益前者の誤解あるを認め得たり記者於是て。試みに天保錢を財布より出し。情々熟視せしに。其形体は権山あり。桐輪轉げ廻る円形ならず。之れ交際上手にして輕便ならず。言葉に角無く。行爲に山滑ある所ある。先づ其人の性を示す。中間の四角ある穴ハ。其胸中威嚴あるハ、リ良きと現す者の。呵々々々

君の家代々庄屋を勤め君亦文久元年十一月家職を襲ぎしが君の曾祖父某氏の郡山領淺井郡五坪村彦根領田中村立會分水場字高井川取扱人たるを京都御番所奉行より命せられたる故を以て藩主より代々帶刀苗字一紙宗門改等を許され居りしに君又文久二年四月其職を襲ふ後ち曾て水戸浪士の巨擘武田耕雲齋以下の士民越前木芽峠を経て入京せんとするに當り叙熊開所詰を命せられ其功に依り慶應二年五月藩主より時服及び定紋付麻絹上下を賜はる明治の時代と改まりし以來君の履歴又見るべしもの少からず明治四年九月朝日山藩第四區副戸長被申付。翌五年三月犬上縣庶務課勸業掛被申付。同月長濱會社幹事兼取締役被申付。

同年九月犬上縣を滋賀縣と改めしより七年九月依願副戸長被差許。翌八年二月淺井郡第十二區新居村戸長被申付。同年八月長濱生糸改良會社長被命。九年一月依願戸長被差許。同年四月淺井郡第十二區々々長被申付。同年翌月其區内博道學校生徒武驗に學事進歩の成績著しかりし爲先神妙の至りなりとの譽詞を受く。同九年九月第十二番中學區取締兼醫務取締被申付。同十年依願區長被免。同十二年六月東淺井郡書記被任準十七等。十二年九月依願免本官。十四年二月縣會議員撰舉當撰。翌十五年三月縣會常置委員に被選縣地に赴任。十七年三月縣會議員滿期退職。同年五月改撰に際し被再撰。同年九月村會議員に被撰。十八年一月常置委員とあり縣地に赴任。同年六月依願職被差免。同月縣會議員辭職。同年七月坂田東淺井郡書記任被。十九年八月叙判任官七等。同年十二月登記事務取調委員被命。廿一年依願免本官。同月滋賀縣米質改良取締所頭取被選月給三拾五圓。廿二年四月家事依都合退職。同年同月同村一級村會議員に被撰。同年三月縣會議員當撰。廿四年三月郡徵兵參事員當撰。同年十二月於通常縣會副議長補欠撰舉に當撰せしに問もなく同開期中理事者と議會の間に衝突を來し終に内務大臣より解散の嚴命を蒙り本年三月總改選に際し苦もさく

當選されまゝ以上の履歴も徴せらるも偶然にあらず君毎に講場に立つや硬派を經とし正義を
緯とし侃々諤々の論の講場を肅然たらしむとは云へ能弁ならざるも亦納弁ならざる語句明
晰にして聽き易し君現時縣民最大喝望の地價修正に熱心し其東上委員となり尽力する處少
からず百般公共事業を獎勵協力するの實績積んで出を爲すに至るを見て知るに足らん吾縣下
七十万同胞中得難きは此の白髮翁



滔々たる政海の。怪巖れ突兀として聳るか如く。豪爽磊落なる智勇と鼓舞して。一焰
の妖火の如く。一陣の狂風の如く一度風雲に際會せば。我の陣頭に自由の旗を懸かせ。一
喝多年の雲霧を撥破して。一躍回天の事業を試みんとする者。英雄遺風を慕ひ龍驤の氣骨
を養ひ。難を壓せらるるも益々其清香を發し。少壯政治家として朝野の間に持擲する者
の誰ぞ。政治れよ冷淡ある近江の地に。自由の種を蒔き琵琶の湖畔に。民權の魚卵を孵

せしもの。吾人其村田豊君なりと云ふに躊躇せざるべし。
君の元治元年甲子を以て湖北の地に生る。天資活潑不羈卓犖にして。敢て小事に拘泥せ
ず。七歳にして學に就き。諸大家の門に入り漢學を修め。十八歳に於て慶應義塾に入り。
英學を修む別に。英人「デニング」氏に就ひて。語學を練磨したり。明治十七年朝鮮の暴
民再び我公使館を襲ふ。邦内爲めに震怒し。輿論爲めに激昂す。而して政府の開戦非戰の
二派に岐れ。優柔未だ決する所なま。君慨嘆措くこと能はず。全志の士と謀り。開戦の目
的を達せんとし。衆を集めて大に爲と有んとす。會々債吏の知る所となり。存再其日を過
せしも。鬱勃たる胸中の雄圖は。爲めに少しも挫折せず。以爲らく先づ。本國を脱走きて。
戦端を開かば朝議必ず一決せんと。將に途に上らんとす。時よ伊藤西郷の二參議の。清國
に使し局を平和に結んで歸る。是に於て。君等が企圖の空しく。水泡として消滅せり。
君大ひに憤激し。嘆じて曰く。吁々大事去矣と。去つて北海道根室に航し。東京の豪商西
村勝造。實相寺利氏の諸氏と。千島會社を設立し。君自ら坑夫と指揮して。硫黃の掘採及
び。開拓の事業に従ひ。日夜怠る所なし。斯の年芳川顯正。小澤武雄。安場保和。西周。

湯地定基氏等以下數十人。官命を帯びて。千嶋諸島と巡航を。君亦之に伴ふて。悉く列島を調歴し。遂に魯國「カムチャツカ」に至りて歸る。時に明治十九年君僅かに二十三歳なりし。二十年九州を漫遊し。大に知名の士と結び。二十一年郷里に歸りて。政社を結び。進致會と稱す。君之が會長たり。幾くもなく。集會條例により刑せられ。翌廿二年憲法の發布によりて。大坂に於て大赦せらる。續ひて近江東北俱樂部を組織し。舉られて之が幹事となる。偶々大隈伯條約改正の時に當り。其論衆と合せず。退ひて政治雜誌を發行す。大よ地方の政治思想を涵養す。此冬坂垣伯大坂に。政友大懇親會を開くや。君滋賀縣を代表して之に出席し。其結果分れて自由。愛國。大同の三派となる。此時君は再興自由黨に入り。大井。内藤。中江。新井等の諸氏と。與に擧られて常議員となる。立憲自由黨の樹立に際し。君亦再興派より擧られて。交渉委員となり。五團體聯合交渉會に臨みて。大よ合同の必要を論ず。又關西會を起して。畑下熊野氏等と幹事となり。頗る關西二十二州の結合を固ふと。又た立憲自由黨の常議員となり。尋て臨時評議員とあり。黨議を議定し。樞機に參與す。初期の帝國議會。開くるに及んで。自ら縣下を跋渉す。地租輕減の請願書を提

出す。其數蓋し三万人に上る。又二七會を組織して。議會の彈正臺とあり。其奔走とるや。殆んど寢食を忘るゝに至る。士を養ひ。客を待つこと。最も多く。人稱して近江孟嘗君と戲言す。二十四年大坂自由黨大會に於て。自由黨の組織につき。數百の代議員と。大よ論争とり所あり。意見衝突の結果は。遂に東洋俱樂部を組織するに至る。君石坂昌孝。小久保喜七氏等と共に。創立委員たり。四月縣會議員に擢ばれ。其議場に立つや。侃々の言。諤々の論を。情實を以て聯結せる。多年の宿弊を一洗し。理事者をして。困倒せしめしもの。其幾回なるを知らず。本年縣會の解散せらるゝや。三月の總撰舉に於て。或る無限の妨害をなせし者。あるにも係はらず。君が旅行の中に於て。再び撰まれて議員とありし。流石の年來鍊へ來りし青年全志會の鞏固あると。郡民が政治上に熱心なるの著しきを。卜するに足るべし。之より先君大津に湖南日報を起し。大に時世を痛論せしも。不幸數月にして廢刊せり。君が熱心の常に一難を経る毎に。一倍を加へ。毫も失敗に其心を沮喪せしことなき。京都滋賀新聞の發行を見しも。惜らく他の畫計に由りて。空しく瓦解せり。今や君獨り大津の南梅林の里に閑居し。潛心著述に餘念なく。全く世の風塵を。避くるも

の、如し。然れども蛟龍の。遂に池中のものにあらず。君年尙は壯にして氣また銳とし。未だ全く風月を弄ぶの質にあらず。必ずや経綸の雄圖と計策とをふるん。吾人は君の一日も早く。其考案の熟するあつて。社會の局面に現はれ。濟民の大手腕を揮はれんことを。屬望も堪へず。左に録するの君の吟詠に掛る

國後行(島属千島國)

若地虬籠蟠海面。峯巒到處富幽閑。朝逐鷗聲水連水。夕探硫花山接山。君不見茶々嶺上千秋雪。今日自在幾往還。英雄足跡隨所在。黑熊豈有害人間。

斜里山中作(山在北見國)

密樹掩深淵。鬱蒼不見天。林間虬撲面。馬上草過肩。時認老熊跡。幽聽溪水咽。夕陽前驛遠。求宿向何邊

大石貞雄

兼志結來歸一身。笑他香炭漆膚人。老臣別有風流計。夜

々紅樓醉擁春。

偶成

平生愛國張空拳。不願功名兼瓦全。強魯猶英互窺隙。港灣常泊幾軍船。

東淺井郡朝日村大字山本 淺見義隆君

衣服冠帶を美にし。車馬僕従を輝にし。胍々然として自ら以て。志を得たりと爲とは。大丈夫の愧る所なり。焉ぞ煖衣飽食獨り樂み。歌舞醉倒自ら甘んじ。尊貴の顔を愧仰し。勢利の間に透逆する如きは。大丈夫の爲ざる所あり。生きて世に益する無く。死して世も聞ゆる無くんば。蟻蟻と何ぞ擇ばん。夫れ功の虚を以て成る可からず。名の偽を以て立つ可からず。淺見君の蓋し。シヤボン球とあつて。美人の愛を受んより。寧ろ山出し下女の手に掛つて。洗濯石鹼たらんと欲するの人。薪となつて灰とならんよりは。臼と爲て餅を搗

おれんとを願ふ如き。野卑なる人よあらず。寔に當世流の才子なりとす。

君の明治六年五月淺井郡。第十區戸長被申付。翌七年六月纏に依て戸長と免せらる。后ち戸長とある七度に及ぶ。現今全村の村長たり。十七年五月縣會議員となる。後ち再三滿期退任せしも。改撰毎に再撰せられ。本年三月の総撰舉にも亦た然り。其他村會職員。學務委員。聯合衛生會々長。或の何會社の取締。某商會の重役など。名譽職に任せらるゝと其數を知らず。而して戸長在職中には。職務上偉功ありとて。屢慰勞金を下賜せられ。公共事業に金員と寄附せしを以て。木盃を拜授せしともありと。記者本編を筆するに臨み。君が履歷書と云ふを見るよ。ザットしたる略歴に止まりて。委細にお認をなし。憑て是奉無く。郵寄の儘に一言を添へて。以上の通り。



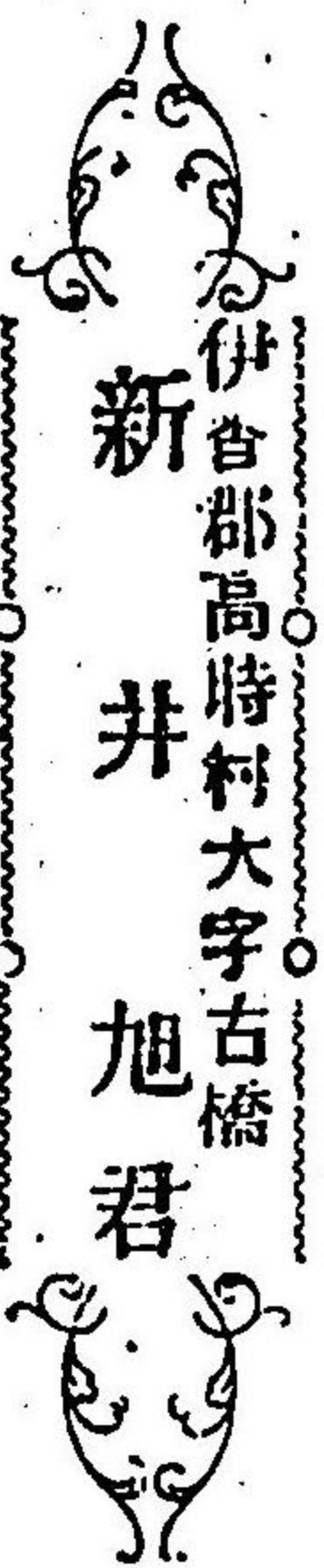
リットン氏曰ふ。風顛白痴にあらざる以上は。人皆志業を達し得へきの。能力ある者なり。

故に人の求む可た所は。才力にあらざ。寧ろ勤勉事をなさんととるの。志あると。眞に嘆ず可きの要なりと。才あるも忍堪の力莫んば夫れ是を何如せん。精神一到の語。豈に吾人を欺かん哉。誰而之に疑ひを投入せん。才力の欲とる所たり。然れども勤勉之を遂るの忍堪心を缺ば。才力無くとも予は只一の勤勉を欲とる者なり。希望は父なり。勤勉は母なり。母能く快樂の兒を産む。古楚天の語なり。

下村幹君の勤勉家にして。且の才子なり。其容貌の快艶なる。其動作は華やかなり。故に一見其當世紀に於る。一大才子なるを認め得べし。

君の明治八年八月。滋賀縣師範學校創設の際。縣下十二名撰拔生の。一員に推されて。同校に入學す。同九年三月業を卒へ。壹等準訓導に任せられ。滋賀郡松本小學首坐教員を命ぜらる。同年九月同郡打出濱小學校へ轉勤を被命。同十年三月東淺井郡速水村。昌學小學校首坐教員に轉す。同十二年二月依願教員差免さる。同年西阿閉村會議員。及び衛生委員等に當撰す。同十五年七月滋賀縣會。伊香郡補欠議員と當撰す。同月同村戸長。兼第四十一學務委員を拜命す。同十六年四月依願免職。同十七年五月滋賀縣會。伊香郡補欠議員と當撰す。

同十八年十一月滋賀縣會議員に就職す。同十九年五月半數改撰の際。再選せられり。同月伊香郡曾開設に付。郡長事故あり。君議長に推選さる。同年六月伊香郡勸業委員を申付らる。同年八月伊香。西淺井郡書記に任せられ。判任官十等又叙せらるも。同辭して受けず。同年九月伊香郡。高月村外六ヶ村。戸長に任せられ。五等給を給へる。判任官九等に準せらる。同廿二年四月就職す。廿三年五月滋賀縣雇を被申付警察部保安課勤務となる。同廿四年三月内務部。第二課に轉勤す。同年十月辭職す。同廿五年三月滋賀縣。米質改良組合取締所。取締役補欠員に當撰す。同月縣會議員總撰舉あるや。君の撰舉場裡に勝を占め得て。當撰の榮を荷はれたり。



伊香郡高時村大字古橋
新井旭君

京都市に在る。日出新聞客年江湖の士に。投票指名を求めて。京都有名三對幅ある一覽表を編纂するや。現時君の京都女學校に訓導たりしるは。君の名聲の高き。忽ち多數の投票

に憑て。英學家の一人として。其三幅對に加りれり。歐學に達したる其一班を知るに足らん。

エマーソン氏の語あり。曰く。餘り博士振るひ。却て有害ある者なれば。寧ろ少しの不智あるも。自信自重の念に富み。企業斷行の勇あること。人の成功上。尤も必要なる者なるべし。夫れ理は近きに在り。世に處して成功せんと欲する者の。高尙ある理論を念ふて。學藝に博識なるよりは。寧ろ膽力ありて。兼て機を見るの才に富み。近愛に陥らず。遠慮に失せず。變通自在の器量あらん事。心懸くべきの要点なりとす。エマーソン氏の言宣なる哉。兎角些し學識に達するの俗輩は。嫌々學者を氣取ものにて。學問を鼻に懸るたがる奴なるが。學問と實際とは併行し得難きものなり。テーブル論豈に悉く功を奏するを得ん。機と察し變に應じ。自信の能。自重の伎を顯し。企業の膽。斷行の勇ある社。縣會議員としても。亦た望まじき所ならずや。君は學識に富む。併せて才器鋭敏なり。其平常の起居。學者らしき所無く。猥りに誇るの色を現さず。謹嚴自重。威あつて狂うらずとは蓋し。君に下す可きの語なるか。

君は伊香郡古橋村に生る。幼にして穎悟。好みて書を誦し文を草す。常に群童の長となり。隊伍を編成し。之を指揮す。又相撲を嗜み。勇を張る。其遊戯や衆と異れり。人稱して奇童とぞ。后ち長するに及んで。東都に遊び。専ら英學を修む。年廿二慶應義塾に入り。經濟學に志し其奥に通ず。曾て塾友井上角五郎。渡邊治。高橋義雄。波多野承五郎。瀧口吉良等の諸氏と共に政社を組織し。明治十四年開拓使官有物拂下の事より。湧出したる急進過激の議論を。弁駁せんが爲め。東京日々新聞に篇を重ねて投書す。同十七年時事新報記者となり。一方に汚吏の專横を痛論し。一方急進過激の黨派を制抑せられたり。爾來考ふる所あつて。教育に従事し。特に女子教員の。必要を主張せらる。今其意を聞くよ。「日本四千万同胞。一半の女子は。無學文盲にして。奴隸の有様に陥れり。國家經濟上。發達に害あるを以て。女子の地位を高亮んとを希望す。云々」此時又當り。東京に於て櫻田女學校を創設し。生徒殆ど二百名に達す。后ち京都高等女學校。教授の囑托を受け。教員を督し。生徒を勵む。大に力を盡し。同校の改良進歩を促す。傍ら有名なる。故新島襄氏等と共に。婦人慈善會の演説を托せらる。島地默雷氏と交り。哲學の眞理を究む。故あつて同

校と去るに臨んで。生徒等舉つて。留任を懇請して。止まざりしと。亦以て君が教育に。熱心なりしを知るに足る。后ち大坂へ赴られ。現に同地川口居留地。ブール女學校の教頭となり。側ら大坂商業學校の教頭を囑托せらる。明治廿五年三月。縣會議員總改撰のこと。推されて議員と擧げらる。君や著書頗る多しと雖も。多く名を他に仮りて顯せず。「日本人の急務」といへる書あり。君が名義を以て。出版せられたり。君は教育家とまで。有爲の入にして。虚飾的教育を去り。實用的教育を起さんとぞ。辛苦經營せらる。而して春秋三十有四。是れ吾近江の。青年中第一流の人なるべし。



伊香郡丹生村大字丹生
丹波太八郎君

敵を射るに。先づ馬を射よ。人を仆たふすに。先づ傷きずを附つくよと。古人の金言信なる哉。人若し他人を見ば。必ず容貌衣服其他の調度てうどには。必ず眼を注ぐ可けれ。其性質起居如何に。心を傾かたむくるは稀まれあり。記者議員諸氏の傳記を綴る。先づ其人の性と説いひ。質を述

るを以て第一着に措く。蓋し其人の奚知ある英傑なるかを。示さんご爲めあり。敵を射にの。先づ馬を射よ。人れ行爲を知らんとせば其特性特質を窺へ。其手段に於ては異なる。其理の一面已。人の價值の起居性質に在り。才學は第二問題たり。

君は性質。温厚篤實として。漾々たる君子の風采あり。併して氣概節操に富む。故に其名噴々として遠近に傳ふ。粗豆の學の。武田克明氏に隨ひ之を修む。其學を講じ文を作すや。彬々として皆な法あり。明治十四年に上丹生村戸長となり。全十七年聯合學務委員幹事を奉職す。曰く學校の盛衰の。國家の汚隆に關すと。身を癩し心を苦しめ。以て天下を憂ふ。知て言はざる無く。言て盡さざるなし。同十八年菅並村外九ヶ村戸長に任せられ。郡黎を軫恤す。境内安輯。里に聲聲無し。同廿年一月伊香。西淺井郡書記を命せらる。同廿三年前の戸長に轉す。他に勸業委員を兼ね。殖産工業の爲めに計る所あり。同年四月町村制實施に就て。戸長を罷められ。村長に更に任せらる。郡徴兵參事員を兼ね。同廿三年六月一の政社を組織し。運動做る所あらんとす。則ち湖北俱樂部を樹て。君其會長に推撰せらる。其會より建議せし主なる者は。登記法改正。間稅分署廢止等なり。同廿四年一月相救社を

一社を設け又た擧げられて其議長となる。同廿四年地價修正委員に推撰せらる。其職を務む。同廿四年七月縣會に於て常置委員。並に縣徴兵參事員に當撰す。其間賞與を受ける。明治廿一年二月郡書記たりし時。事務勉勵の廉を以て。慰勞金若干を下賜さる。同廿二年四月戸長を五ヶ年間。勤績せし旨を以て一時賜金を受や。其他皇居御造營に命品を獻納し。賞與を賜り。或は公共事業に寄附義捐を爲し。授かる所の賞狀謝狀。積で山を爲すと云ふ。其尤も特書すべきは。村長を辭するに當て。治下の村民君の功蹟を讀し。其偉なるを表彰せんが爲め。頌徳表を造り慰勞金と添へて。贈與せしとす。豈に美事ならずや。君の縣會議場に立て。論議するや着實として輕躁あらず。抑揚頓挫其中を得て。過激は流れず。因循に涉らず。故に聽者をして感服措く能はざらざらしむ。其辨論に長じ。事物の料理よ巧みなる。曾て菅並村近傍の民力困弊し。爲めに村債を累ねる。無慮三千余圓に及ぶ。其塗炭の困情。一句の尽と可き無し。邑里蕭條活氣を沮喪す。君當時戸長たり。大ひに辨償の法を講じ。遂に今日の盛榮に及ぶ。村民の頌徳表を贈る。誰の因由無しとせん。

西淺井郡永原村大字大浦
田中茂右衛門君

學問に懸けては。フランクホルト・ゾート氏は。博學なる人のあらざりし。然れども博
學と云へる已にして實用的の才能無く。空しく世に腐儒の稱を受た。歐洲にお笑草といな
れり。現今の如き世の波に漂ふに。學問博しとて。到底世才乃ち。實用的の才力に。富
めるにあらざんば。徒らに古人の糟粕を嘗め。一も二もなく先覺に則らんと欲するに至
り。成業の妨害をなす鮮少なからず。トーマス・ブラオン氏曰ふ。共和政治の何たるを。
釋義する能はざる人は。却て大ひに施政に巧みに。地球の地理に暗き人は。寧ろ諸邦を略
せんと多しと。世の人學問と云へば書を讀む。文を講ずるを以て之れ事とす。世に處して。
万難千艱を排し。吾抱持とる大經倫を畫とるの道を講ずる。是一大學問からずや。故曰
く。世界は大學校なり。艱難の良師友なりと。
田中茂右衛門君は。彼の天保人間なり。實に天保七年十一月を以て生る。其學力に於てよ

りの世才に富む。滋賀縣會議員中の。最長者として慶とべきの人あり。幕政の頃より庄屋
役を勤む。明治七年郵便御用取扱役に任せらる。同十一年職を辭す。亦曾て村會議員。學
務委員。郡會議員。戸長等の職に従事す。明治廿五年三月縣會總選舉に。多數を以て推
れて。議員の椅子に着く。

君の人となりや。豪毅にして活潑の相あり。明治某年戸長の職に在りし時。居村大浦より
敦實に達する。道路を新設し自ら土木を監督す。工事の不足を補ひ。自費を以て工夫を展
ひ。私財を抛つ數千金に及ぶ。爲先に竣功を見るに至れり。其功蹟の偉大なる。衆人の
之を爲めに便を感ずる。最も多し實に君の賜と申とへど。君平素公共の業に熱心し。先づ
業に先んじて。金員を寄附とる。恒例の如し。其實狀を受々褒詞を蒙る一々枚舉に違あら
ず。

高島郡西庄村大字石庭
野崎源左衛門君

諺にも人の貌を以て。相すべからず。海水の斗を以て量るべからず。と云ふ人の心と秋の空。變り易しとの云へ。測量ならざるものにして。雨かと思へば忽ち晴。善かと思へば反て惡。善惡邪止品の如き。風雨豫を知ざるを得ん矣。測量を得べからずと雖も。唯其明を缺く故ゆるのみ。變り易きの小人天下に何事を爲ん。小人利を好む。利の爲めに昨非今是。論鋒を左右する何ぞ怪しむに足らん。野崎君の自由黨員にして。滋賀縣に於ての。先輩を以て禮せらる。其不屈不撓の堅志。不羈不偏の卓識。實に先輩たるに恥ず。始終一貫。自由主義擴張に奔走尽力せらる。同主義者と雖も敬服する所たり。

レンゲ氏曰ふ有り。「真理を認知せんと。之を考索工夫せんと。孰れが尤も愉快なるやと。人間はい。余の直ちに後者と以て之に答へん」と故に人の世に在て常に。何事をも満足し。足らざるなれば。求むるなく。安心得意に生涯を送るとは。其形羨む可きが如しと雖も。其實甚だ嘆す可き者なり。何と云へば。斯る生活をなす者ハ。前途を想像し。後果を希望するよりして。生くる所の愉快は。決て之を感受せんと。能はざればなり。

君の自由主義の爲め。奔走せらるるや。前途を想像し。後果を希望し。熱心忘る。秒時無く。主義の爲めには千里を遠ざかせず。参同會議。其擴張と主義の普及とに。寢食を忘るゝに至る。其志の篤き。海水は斗を以て。量るべからず。其人に接するも。其人の行爲を知らざれば。何ぞ野崎君の眞價を評するに足らん。

君は安政五年十二月を以て。當時の家に生る。素封家の聞へ縣下に普し。年齢十三歳の春。笈を負ひて。京阪間に歴遊し。華々怠らず。故に口を究めて足らず。夜燭以て之に繼ぐに至る。敏慧絶出。衆口に上る。業を卒へ望を達し。家に版りて農事を督す。君温雅純粹行潔にして。材裕あり。爲めに翕然已に人望を爲す。

明治十四年板垣君。立憲政黨を大坂に樹つるや。卒先之に加盟し。中島信行。河津祐之。古澤磁。片岡健吉。栗原亮一。等の諸先輩と往來し。大いに得る所あり。明治十八年七月高島郡。寺久保村外六ヶ村戸長に任せらる。同廿年九月其職を辭す。后ち村會議員に當選す。若平時も無く又た縣會議員に擧げらる。同廿五年三月総撰舉に再撰せられ。得意の辨を以て。才鏡人を殺す的の議論を爲す。故に輿場に在て隠然一方の旗頭たり現時縣會議員

中書の外。政治思想に富む者少し。何如とすれば君の如く主義一定し。思想堅固なる人。一人半正だも見る能はず。一日川嶋宇一郎氏等也。湖西俱樂部なる。政社の雛を設立す。其他自由黨に對する運動は。筆紙に尽しがたし。

高島郡川上村大字福岡
前川源治郎君

佛人曾て云へる事あり。天然の地質を。變へんと欲するも。決して得可らず。粘土は砂石となり難く。沙漠の粘土に化す可らず。唯其地味に於て耕作を施すべしと。人の世に處し。政治も商工業も。其志と方向に就ても然り。政治に冷淡なる人。焉ぞ政黨を語るを得可けん。政治熱に罹り。無我夢中の人。焉んぞ商工業の話。耳に入るの譯なし。其時。其場。則ち郷に入ては郷に従ふ。縁無き諸衆の度し難し。其人政治に冷淡なる人の。先づ其好む所に隨て。漸を以て之を誘ふには如す。前川君の一定の主義無く。政黨なきの口にごへせし事なし。其代かに又た商工業社會をも。格別頭角を顯はされしを聞ず。粘土あるか。砂

石なる。卿も木も無き沙漠ならんか。其性商家としては不似合ある。至りてのお役人好きにて。兎角鱒の罷を愛せらるゝとぞ。些つとはれ氣を付けられての如何。併し宿算のあるにあらば。敢て答申せず。

君の安政五年四月を以て。其家に生る。代々商業を營み。十露盤を握て帳面と首ツ引を爲す。然れども君の斯る因循の色青染主義と嫌ひ。

明治十四年七月。高島郡福岡村。戸長役場書役を被申付。之れ君がお役人好きの。素志を達し。町村事務に従事するの最初なりとす。同十七年十月。同村外二ヶ村。水利士功會職員に當撰と。同十八年三月。同村戸長と拜命す。同年六月町村役場聯合區域制定に伴解任。同十九年高島郡役所雇を被申付。同廿二年三月辭職と。同廿二年四月。高島郡川上村會議員に當選す。尋て同村長に撰任せらる。同廿五年三月辭職。正月同郡湖西俱樂部に於て。縣會議員候補者となり。試験の上か否やの知ねども。同月縣會議員総撰舉の際。終に當選せられたるは。君の爲め僥倖と申の外なし。

高島郡製庭村大字製庭
川原林 德明君

小野道風は。一日蛙の柳枝に止る。一疋の食はんとして。精意ビュコク。熱心なるに感じ。其志望を達せしと観て。炫々被明做る所ありて。手習と出掛。逆れ名筆の數に加はる。川原林君頃日お玉杓子の天上爲るとでも。夢を結び感ずる所ありしか。道風を氣取られ。六十の晩年に及びて。達者にも。文明的自治の手習を。縣會議場に試みんと。豆腐の如き銀鐲と捨り。本年三月始めて議員とみれり。六十の手習。能く功を奏するや否や。併し乍ら之れ。日本固有の悪口にして。抑も泰西文明的の眼孔を以てせば。六十歳ハ猶ほ壯年あり。事業を企て。社會の大經倫を畫策するは。當代を以て最も現ある時とす。川原林君の鑿鑿たる。隱居退隱などの馬鹿真似とせず。奮つて縣治の大權に參與す。德明翁の萬歳を三呼せずんばはらさず。

君ハ天保七年十二月を以て。製庭莊岡村に生る。幼名敏太郎。又九橋郎治と稱を。君が幕政時代より於たる手柄履歴。少きからざるも。今之を列舉せば。爲たに本編の手を奪はるゝと以て正傳には憚と雖も。明治初年よりの略傳のみを記さん。同二年より君ハ。居村の荒蕪地開拓を獎勵し。四年までに二百五十石餘の田畑を拓き。村民之に従事せしは。君が勸誘れ宜しきを得たるにあり。同四年三月淀藩より。高島郡岡村戸長を拜命す。同六年七月より。十二年六月まで。同郡第六區々長拜命中。桑植養蠶に熱心したるを以て。今尙や村民其恩を感泣と。とは君が自慢話しに。吾之を知る。明治十四年五月。時の外務卿井上馨より。本縣令籠手田安定を経て。君を東京の邸宅に招かれて赴く。時に蜂須賀。大戸。を始先益田孝。木村正幹等も亦來りしに。君は田舎のボット出なりし爲め。之れ等の姓名を知らず。意氣揚々として。高座になり互ひよ。名刺を通じ。始めて其人を知り。驚愕狼狽し。掲々たる意氣ハ忽ち變じて。スゴク然たり。須臾にして令夫人。令娘等出で杯盤を。周旋するを見れば。名にし負ふ。外務卿の令夫人。其嫺媚たる婆娑たる態度。垢抜のしたる御容貌に垂涎し。已れの北の方及び令娘の田舎奥に呆れ。此時より閨門の夢暖ならず。どの真か。當日の酒肴皆な西洋料理にして。田舎漢の君の眼より。始めてなれば。

ヤムを見てカステラかと思ひ。麥酒を馬の小便かと思ひ。ハムと聞て糞と誤りしは無理ならず。令娘に向ひ小刀(ナイフ)や肉刺(ホーン)にて喰ひ悪ひから。日本の箸を下さるゝ。飯面(イシイロ)作つて云われしに。一座噴飯したりと。之れ君が履歴中。生涯の失策と榮譽とを併行したる一茶談にして。鼻ドコ付かせらるゝ處。後十二年七月より。十八年六月まで。高島郡書記を拜命す。翌七月より廿二年六月まで。豊庭村外四ヶ村。戸長を拜命し。本年三月の縣會議員。總選挙に當選し。始めて議場に立ち。六十の白髮翁。他の青年輩と。論争議議をとるゝなれり。羨む可し其壯健。勉められよ白髮翁。

高島郡大溝村大字勝野
中田 長 茂君

諺に曰く愛して。之を見れば。痘痕(おぼろ)も密輔(みくほ)も似たりと。偏見(へんけん)以て理を紊るゝ。論者の宜しく戒む可き所なり。況んや情實に纏繋(たんとせ)され。黄白に垂涎(たへん)して。非の非たるを忘れ。白馬非馬(びまひま)く陥り。是の是たるを覺(さ)ぐす。知(ち)ち諷(ふう)す之を曲(ま)げ。其真想(まごころ)を胸裡(むね)より遺失(いしつ)せしむる。其

例(れい)董(とう)し古今(ここん)變(へん)往(わう)に乏(ひん)しとせす。沈黙(しんもく)なるの人。如斯(ごと)き無(な)しと。斷言(だんげん)を何人(なんにん)も罵(のの)ぶる可(べ)し。輕操(けいそう)の人たりとも。敢(あ)て之(これ)を與(よ)つるともあらざる可(べ)し。故(ゆ)に吾(われ)人の怖(おそ)るゝ所(ところ)は。情實(じやうじつ)と云(い)へる一種(いっしゆ)の愛(あい)に纏繋(たんとせ)され。白晝(びやく)擔(たん)は物(もの)を認(た)め得(え)ざる如(ごと)き。莫(な)んとはなりとす。

中田君(なかつた)は沈黙(しんもく)家を以(もつ)て。縣會議場(けんぎぎやう)は知(ち)れたり。然(しか)りと雖(な)も君(きみ)の能(よ)く弄舌(りやうじつ)し。能(よ)く議員(ぎいん)の職(しやく)分(ぶん)を奉(たも)つ。儀式的(ぎしきてき)の如(ごと)き云(い)へる冷評(れいへう)の下(した)に立(た)り。滋賀縣會議員(しやがけんぎいん)中に。多く得難(とくがた)きの事(こと)兒(こ)なり。痘痕(おぼろ)を決(けつ)して密輔(みくほ)と認(た)えず。密輔(みくほ)を密輔(みくほ)とし。痘痕(おぼろ)を痘痕(おぼろ)として之(これ)を視(み)る。何(なに)ぞ情實(じやうじつ)の爲(ため)も。黄白(わうはく)の有難(ありがた)きに。是(こゝろ)を非(ひ)とせ。曲言(まがことば)阿世(あせい)の好手段(こうしゆだん)を。須(もと)く用(もち)ゆる無(な)し。其實(じつじつ)業(わざ)にして節儉(せつけん)なる。經濟(けいぎ)の道(みち)に長(なが)け。吝嗇(しんさく)を化(くわ)せず。瓜(うり)で火(か)を點(てん)す的(てき)の柿核主義(かきわだかましゆぎ)に。あらざるや萬々(ばんばん)保証(ほしょう)仕(つか)るの所(ところ)。其出(いで)す可(べ)きに出(い)し。田(い)と可(べ)からざるに。出(い)さる夫(おとこ)れ如斯(ごと)き而已(のみ)。

君(きみ)嘉永(かえい)三年(さん)高島郡(たかしまぐん)大溝村(おほいそむら)に生(な)る。幼(わか)にして腕白小僧(うでしろこぞう)の名(な)あり。犬(いぬ)を飼(か)ひし。石(いし)を投(な)げ。書(か)を讀(よ)むを好(この)む。五(ご)ろはを習(まな)ぶを厭(いと)ふ。空(そら)しく野童牧兒(やどうぼくじ)と。群(ぐん)を俱(とも)にせんとせまが。舊幕(きうまく)時代の難有(がた)には。左程(さほど)文章(ぶんじやう)の必要(ひつやう)を感(かん)せず。鷹(たか)の兒(こ)の鳥(とり)にあらす。と云(い)へる一種(いっしゆ)命令的(めいれいてき)的(てき)。

の。人種論より割出されて。君も強ち馬鹿且那と。名稱するもに至らざりしが。ペリ来りて。世は王政維新と革まり。人才登用と云へる語。那邊よりか日本に跋扈し。粵に始て文筆の要を悟りたり。君時に十九歳也。則ち漢學脩身堂に入り。益雪の苦を積む。後ち明治七年高島郡第十一區々長と爲り十二年高島郡書記を拜命す。十九年縣属に任せられしが。翌二十年辭職歸郷し。廿一年二月縣會議員に撰まれ。再び本年三月總改撰に當撰せり君亦地價修正委員の一人にて。縣下の爲めに尽す所。少からざるなり。

蒲生郡八幡町大字大杉
西川重威君

讀者に一言し。併せて西川君に謝す。本書の素と本年五月出版の手筈にひ處。編纂の都合有之已ならず。印刷所の繁忙なりし爲め。遂再今日に及ぶ。其間西川君の辭職のりしと雖も。君の履歴を没するに忍びず。君が履歴郵送の勞に報ひんが爲め。特に掲載するとせり。讀者之と諒せよ

編者誌

國家の富強何に依而起る乎。農と商の隆盛之れなり。如何に學藝進歩とるも。農と商の三

大事に於て衰微なりせば。何を以て一國の富強を期と可き。吾人は國家的文明の日一日と進歩とるを見て。益々我國實業者流の孜孜勉勵以て其業に當り。昔時の餘弊を洗ふて一層燦爛たる光輝と。我國の實業界に放たれんと希望して止まざるあり。西川君の如きは夙に實業の上に眼を注ぎ。かの一冊の政治書を以て一國の大政と是非し。一部の經濟書を以て無責任ある空論を吐き。反て今や熟せんとする實業界を亂と々如き似非者流と。大に其趣を異にし。千挫不屈已が商業を勉め。或時の殖産勸業の上に財を抛ち。或時の公共の事業に力を致し。小にしては家の繁榮を計りて祖先の名を譽げ。大にしては一國の富強を計りて。我國をして海外に雄視せんとす。吁吾人の西川重威君の人と爲りを知り。縣下幾許の代表者たる。縣會議員其職務を辱しめざる人なりと信す。

君は嘉永元年十二月に生る。性質鋭敏にして幼にして郷黨の間に噴々たり。蒲生の碩儒西川吉助師に就き。學術を研修して益出藍の才を鍛ふ。幼名を甚五郎と稱せしが故ゆりて。明治十八年重威と改名す。嫡子として甚五郎の名を襲はしめたり。君が家數代商賣を營み。東京。京都。大坂。の各地に支店を開き。廣く岐嶺臺表木綿等を販賣す。君明治六年蒲生

郡第六區々長とあり。同八年地租改正の後故ありて辭と。同十六年浦生郡より擧げられて縣會議員となり。同廿四年七月其職を辭せしむ。更よ本年三月總選舉の際擧げられて再選す。同廿四年一月八幡銀行の頭取とあり。其他勸業諮問會員。所得稅調查員。郡徵兵參事員等々當選す。中君亦近江の人傑にして。家に巨萬の財を蓄へて以て實業の隆盛を計り。縣下幾多の名望を以て輿論に出て。龍虎の論を闘かむす。君の才學と君の名望と君の財力を以てせば。社會百般の難局に衝突するも。蓋し之を處理するに容易なるべし。

同廿四年一月八幡銀行の頭取とあり。其他勸業諮問會員。所得稅調查員。郡徵兵參事員等々當選す。中君亦近江の人傑にして。家に巨萬の財を蓄へて以て實業の隆盛を計り。縣下幾多の名望を以て輿論に出て。龍虎の論を闘かむす。君の才學と君の名望と君の財力を以てせば。社會百般の難局に衝突するも。蓋し之を處理するに容易なるべし。

郡第六區々長とあり。同八年地租改正の後故りて辭と。同十六年浦生郡より撰ばれて縣會議員となり。同廿四年七月其職を辭せしむ。更は本年三月總撰舉の際舉げられて再選す。同廿四年一月八幡銀行の頭取とあり。其他勸業諮問會員。所得稅調查員。郡徵兵參事員等に當撰と。呼君亦近江の人傑にして。家に巨萬の財を蓄へて以て實業の隆盛を計り。縣下幾多の名望を以て議場に出て。龍虎の論を闘かわす。君の才學と君の名望と君の財力を以てせば。社會百般の難局に衝突するも。蓋し之を處理するに容易なるべし。

滋賀縣選出貴衆兩院議員正傳

高島郡廣瀬村大字長尾
川島宇一郎君

二變の間は於て。其方向忽ち變じ。思掛ざる目的に。永く其身を投するに。至る事多き。
基督信者ツツメト。見ユ。曾て討論會に於て。狂げて不信論者を。辨護せしより以
來。遂に永く耶穌教を。信せざるに至りしが如き。害と知て其物の爲に。一旦心を狂
れ放てり。其局境に回復し得ざるに至る。
曾て馬場停車場に於て。能登川驛に赴かんとする旅客僅かに一分にして汽車に乗るを得ず
坐せし。其響を耳にし。黒蛇の如き煙を眺りて。佇立少焉。茫然たる其狀。戀慕の婦人
を奪ひ去れしと一般。此時旅客心に期すらく。今より次の發車時刻迄の。凡う三時間餘り
矣。是に於て大津の市街を散歩し。時を消して再び來り乗車とべしと。徒歩まで大津に遊
び。太湖汽船會社の前に來る。側らの茶店より。二編入出を來り。旅客の袖を牽き。且つ
云々曰く。旦那は是れ八幡或は能登川へ。赴かるゝの客ならずや。彼處に在る汽船。乘れ

已に彼地を指して。將に出航せんとす。恰も好機たり。請ふ乗んとせば速かにせよ。旅客必に情々想像すらく。瀛車の今より尙ほ二時間の后たり。此汽船は今や解纜せんとす。而して其賃銀の如きは。實に半額にして足れり。空しく時を費し。市街を徘徊せんよりの如す。價廉にして解纜已に谷るの。此汽船に乗て去んにいと。斯く決心して切符を購ひ。船室に坐し船を伴れて。能登川に向ふ。船の堅田の浦を過ぐるの頃。風加はり加之れみならず。雨師軍を卒て勇を鼓す。波浪天に漲り。怒濤襲ひ來つて。船や一上一下。右傾左轉。船客の船暈。水夫の狼狽す。着港の豫定に後る半時餘。爲先に反つて。旅客は瀛車を二時間待合すも。其達する迅速にきて。尙や且つ此悶絶の。あらざりしなるべし。些のなる迷惑に依て。其身を困しめ。而して浪費多し。時の則ち金と云ふは於ては。川島君の舉動。此に類似せる所無き歟。其代議士に。撰ばれたる後に於て。尙ほ倍

君の父と眞廣と云ふ。全郡朽木之綱氏に仕勤し。京都留守居役たり。君は天保十三年吉辰に誕生し。長ずるに及んで。諸大家に隨ひ。學術を修む。其弱冠たるの時より公務を執掌せりと。縣會を各府縣に。開設せらるるに臨み。君擧られて議員とあり。更に議長の職に互撰せらる。爾來其椅子に凭りつゝありしが。衆議院の設けらるるを聞き。時の縣知事申井弘君に。泣付き議員の下擧への爲め。栗太野洲郡役所に郡長とあり。奏任六等に叙せらる。爰に一個の階段を造り得て。已に代議士の吾掌中の物の如く思惟し。若干も無く官を辭したり。其古郷に販るや。再び縣會議員に撰ばれ。又た議長となる。併し君の宿望たりし。衆議院議員の職の。杉浦重剛氏の爲次に奪ひ去られ。君は河童に〇〇せられ如く。指を咬へて泣ぬばかり。其落膽想ふべし。お氣の毒の限りなりし。杉浦氏辭職せられて。爰に再び谷澤氏と競争し。漸くはして當撰せられたり。其得意察するも餘りあり。爾后議院は解散せられし。君は首尾能く再選せられ。議場に立て沈々黙々の行を爲と。其政黨に與せざるが故に。進退其途を失し。縣民の輿望を失墮する少々あらず。有志の非常に憤怒し。辭職勧告の催ありとの。君は兎角高島郡を知る。滋賀郡あるを知らざるものゝ如し。眼孔の少なるが爲め。將た他に思ふ仔細の有るあつてか。甚だ以て不慮千萬ならずや。川島君の事物は冷淡なる一を以て十を推すに足る。君は湖西俱樂部員の一人にして。尤も曖昧の人物なり。

甲賀郡大原村大字相模
林田 騰九郎君

箱根あり。八里はよウ。馬でもウ。オラまがア。と節面白く。五十三
驛を誇りにかけ。驛路の鈴に旅窓の夢を驚おしたる。馬夫輿丁の徳川の流れと共に。跡を退
りず。轡々轆々たる車の響。砂を蹴て韋陀天と奔る。人力車夫の世と成てより。文物順に
革新し。駸々乎として進む。開明の御代の有難さ。士農工商の階段の。優勢劣敗の爲り。一
粉未塵と碎々て。人材登用の道開け。今や日本に國會開設せられ。立憲の大義普及からん
こと。誰か明治の恩澤に俗して感泣せざらん。聖天子の廣大無量なる。御仁恵を忘却とべ
けん。

騰九郎君は天保十四年に生る。而して其家に至賤ありしが。其貧賤よと今日あるを致せし
由縁なり。君初め一小農夫なりしが。後ち商に志して巨利を攫取し。些少の餘裕を得て。
爰に法律。經濟の學を修む。漸を以て郷里朋黨の爲めに尊敬せられ。騰九郎の名と。騰九
郎と改めて。林田さんくと。持断するに至る。滋賀縣會開設維來。常に議員に舉られ。
又た常置委員を兼ると云ふ。後ち同志と謀り。大津にさゝ浪新聞を起し。江州の爲りに。
輿論の先導木鐸とある。一時隆盛を極ましむ。不幸なる哉暫時にして。瓦解の否運に遭遇
し。爰に江州に一の新聞無きに到る。君江州倉庫會社に長たり。廿五年二月衆議院解散の
際。第二區に於て。山崎。岡田兩氏と競争して。全勝を占め。當選せらる。
君は中立主義を唱導すると雖も。殆んど民黨と同一の運動做るに似たり。其所屬を定めん
難し。川島。中小路等の代議士を會合して。俱に一定の主義を以て。議會場裡には立たんと
す。之れ至難にして。到底行れざると明なり。君村田豐氏と詰託して。湖南日報を發行し
四百圓餘を維持費として出金せしと。其輿論を重んじ。新聞に熱心なる敬服の限りなりと
申するの外なし。

蒲生郡金田村大字西庄
中小路 與平治君

韓信が股夫より楚王に。封せられし也。讒言よ命を失ふ。晋の王石勤が鬼を取ひしぐ勢いも。南京としたがへる事のためす。故一と以て。十を測るに足らず。已を知るの才あるも。他を知るの智無くんば。大丈夫を任するに疾しき處あり。蓄禍は不測より生じ。孽淫の不備を襲ふ。天の陰雨せざるにわたつて。輩乃崩戸を網羅するの策を。講せずんばあらず。中小路君代職主となりてより。毀譽自出褒貶萬化。殆んど底止する所を知らず。然れども其大半は。お氣の毒にも。縣下の輿望に孤居るもの如し。豈に夫れ鑑る所なくんばあらず。君の弘化二年其居村に生る。村井又兵衛氏の三男あり幼きを直治郎と稱す。質朴温厚を以て名を知らる。郷儒北脇醒軒翁の門に。漢詩文を學び。普通學を修む。慶應三年全村なる。中小路氏に養はれ。其家を嗣ぐ。義父徳治氏時に郷總代の職に在りしが。君弱冠にして其職を佐ぐ。功ありたすと云ふ。明治元年より越て三年に至る。足掛々三ヶ年間。天災の爲光。一郷の悲惨酸鼻に絶へず。此時君は大いに焦慮苦心して。東奔西走。其救濟策を講ず。於是て。窮民安堵の眉を開き。全村體然たるの象あり。明治五年名を興平治と改め。口主となるや。忽ち推れて。戸長となる。其在職明治十二年の秋に及ぶ。其治蹟の顯著なるもの

其尤なるは。地租改正の當時に際し。秩然其事務を整理せし如き。其他筆し來れば。十指用するも。尙や足らず也。明治十二年府縣會の設けあるや。全十三年其郡より撰出せられ。議員となる。其議場に立てり。沈黙を守るも。時に着實の論無死にしもあらず。全十五年推されて。常置委員となる。爾後副議長或は議長に互撰せられたり。其議長の椅子に凭れる間。格別是と申すも手柄も見へざり也。世の中は能く爲たものにて。敢て不可の点もあらざりし。君學事に。衛生に。或は勸業に。其の他兵事等一切の委員となり。参事員たり。阿有擁公所の名譽職。重たされ。と云ふなるを得ず。明治廿二年二月十一日大日本帝國憲法發布の大典也。宮城に於て舉行せらるるや。君滋賀縣會議長に資格を以て。其盛典に参列するの。榮を得て併して。紀念章を奉佩せり。明治廿四年七月本縣第三區撰舉區衆議院議員。伊庭貞剛氏辭職せらるるより。之れが補欠となり。多數を以て當選せらる。全年十二月議院解散となり。全廿五年二月の総撰舉に再び當選せらる。君未だ政黨に加盟せず。徒らに嚴正中立と云へる。曖昧なる糺糊中に身を寄せ。主として吏黨的の運動をせらる。何ぞ其心理の汚穢せる。寧ろ渠品翁の如く立派に。吏黨と呼ぶか。或は他の政

黨に加盟せられ。口々中立に措て。筒井流の駈引を爲すと至てつり。君の面に睡して止る。君何を厳正中立と云ふ。舌の根の乾かぬ間に。怪しの振舞を爲すの疾き。偏に記者は君の爲めに惜む。否撰舉國民の爲めに悼む。

犬上郡彦根町
大東義徹君

大丈夫有爲の志を抱きながら。豈にいたづらに雌伏せんや。小義の犠牲となりて死なんや。湖東に英豪あり。人稱して湖東の南州と號す。其性剛毅豪邁而して風采瀟灑談論和暢。五斗の爲めに屈腰せず。官海を辭して野に販る。又た政黨に加はらず。卓識介立して。他の勸誘に應せず。天下を睥睨して小兒の戯れと爲す。

君の彦根藩士にして。父を小西新左衛門と號す。代々彦根藩に勤仕す。天保十三年嘯々の聲を發して生るゝ者。則ち君なり。幼名を勸壽と呼び。後ち又た中口大藏と改め。更に亦た大東義徹と稱と。小より中。中より大。其進化想ふ可し。猶樞より武を好み。ヤントウとくしと竹片を弄び。其術を修む。砲術は尤も其長伎たり。特に文を讀じて。文武は通すと云ふ。戊辰の役奥羽に従軍して。砲烟彈雨の間を馳驅し。千軍万馬の間に豪膽の名を轟かす。明治七年集議社を設立して。幹旋の勞は鞠躬最も勉せたり。爲先に其薰陶を受たる子弟。數十悉く有爲の才を涵養す。君一日西郷隆盛と逢ひ。其胸襟と視ひ得て。翁の人となりて欣慕す。故に十年の役起るや。翁の舉を賛し。奮然袂を拂ふて。鹿兒島へ赴かんとせしも。組語する所あつて。奈何とも爲る能はず。已む無く足跡を晦して。潜伏し其行處を知しめず。

君の廣幡置縣の際。犬上縣に參事たり。尋で岡山裁判所の判事を勤む。故あつて之を辭し。今日に至る迄。官海の遊泳を絶念し。少とも些とも願勝す。恰も虎列刺病ある家の前を通るが如き。其實際に至りては。神機を漏すの恐れあれば。掲載の限りにあらねど。何にハ圖もあれ。君の如きは稀に見る所なり。君爾來教育に専心す。子弟の陶冶に傾斜し。彦根に在る尋常中學校の創立に。最も力を尽したりと。若干もなくして。東京に遊び。現に東京專修學校長の職を務む。明治廿四年七月衆議院議員に當擢され。其解散に遇ふや。再び

代藩士の名譽を擔ひ。東西に奔走す。

江龍清雄君

論語に在り。樊遲はんしを學んと請ふ。子曰く。老農に如す。圃ほを學んと請ふ。老圃らうぼに如す。と實に然り。於是ての。餅屋の餅屋の語あり。其人の履歷を問んとせば。其人に問ふに如す。何ぞ近所隣家きんじよりんかれお婆連はあはれんよ。尋ね來つて其眞を得ん。記者今江龍君の傳を誌さんと欲す。則ち君を訪ひ。其經歷を筆せんとを請ふ。君之を諾し坐右を探つて。一紙を示さる。受けて一閱するよ。君が明治廿五年二月の總撰舉に。當撰の榮を得て。其履歷を滋賀縣廳へ差出せし。則ち寫なりとす。故又一章一句の改むる莫く。左に轉載す

滋賀縣近江國坂田郡醒井村大字醒井第六番屋敷平民

江龍清雄

清雄實の所謂天下郷士八木與一左衛門後安井家仕へ正六位上長門介の末男也母の松室氏

正四位下藤原守の長女天保四年洛西御所内村に生る小字勝三郎幼にして孤甫三歳江龍家に養はれ嗣と爲る改名宗三郎年十二歳父江龍宗之左衛門歿し養母の爲めに成長母養母の朝廷の武士青木正六位上左兵衛大尉の長女也家名を襲ひ宗之左衛門と改名す大和國郡山藩封内郷士長にして郵驛兩吏を攝ね往還公武の送迎使節を掌る是れ舊來の家例也年廿五本郡築浦の莊廿五ヶ村の産土山津照神社多年の争訟を調和し其他隣村の紛紜を解するもの數回藩主褒衣米を給して賞す焉年廿八村驛兩職を免るされ更に地方總取締の命を受く是れ郡山藩の新例也年廿九皇妹和宮御下向に付須川口の關警衛七晝夜士隊長たり年三十一浪士大和十津別之蜂起す此役藩主の先鋒に與力せんことを請ふ未だ事に及ばずして平定を藩主特服を給し之れを賞す年三十五先規公事持論の外私事吉凶社參等亦之れを許るる年三十六正月二日伏見争戰急報至る直ちに族議を率ひ馳せて別封官邸に至る邸吏皆結束進退を請するに會し斷乎説くに大義を以てと饒此に決て仍て自ら率ふる所の從僕中最も強捷者四人を撰み密使を爲し計を本城に報ず道戰場に據して達し難く使苦辛答書を頼して反へるを得たり衆始めて安堵と稱す御親征先鋒東下神經諸藩諸道共進む邸吏危險を恐るるや逃避敢て出る

者無し則本驛柏原驛の間獨身奔走し使節問對の事を掌る時に僞先鋒綾小路氏の猖獗其臣小松次郎に柏原本營に於て面し其狂態を恠とす又山道の先鋒岩倉大夫氏を送迎し參謀補翼宇田栗園に醒井驛本營に於て面し藩主の誠心を陳し勅書を奉載と年三十七諸侯版圖を奉還し舊藩に知事として歸國と舊藩士に柏原驛に謁す繼て藩廳出仕の内命あり病を稱して固辭す後ち知事本城に召し名器雲龍の馬具と給與し多年の功勞を謝と年三十八命あり官職疑似の名稱を禁す因て竟と改名と年三十九本郡第七區々長たり意謂く一小吏清潔是れ足る矣と改名清雄と稱す後ち幾許も無く改名の禁令あり依て竟に稱す焉年四十廢藩置縣に際し坂田郡區長總代の一員として事務を犬上縣に引繼ぐ縣亦本郡第七區々長兼勸業掛り分社幹事と爲し北郡山東學校掛り上段取扱ひを命じ又準十五等を以て郷學校教官を命ず未だ任に赴かず更に犬上縣出任を命じ史生に任せらる居る三ヶ月全縣を廢し滋賀縣に併せ亦出仕を命ず病を稱して辭す聽れず陳情再三竟に免るる於此乎郷學校舎一棟修繕料金を添へて寄附し國恩の萬一を報せんことを請ふ區長意見を異に志本意を達せず年四十三籠手田縣令懇諭知己の情誼辭するを得ず職に地租改正局に就き十五等出仕に補と局長と議論相適りす而して

局員多く彼れに黨す清雄二三の正職者に謀りて論駁し遂に意見を縣令に具申し聚斂吏を退けんことを請ふに至れり時に會々實母病して歿し歸省看病數旬且遺言職を辭せしむ縣令慰諭懇到其厚誼報答と可く將た公私の輕重言を察たす然れ共遺言亦國事に外ならざるを以て至情を陳して本官を辭す他日縣令曰や縣屬或は區々碌々此際克く顔を犯し言を進むるもの獨り清雄あり禹昌言を拜す予も亦深く其謙言を謝とと年四十六三たび坂田郡第七區々長に撰ばる又縣會議員選舉會委員たり年四十七郡區改正に際し坂田郡長に任せられ該郡學校總取締を兼ね徵兵事務官を命せらる年四十九坂田東淺井兩郡衙を併せ更に該郡長に任せらる年五十二此年籠手田縣令元老院議官に榮轉せらる離宴に臨み諫鼓圖の佩器を與へ其情を叙す後任中井縣令赴任せらるるや直ち辭表を呈し遂に本意を達するを得たり郡職に在る前後殆んど六年毎歲辭表を呈す無他不才開明を達塞とるを懼るる耳又嘗て公事に非ざる敢て長官の門に踵らず郡下變あるを聞く單車馳せて之れを處理し敢て屬吏に委せず得意惟是耳矣在職中増給三回月俸四拾圓辭するの日勉勵の賞とまで金四拾圓を與へられ年五十三警察署建築斡旋の勞を賞し銀瓶一個を與へらる今年縣會議員當選の通知あり斷乎辭して應せず

年五十五所得税法を布かれ調査委員に撰ばる法規辭をるを得ず其撰に應ず又尙武義會議員に撰ばる實に美事たるを以て辞せず年五十七則ち明治廿二年二月一日嗣子清城をして家務を繼承せしめ退隱す

清幼より學に志し。皇學を長野義言氏に學び。漢書を碩儒大澤松堂に就て修む。故に玉什考吟少しとせず。君に請て一二を得たり。

失題

鷹鳳失時出。翺翺不任情。

雁翎辭燕雀。誰克識笙鳴。

辭郡長有感

儂年甫六奉微官。輒轉無成遂掛冠。

少壯苦難何所得。滿頭白雪袂衣寒。

偶感

少壯數回危殆際。世波流過倚浮沈。

當時志氣摩雲漢。豈料如今座竹陰。

五十三年空聚斂。如何駒隙去駸々。

回頭舊友幾人在。心事茫茫憾慨深。

往事を思ふ

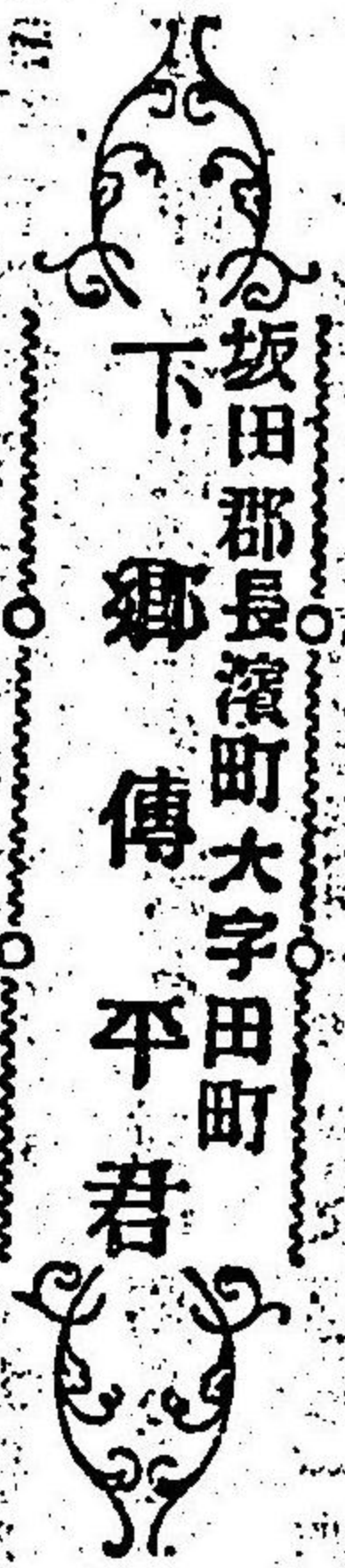
身とどてじ。折しもさめて。うれまさり

またも昔の。夢路なりたり

うつり行く世の事ども思ひつらけて

よせぬるも。見れぬややかて。くたけらる

世のあた波の。淵瀬ありけり



軍慢。過慢。卑劣慢。増上慢。返慢。邪慢之を佛説にて慢心と云ひ。深く戒厚く禁め給ふ

所たり。世は慢心と稱する病は多。難症にして醫藥の功無きはあらし。光秀慢心して主を弑し。三日天下の汚名を殘す。項羽慢心して其將を離散せし。煙は暗し數行虞氏の涙となる。人君を評して慢心せりと云ふ。或は然らん。君は往昔餅傳と號して一個の餅屋を營み居たりしも。投機の浮利を獲得て。粵に忽ち一攫千金。浮雲の如き富に浴して。昨の襪は今の錦衣と變じ。出るに事あり。坐すれば妻君坐布團を敷きに來る。食に魚あり。か給侍あり。爲先に豪家の名四方に傳ゆる。各樞要の地は商店を開き。業を盛んにす。君一生涯に於て。一文一章を學得せず。師無なるれば教授を受けたる緯も無し。故に浮世の何んたるを會得せざれば。徒らに豪慢の風を粧ふ。明治廿五年九月三十日發行。扶桑新聞第千五百九十六號雜報欄内に左の一項あり。君の性質を窺ふに足る。

●大工大に下郷長者議員を罵る 此程の事なりとか滋賀縣長者議員下郷傳平氏の家屋の造作を爲さんと大工を喚び寄せ造作の箇所と大工示し此所かやうに彼所はかやうにと足にて指圖したりしが大工は如何なる感じや起し々ん忽ち憤懣の狀を面に顯はし大聲擧げて罵つて云ふやう今の長者の何の知らぬを元を糺せば餅賣の傳平仮令屋主と被雇人と

の區別あるにもせよ足もて指圖せられたりと云へば子々孫々までの名折となれば以後出入はお断り申すと直ちに其場立ち去りたりと……

下郷長者議員も於此てか。價值些少だも無き。併し乍ら君海防費五千圓を献納して。從七位に叙せらる。此位は事なりせむ。社會に何の顔ほつてか立つを得ん。冀望すべくは從七位を振廻して再び。大工は面の皮を剥るゝ様の不手際めらざる無きぞ。筆を擱く臨み一言す

印判所廣告

印章彫刻並篆刻

雅俗摺物版面應好

朱青黑印肉製造販賣

石本版御名刺印刷
應字體

弊舗印章彫刻の儀其材を撰び製を精うし價を廉に成功の期日を
愆うさるに依り諸彦の愛顧を辱うし頗る感價を増し遠隔の花王
より貴囑の榮を蒙り感謝に堪へず且印肉製造の如く原料を精
選せらる以て使用を耐久し肉色の光澤他に類ひな亦名刺印刷
に至ては字体隨意に畫するが如く鮮明なり請ふ遠近の貴客倍舊
れ光春を垂れ給ひ陸續御注文を寄贈せられんことを希望す
附言郵信御注文の節の字体及品質等詳細に御記し被下度尤郵
税の弊舗にて支并可仕候

大津町大字上京第四十番邸

廿五年壬辰初冬 北村梅圃堂主人謹白

出版廣告

○ 破 懷 刀

定時刊行

每月二回十二月初旬壹号發行
定價 金三錢五厘

立憲の下に立憲無く猫の中ニ猫が無し陰雲曠々鼠にして人の種を囓り糞りに忠々ど叫ぶ
怪化御代よ已れと一聲真向より打卸す刀の斬れ味一部購求して其愉快を覺り賜へるし

○ 近江代言人評判記

十月出版
正價 金六錢

右ハ近江代言人及出張代言人諸氏の性行を批評し詳細に評論を加へ訴訟依頼者の一大羅
針盤たる好書冊なり

○ 近江人評判記

二篇本月出版
正價 金七錢

右ハ著名ある近江人士の事蹟に就き面白可笑批評せし好評記なり

○ 近江刀圭家評判記

十二月出版
正價 金廿五錢

右ハ近江國に在て扇鴟蒼公の名を博ふせし刀圭家則ち醫師其人の好月且なり

○ 滋賀縣町村長列傳

一月出版
正價 金四拾錢

右ハ滋賀縣各町村長の傳記を蒐集し職務中の治績を詳細に記述せし好列傳なり

○ 近江實業家列傳

二月出版
正價 金三拾錢

右ハ實業家則ち農工商に従事せし著名なる近江人士の傳記蒐集せし好書冊なり

○ 近江百傑傳

三月出版
正價 金三拾五錢

右ハ近江人の中百傑の指名投票を求め高点者の人となりて記載せる好書冊なり

明治廿年五月十一日

大津町大字中京廿九番邸

天怒閣仮事務所

◎養智の友發行廣告

- 養智の友は小學生徒の智育を發達せしめん爲め毎月二回發行する好雜誌なり
- 養智の友の小學生徒の寄贈に係る文學上一切の記事を掲載す
- 養智の友は時々懸賞問題を出し甲乙丙の三等に分ち優等者へ金品を贈與す
- 養智の友の一部十六頁にして面白き挿畫あり
- 養智の友は一部金貳錢五厘なり
- 養智の友の明治廿六年一月の新天地に其第壹號發行す

明治廿五年十一月

天怒閣内

養智の友發行所

頁數	行數	誤	正	頁數	行數	誤	正
一	八	來らさりしよや	來らさりしにや	一	八	怨に咽んで	怨を咽んで
一	一〇	詠めては	詠めては	二	七	鳥有に歸し	鳥有に歸し
三	五	轉だ	轉だ	三	一〇	注さ	注さ
四	三	莞爾として	莞爾として	四	五	牛耳を執る者	牛耳を執る者
四	九	大參事某と興に	大參事某と興に	九	三	侵入するを	侵入するを
一〇	九	醫者の往事を	醫者の往事を	一一	八	潔しとせざる	潔しとせざる
一一	一〇	無掌の	無掌の	一八	五	誌文稿	誌文稿
一九	八	變に臨する	變に臨する	二八	八	拳一動	拳一動
三一	二	輕敏	輕敏	三三	一	採らざる	採らざる
三三	九	擧げたる	擧げたる	三四	八	百八十四ヶ町河	百八十四ヶ町河
三五	一〇	敬慕	敬慕	三七	一	あらざるも	あらざるも
三九	五	佐々木氏出を	佐々木氏出を	四〇	三	微するの下へもの	微するの下へもの
四四	一	能く	能く	五〇	六	如何に	如何に
五九	四	若も	若も	五四	六	若石	若石
五九	二	踏踏	踏踏	六二	一〇	若石	若石
六五	九	至よ	至よ	六七	二	若後	若後

頁數 行數 誤

一 八 來らざりしよや 來らざりしにや
 一〇 詠めては 詠めては
 三 五 轉た 轉た
 四 三 莞爾として 莞爾として
 四 九 大參事某と與に 大參事某と與に
 一〇 九 醫者の往事を 醫者の往事を
 一一 一〇 無掌の 無掌の
 一二 八 變に應ずる 變に應ずる
 一三 二 輕敏 輕敏
 一四 九 擧げたる 擧げたる
 一五 一〇 敬慕 敬慕
 一六 五 佐々木氏出そ 佐々木氏出そ
 一七 四 能く 能く
 一八 四 若も 若も
 一九 二 躊躇 躊躇
 二〇 九 至よ 至よ

正

頁數 行數 誤

一 八 怨に咽んで 怨を咽んで
 二 七 鳥有に歸し 鳥有に歸し
 三 一〇 注ぎ 注ぎ
 四 五 牛耳と採る者 牛耳を執る者
 九 三 侵入するよそを 侵入するよそを
 一一 八 潔しとせざる 潔しとせざる
 一二 五 誌文稿 誌文稿
 一三 八 擧一動 擧一動
 一四 一 採らざる 採らざる
 一五 八 百八十四ヶ町村 町の街
 一六 一 あらざるも あらざるも
 一七 三 欲するの下へもの一字を加ふ
 一八 六 如何に 以下に
 一九 六 碧石 盤石
 二〇 一〇 奢侵 奢移
 二一 二 脊後 脊後

正

六七	三	春以	書後	六七	一三	卿稿料	卿稿料
七六	五	經つて	終つて	七七	七	同年四月	同年九月
八一	五	書設	書役	八二	三	護られたり	得られたり
八五	七	紙弊	紙幣	八六	一	法性の下へ	寺の一字を加ふ
八七	三	中學	小學	九一	九	任ぜらる	任ぜらる
九二	一	追ひらす	追ひらす	九四	四	輕漂	輕漂
九四	一	劔熊開所	劔熊開所	九五	九	任被	被任
九五	一三	衝突	衝突	九六	二	納弁	納弁
九六	六	政海の下へ	中の一字を加ふ	九七	三	す	す
九九	八	妨害	妨害	九九	一	沮裏	沮裏
一〇〇	一	逐に	逐に	一〇二	一	風顛	風顛
一〇四	一〇	訓導	教諭	一〇六	七	專擅	專擅
一一〇	八	大經倫	大經倫	一一四	五	然て	隨て
一一七	九	高座になり	高座に居り	一二七	一〇	揚々たる	揚々たる
一二七	一	婆娑	婆娑	一二八	一〇	馬に	馬に
一二八	一〇	知ず	知ず	一二九	二	輕操	輕操
一二三	六	衝突	衝突	一二四	三	必よ	心に

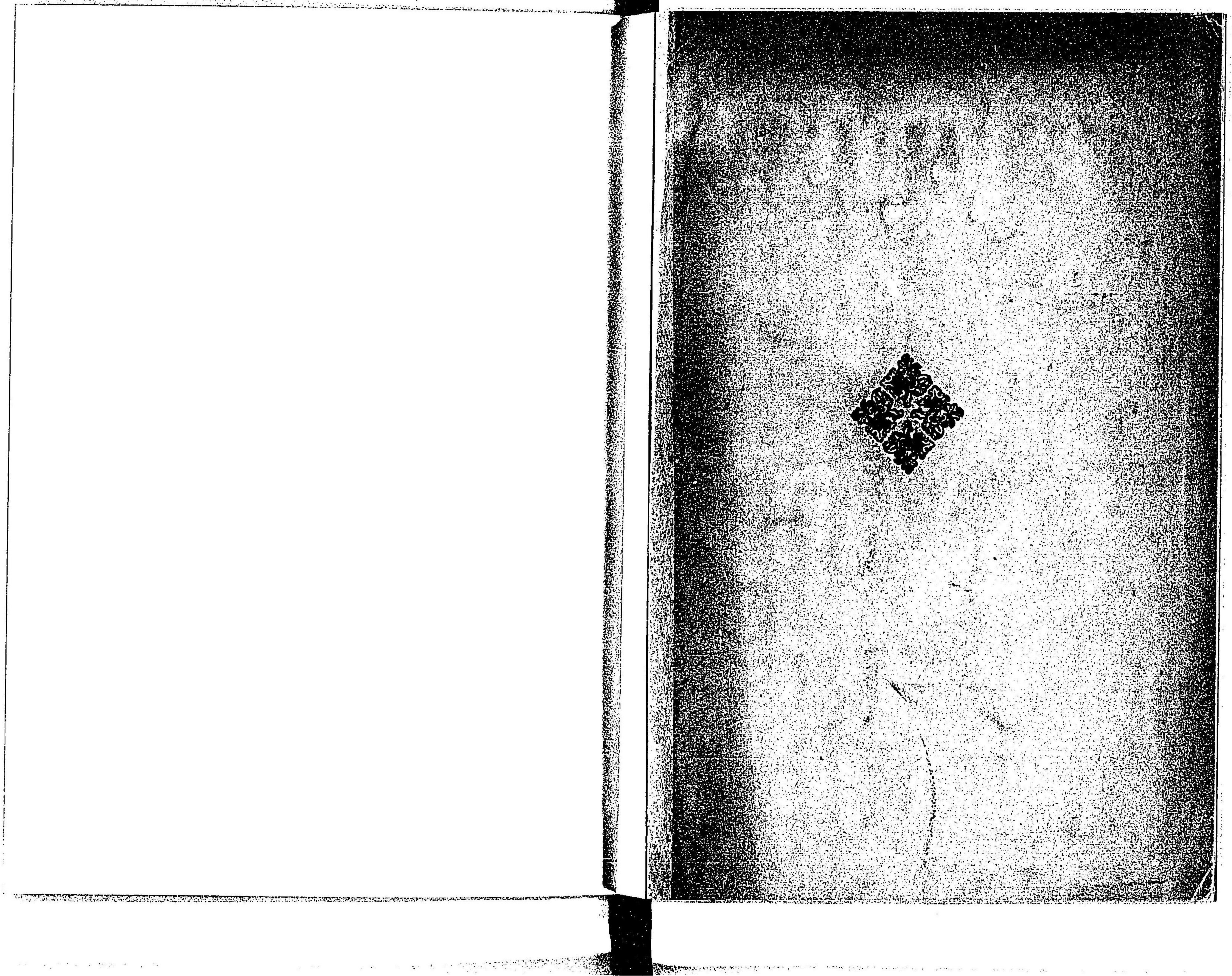
一二四	二	眞實	直廣	一二六	一	まらが	うが
一二六	二	誇りかけ	誇りかけ	一二六	四	優勢	優勝
一二六	九	由縁	由縁	一二七	三	極ましも	極めしも

明治廿五年十一月十四日印刷
同 年 同 月 十 五 日 出 版

滋賀縣近江國滋賀郡大津町大字中京第廿九番屋敷
發行兼編輯人 北村竹次郎

同縣同國同郡同町大字上京第四十番屋敷
印刷人 北村菊太郎

正價金貳拾五錢



[Redacted text]

特14
476

滋賀県会議員正伝
北村正武
国立国会図書館

004474-000-9

特14-476

滋賀県会議員正伝

北村 正武/著

M25

ACE-1008

